

平成29年第4回（12月）坂城町議会定例会会期日程

平成29年12月4日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	12月 4日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程
2	12月 5日	火		○休 会 （一般質問通告午前11時まで）
3	12月 6日	水		○休 会
4	12月 7日	木		○休 会
5	12月 8日	金		○休 会
6	12月 9日	土		○休 会
7	12月10日	日		○休 会
8	12月11日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	12月12日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	12月13日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問 ○委員会 ・総務産業、社会文教
11	12月14日	木		○休 会
12	12月15日	金	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

12月4日上程

専決第18号	和解及び損害賠償額の決定について	12月4日	承認
議案第51号	上田地域広域連合規約の変更について	12月15日	可決
議案第52号	坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例について	12月15日	可決
議案第53号	坂城町公の施設の指定管理者の指定について	12月15日	可決
議案第54号	平成29年度坂城町一般会計補正予算（第8号）につい て	12月15日	可決
議案第55号	平成29年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 2号）について	12月15日	可決

12月15日上程

議案第56号	平成29年度坂城町一般会計補正予算（第9号）につい て	12月15日	可決
--------	--------------------------------	--------	----

平成29年第4回坂城町議会定例会

目 次

第1日 12月4日(月)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○町長招集あいさつ	3
○報告第5号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	13
○議案第51号～議案第55号の上程、提案理由の説明	14

第2日 12月11日(月)

○議事日程	18
○一般質問 朝倉 国勝 議員	18
西沢 悦子 議員	29
大森 茂彦 議員	42
滝沢 幸映 議員	53

第3日 12月12日(火)

○議事日程	70
○一般質問 山崎 正志 議員	70
吉川まゆみ 議員	80
小宮山定彦 議員	95
中嶋 登 議員	107

第4日 12月13日(水)

○議事日程	122
○一般質問 入日 時子 議員	122
塩入 弘文 議員	131
柳沢 収 議員	145

第5日 12月15日(金)

○議事日程	156
○議案第51号～議案第55号の質疑、討論、採決	156
○追加議案上程、提案理由の説明	160
○議案第56号の質疑、討論、採決	161
○町長閉会あいさつ	161

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	<p>1. 里山整備と防災対策</p> <p>イ. 松くい虫による枯損木の処理について</p> <p>ロ. 河川への土砂流入対策について</p> <p>2. ふるさと納税について</p> <p>イ. 現状と見通しは</p>	<p>4 番</p> <p>朝 倉 国 勝</p>	<p>町 長</p> <p>産業振興課長</p> <p>企画政策課長</p>
2	<p>1. 教育について</p> <p>イ. 総合教育会議について</p> <p>ロ. 教育大綱について</p> <p>ハ. コミュニティ・スクールについて</p> <p>2. 新年度予算に向けて</p> <p>イ. まち・ひと・しごと創生総合戦略事業検証結果について</p> <p>ロ. 工業団地整備を早急に</p> <p>ハ. 町単補助工事について</p>	<p>2 番</p> <p>西 沢 悦 子</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教育文化課長</p> <p>企画政策課長</p> <p>産業振興課長</p> <p>建 設 課 長</p>
3	<p>1. 地域循環型経済の振興について</p> <p>イ. 町内小規模企業の状況は</p> <p>ロ. 創業支援は</p> <p>ハ. 住宅リフォーム助成制度の再開を</p> <p>ニ. 小規模企業振興基本条例の制定を</p> <p>2. 坂城駅周辺のまちづくりについて</p> <p>イ. 旧北国街道の古民家の面的保存は</p> <p>ロ. 総合的に検討するプロジェクトチームの立ち上げを</p>	<p>1 2 番</p> <p>大 森 茂 彦</p>	<p>町 長</p> <p>産業振興課長</p>
4	<p>1. スポーツ振興について</p> <p>イ. 現状と取り組み状況は</p> <p>ロ. スポーツ施設の充実と整備を</p> <p>2. 介護保険サービスについて</p> <p>イ. サービス利用の現状と課題について</p>	<p>6 番</p> <p>滝 沢 幸 映</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教育文化課長</p> <p>福祉健康課長</p>
5	<p>1. 就労人材不足について</p> <p>イ. 現在の就労者の状況は</p> <p>2. 公共施設の樹木管理について</p> <p>イ. 植栽の管理は</p>	<p>1 0 番</p> <p>山 崎 正 志</p>	<p>町 長</p> <p>産業振興課長</p> <p>建 設 課 長</p>

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
6	1. 支え合いの地域づくりについて イ. 地域支援グループ（サロン）について ロ. 各種講座の取り組みについて 2. 移住定住促進について イ. 長野地域連携中枢都市圏の取り組みについて ロ. 銀座NAGANOについて	7 番 吉川まゆみ	町 長 福祉健康課長 企画政策課長
7	1. ワイナリー形成事業について イ. この5年間の総括 ロ. 今年の委託醸造と販売予定について ハ. 今後の展開について 2. 国民健康保険について イ. 特定健診について ロ. 特定保健指導について ハ. 医療費について	3 番 小宮山定彦	町 長 企画政策課長 福祉健康課長
8	1. 胃がんの原因ピロリ菌について イ. ピロリ菌検査を ロ. 中学生に集団検診を 2. 国土調査について イ. 町内の進捗状況は ロ. 筆界未定地は ハ. 今後の予定は	11番 中島 登	町 長 建設課長
9	1. 勉強しやすい環境づくりを イ. 小中学校の教室にクーラーを 2. 和平開墾の歴史伝承を イ. 開墾の歴史説明板を 3. 下水道接続推進のために イ. 水洗化にリフォーム補助金を	13番 入日時子	町 長 教育文化課長 建設課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
10	1. どの子にも学力と生きる力を イ. 子どもたちのよさと課題は ロ. 子どもにどんな力をつけるのか ハ. 地域住民による支援の現状と課題は ニ. 教職員の働き方改革について 2. 安全な生活道路を イ. 産業道路の拡幅と舗装を ロ. 生活道路の舗装を	8 番 塩 入 弘 文	町 長 副 町 長 教 育 長 教育文化課長 建 設 課 長 総 務 課 長
11	1. 明るいまちに イ. どんな子に育てるのか 2. 仕事と暮らしのまちに イ. 工業団地造成事業は 3. 寄り添うまちに イ. 特殊詐欺対策は	5 番 柳 沢 収	町 長 教 育 長 産業振興課長

平成29年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年12月4日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 12月4日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1番議員	塩野入 猛 君	8番議員	塩 入 弘 文 君
2 "	西 沢 悦 子 君	9 "	塚 田 正 平 君
3 "	小宮山 定 彦 君	10 "	山 崎 正 志 君
4 "	朝 倉 国 勝 君	11 "	中 嶋 登 君
5 "	柳 沢 収 君	12 "	大 森 茂 彦 君
6 "	滝 沢 幸 映 君	13 "	入 日 時 子 君
7 "	吉 川 まゆみ 君	14 "	塚 田 忠 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	塚 田 陽 一 君
総 務 課 長	青 木 知 之 君
企 画 政 策 課 長	柳 澤 博 君
住 民 環 境 課 長	山 崎 金 一 君
福 祉 健 康 課 長	伊 達 博 巳 君
保 育 園 振 興 幹	小宮山 浩 一 君
産 業 振 興 課 長	大 井 裕 君
建 設 課 長	宮 嶋 敬 一 君
教 育 文 化 課 長	宮 下 和 久 君
収 納 対 策 推 進 幹	池 上 浩 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	竹 内 祐 一 君
総 務 課 長 補 佐	関 貞 巳 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	北 村 一 朗 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	堀 内 弘 達 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	長 崎 麻 子 君
代 表 監 査 委 員	大 橋 房 夫 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	白 井 洋 一 君
-------------	-----------

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告 第5号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第51号 上田地域広域連合規約の変更について
- 第 7 議案第52号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第53号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第54号 平成29年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について
- 第10 議案第55号 平成29年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（塩野入君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、議会に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（塩野入君） 会議規則第127条の規定により、13番 入日時子さん、14番 塚田忠君、2番 西沢悦子さんを会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（塩野入君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの12日間といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（塩野入君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月15日までの12日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は明日5日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（塩野入君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） おはようございます。本日ここに、平成29年第4回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

去る、10月22日、第48回衆議院議員総選挙の投開票が行われ、自民党、公明党の与党が衆議院の定数の3分の2を超える議席を確保いたしました。

この結果、安倍政権の継続が決まり、11月1日、全閣僚が再任する中で第4次安倍内閣がスタートいたしました。さらなる経済政策の充実を強く望むものであります。

さて、11月24日に「特殊詐欺非常事態宣言」を千曲警察署と協議の上、発令いたしました。町内において、息子を装う「オレオレ詐欺」や医療費の還付金を振り込むと言って高齢者を誘い出してATMを操作させ、犯人グループの口座にお金を振り込ませてだまし取る「還付金等詐欺」などの特殊詐欺被害が10月以降連続して3件発生いたしました。

被害に遭われた方は65歳以上の方で、千曲警察署、坂城町交番、町防犯協会、町防犯指導員会等との連携を強化し、高齢の方はもとより全ての町民の皆様を対象に一層の啓発活動に努めてまいります。

特殊詐欺の手口に関心を持ち、人ごとではないという危機感を持っていただくとともに、家族で話し合っ「合い言葉」を決めるなどの対策をとっていただくようお願いいたします。

さて次に、11月18日に大阪市の大阪城ホールで開催された第36回全日本小学校バンドフェスティバルに、東海地区代表として3年連続の出場を果たした南条小学校金管バンド部が見事金賞を受賞いたしました。一昨年、昨年と惜しくも2年連続銀賞でしたけれども、今回は「南条ハッピーワンダーランドへようこそ」をテーマに、みんなにハッピーを届けたいという思いを込め演奏し、念願の金賞受賞となりました。日ごろの練習の成果を遺憾なく発揮して得た金賞の受賞に心からお祝いを申し上げます。

なお、3年連続全国大会に出場し、今回金賞を受賞した南条小学校金管バンド部の栄誉をた

たえ、役場に垂れ幕を掲げたところでございます。

9月7日から11月5日まで、鉄の展示館で開催されました特別展「大相撲と日本刀」では、現役横綱の太刀や拵、「大鵬」や「千代の富士」など歴代の横綱の化粧回しや太刀・拵などを展示し、期間中県内外から約4,800名のお客様にご来館いただき、ふだん目にできない貴重な品々をご覧いただきました。

また、10月1日には上松町出身の東の関脇、出羽海部屋の御嶽海関が当町に来町し、鉄の展示館の1日館長に就任していただきました。

当日は、鉄の展示館始まって以来の来館者数1,200名以上となる大盛況で、トークショーや握手会を行ったほか、同日開催しておりました町民運動会及び障がい者の皆さんが中心となり行っている軽スポーツ交流ブースにサプライズゲストとして登場していただき、玉入れ競技やリレー、大玉送りなどに参加していただき、「大相撲と日本刀」を盛り上げていただきました。感謝するとともに、来年のますますのご活躍を期待するものであります。

さて、長野広域連合が整備を行っておりますB焼却施設の稼働につきましては、計画目標である平成30年度より約2年おくれる見通しとなったことから、この間、B焼却施設において処理を予定していた千曲市と坂城町のごみをどうするかが大きな課題となっております。

このようなことから、まず、9月20日に、長野広域連合から葛尾組合焼却施設の地元である中之条区の葛尾組合対策委員会の皆さんに対して、「新ごみ焼却施設整備に係る中之条区説明会」を開催し、B焼却施設稼働までの間のごみ処理について、説明をさせていただきました。

その後、議員さん方にも大勢ご出席いただきましたが、9月29日に、連合長である加藤長野市長、理事の岡田千曲市長にもご出席いただき、「町民説明会」を開催し、B焼却施設の経過や進捗状況、長野広域連合からの提案をご説明する中で、さまざまなご意見を頂戴したわけではありますが、安全性を最大限重視した施設の維持管理と補修、環境調査結果のきめ細やかな情報提供など、安心して住める環境づくりに努めていくことをお約束し、葛尾組合焼却施設の稼働を延長する方向でご理解をいただいたところでございます。

続く、10月24日に開催されました葛尾組合議会全員協議会におきまして、焼却施設の稼働延長のご報告をさせていただいたところであります。

なお、葛尾組合焼却施設を稼働延長する場合の運営費につきましては、広域連合理事会において、「B焼却施設稼働までの間における葛尾組合焼却施設の施設改修費を含む運営費は、長野広域連合全体で負担する」との決定がなされております。

これらを踏まえまして、町といたしましては、葛尾組合焼却施設の稼働延長に向けて、長野広域連合、葛尾組合等と協議する中で、万全の体制で進めてまいりたいと考えております。

さて、日本を取り巻く世界の経済情勢につきましては、日本総研などによりますと、アメリカは7～9月期の実質GDPが前期比年率プラス3.0%と、4～6月期の同3.1%プラス

に続き、2四半期連続で3%台の成長をし、堅調なペースでの景気拡大が持続しております。

また、ヨーロッパでは、7～9月期のユーロ圏実質GDPが前期比年率プラス2.4%と4四半期連続で2%を超える伸びになっており、速報値が公表されているフランスがプラス1.9%、スペインがプラス3.2%と堅調な伸びを維持しております。

また、中国におきましては7～9月期の実質GDP成長率が前年同期比プラス6.8%と、7四半期ぶりに低下しており、景気減速の背景として、昨年まで、政府は積極的な財政支出と金融緩和を実施したものの、過剰生産や不動産市場の過熱などの問題が再浮上したため、財政・金融政策を引き締め方向に転換しており、今後も政府の引き締めスタンスは続くものの、景気を冷え込ませるほどに強化される公算は小さいと予想され、引き続き注視していく必要があると考えております。

次に国内の状況であります。内閣府による10月の「月例経済報告」では、「緩やかな回復基調が続いている」とし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。」とする一方で、「海外経済の不確実性や金融資本の変動の影響に留意する必要がある。」としております。

また、長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が11月に発表した「金融経済動向」によりますと、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から「生産の動きは増加している。雇用・所得は、着実な改善が続いている」とし、「総論として長野県経済は、緩やかに回復している。」としております。

当町におきましては、10月に実施しました町内の主な製造業20社の経営状況調査の結果では、生産量は、3カ月前のプラス2.85%からマイナス1.99%と4.84ポイント減少しましたが、売り上げについてはプラス2.07%からプラス3.82%と1.75ポイント増加いたしました。

また、雇用については、7～9月の実績が、総計でプラス33名と、前回調査のプラス45人から若干減少いたしましたが、来春の雇用は、ほとんどの企業が増員または減員分の補充を予定しており、全体では60名の増員予定となっております。

続いて、29年度の主な事業の進捗状況について申し上げます。

まず、トータルメディアコミュニケーション施設整備事業につきましては、現在、同報系防災行政無線の整備工事を進めているところでございます。

今月からは、屋外拡声子局の設置、親局や千曲坂城消防本部に設置する遠隔制御装置などの工事を進め、来年の1月下旬より試験運用を開始するとともに、順次全戸、全事業所へ戸別受信機の配布を行う計画であります。

なお、戸別受信機の配布につきましては、住民の皆様には「広報さかき」等でお知らせを行ったほか、11月に、町内4カ所において住民説明会を開催し、同報系防災行政無線の概要

説明や戸別受信機の取り扱い、電波状況によるアンテナ工事の必要性、配布スケジュールや配布の手順など、広く周知しているところであります。

今年度内には、有線放送加入の個人及び事業所の皆様への配布を完了させるほか、Jアラートとの接続工事を行い、来年4月に開局、運用を開始する予定であります。

開局後は、引き続き未加入の皆様への戸別受信機の配布、河川監視カメラや水位計、雨量計などの気象観測装置の設置工事、すぐメールや町ホームページなどの各種通信サービスとの連携などを完了させ、7月ごろから、全てのシステムの運用を開始する計画で進めてまいります。

また、トータルメディアコミュニケーション構想推進におきましては、高齢者の見守り・支援につきましても、段階的に導入を進めております。

今年度は、住宅の水道使用の異変を察知し、家族等へ自動的にメールでお知らせをする、水道メーターを活用した高齢者元気応援システム「K I Z U K I」の試験導入を開始し、現在37名の方にご利用いただいております。

今後につきましては、さらなる利用者拡大を図るとともに、効果的な運用に努めてまいります。

ワイナリー形成事業につきましては、試験圃場におけるワイン用ブドウの実証試験栽培が最後の年となる5年目を迎え、この秋には赤系・白系合わせまして約2,300kgの収穫となりました。

今年も町振興公社を通して、サントリーワインインターナショナルへ醸造をお願いし、来春の「坂城プレミアムワイン」の販売を予定しているほか、同様に、来年町内に創業予定のワイナリー計画者にも活用していただく見込みであります。

また、町振興公社や千曲川ワインバレー特区連絡協議会も含めた周辺自治体と連携し、ワイン振興に向けたPRイベントに取り組んでまいります。

また、信州さかきふるさと寄附金につきましては、昨年度からインターネットを利用した寄附申し込みを可能とし、引き続き特産品振興や地域活性化につながる取り組みを進めてまいります。

11月末時点で1,459件、3,265万3千円の寄附がございました。

また、町の魅力を発信し、町を知ってもらうため、返礼品の充実を図っているところであり、返礼品協力事業者数及び返礼品数は、11月末現在で、延べ23事業者、112品目となっております。引き続き、返礼品を提供していただける事業者の皆さんの募集に努め、適切に推進してまいります。

さて、「びんぐし湯さん館」につきましては、より多くの町民の皆様にご利用いただけるよう、今年度から、入館割引だけでなく、館内食堂でお使いいただける食事割引とセットにした町民優待事業について、坂城町振興公社と町とで負担をし、実施しているところ

ろでございます。

また、来年1月からは、障がい者割り引き及び町消防団員割り引きにつきまして、現在2割引、100円割り引きのところをさらに割引率を高め、介助者の方も含めまして5割引、半額の入館料にて、お入りいただけるよう、現在準備を進めており、必要な経費について補正予算に計上させていただいたところでございます。

引き続き多くの皆様にご利用いただけるよう取り組んでまいります。

また、A01号線道路改良事業の金井工区につきましては、用地買収が済んだ箇所につきまして、現在、道路改良工事を実施しております。

また、酒玉工区につきましては、河川協議を進めている若草橋のかけかえに伴い、今年度、仮設橋設置工事を発注する予定となっており、河川協議が許可になり次第、順次進めてまいりたいと考えております。

橋梁修繕事業につきましては、町内5橋、これは北日名の中央橋、網掛35号橋、月見147号橋、坂端日の出橋、四ツ屋27号橋が発注済みとなっており、今年度末の工事完了を目指しております。

また、鼠橋につきましては、現在、詳細調査・設計業務を実施しており、平成30年度より順次修繕工事を実施してまいりたいと考えております。

また、国道18号バイパスにつきましては、11月7日に新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会及び上田バイパス第二期工区建設促進期成同盟会と合同で、国土交通省を初め財務省、地元選出国會議員の方々などに早期完成の要望を行ってまいりました。

今回の要望で、国土交通省高橋政務官への要望の際、国道18号などの渋滞が坂城町の経済活動・生産性への大きな阻害となっており、地域経済発展のためにも、バイパスの早期建設の必要性を説明したところ、「坂城町工区を優先的に進めるように」と、国土交通省の担当者に指示をされるなど、手応えを感じることができました。

また、11月30日には、これまでなかったことではありますが、関東財務局からも来町され、町の現状を説明する中で、バイパスの必要性について直接お話をさせていただきました。

引き続き、町独自の要望活動なども行い、一日も早い完成に向けて努力してまいりたいと考えております。

さて、しなの鉄道が本年10月1日に開業20周年を迎え、しなの鉄道沿線の観光PRとともに、公共交通の利用促進につながる事業の一環として、沿線キャラクターを車両にラッピングして運行する「しなの鉄道沿線キャラクターラッピング電車」を運行します。

115系電車3両を利用し、軽井沢から妙高高原駅間において、この12月から1年間の走行を予定しており、当町の「ねずこん」を初め、県・市・町の計12のキャラクターをデザインしたラッピングが予定され、今月の25日、軽井沢駅で出発式が開催されます。

空家活用事業につきましては、11月末現在の空き家バンクの利用状況につきましては、空き家物件の登録件数は12件となっております。

今年度に入ってから、空き家の賃貸及び売買の成約物件数が6件、改修補助が2件、片づけに対しての補助が2件あり、新たに22名の方が町内に移住定住をされました。

また、工業用地につきましては、前田工業団地を取得したミヤリサン製菓株式会社が新工場を建設しており、また株式会社竹内製作所やデリーフーズ株式会社さんでは自社敷地内に工場を増築するなど、企業活動が活発化している中で、町が保有し分譲できる用地は、「坂城インター工業団地」の2区画のみとなっております。

現在、新たな工業用地の選定に向けて、開発面積等の検討を行う基本設計業務を進めており、来年度から、地元・地権者説明会や実施設計、不動産鑑定など工業団地の整備に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、南条児童館の建設事業につきましては、基礎工事がおおむね工程どおり進捗しているところであります。引き続き地域の皆様のご理解、ご協力をいただく中で安全な施工に努め、工期内竣工に向けて工事を進めてまいります。

さて、江戸時代後期の文政9年、これは1826年ですが、新町の旅籠屋「大藤屋」に嫁いだ藤沢秀子、俳号は藤沢雨紅によって刊本された、県立図書館に蔵書されていましたが、「松陰集」につきましては、関係する皆様のお力添えをいただき、意識・編集が完了したことから、本年度において発刊すべく、意識等の確認作業を行っていたところでありますが、この10月末に発刊の運びとなりました。

江戸時代の俳句集としては本町で唯一の句集であり、また、女性の手によるものとして極めて貴重な俳句集であります。また、本年が藤沢雨紅生誕250周年に当たるということもあり、PRに努めまして、広く皆様にご覧いただければと考えております。

さて、10月6日と7日の2日間、町内工業の発展と技術の継承並びにモノづくりの技術を町内外に発信する「2017さかきモノづくり展」が坂城テクノセンターにおいて開催されました。

町内企業を初め、連携協定を結んでいる四つの大学や支援機関など31社がブースを開設し、企業の技術や製品のPR、企業交流、情報交換などを行いました。

この、モノづくり展にあわせまして、上伊那地域の中小企業で構成されている「世界の会」の20名の皆様と町内企業の皆さん約40名で、B to Bビジネス商談会が開催され、活発な商談が行われました。また、世界の会の代表を務めておられますサン工業株式会社の川上社長さんには、10月19日の諏訪圏工業メッセを視察する際に訪問させていただき、熱気にあふれた経営理念をお伺いするなど交流を深めたところでございます。

また、モノづくり展と同時開催され、商工会商業部会を中心とした「ふーど市」が1日目は

天候が悪い中でも、買い物をされたお客様も数多く、2日目にはプレミアム商品券を発売することにより、商品券をお買い求めになられたお客様も相乗効果で、モノづくり展には2日間で約2千名の方にご来場いただきました。町内外に町工業のものづくり魂を力強く発進することができたと思います。

10月28、29日には第46回坂城町文化祭が文化センターを主会場として開催され、数多くの作品が展示された会場は大勢の来場者でにぎわいました。28日の午後には、さかきふれあい大学文化祭記念コンサートとして、「クラシックコンサート」が開催され、来場した皆さんは、チェロとピアノの演奏とコラボした会場に響く澄んだソプラノの美声に感動しておられました。

また、文化祭にあわせまして、坂城どんどんの際に坂城町特命大使の小松美羽さんによるライブペイントで描かれた作品「親愛なる原点坂城町へ」のお披露目を行い、世界で活躍されている小松さんの作品を大勢の皆様が間近でご覧になることができました。この作品は、坂城町に寄贈されまして、ただいま役場庁舎1階に展示中であります。

11月12日に開催されました恒例の「ねずみ大根まつり」は9回目を迎え、晴天に恵まれる中、愛知県や石川県など県外からもお越しいただき、地場産直売所「あいさい」の農産物などの商品をお買い求めいただくなど、大勢のお客様でにぎわいました。

また、同時開催のねずみ大根収穫体験会場では、開会前から大勢の皆様と並んでいただき、300名ほどの来場者で大変盛況でありました。町といたしましては、地域ブランドの情報発信の場としても、重要と考えておりますので、さらなる特産品の振興、ブランド化に努めてまいります。

さて、11月16日には、毎年恒例となっております商工会主催の「地域経済懇話会」が開催され、町内の社員50名以上の企業14社にお集まりいただき、国道18号バイパス事業と工業団地の造成や、現在の景況と今後の見込み等について懇談を行いました。

ご出席いただいた多くの企業の皆様からは、工業用地の不足や人材の確保が喫緊の課題となっていることなど、刻々と変化する企業ニーズや景況感などの貴重なお話をお伺いすることができました。

町といたしましても、各企業の意見を参考に、ニーズに合った企業への支援方法を初め、地域の皆さんや従業員の皆様が安全で暮らしやすい、働きやすいまちづくりを目指してまいります。

今週12月9日、土曜日には、一人一人がともに認め合い、ともに支え合う人権意識を養うとともに、福祉の理解を深めるため、「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」を文化センターにおいて開催いたします。

今回は、記念講演の講師に作家、詩人、ミュージシャンなど幅広くご活躍されているドリア

ン助川さんをお招きし、「私たちはなぜ生まれてきたのか？小説「あん」でハンセン病快復者の人生を描いた意味」と題してお話をいただきます。大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

続いて、12月補正予算の主な内容について申し上げます。

まず、歳入のうち法人町民税についてであります。

坂城町における法人町民税の税収は、大手数社の企業活動の影響により増減する状況にあります。

減額補正の主な理由は、好調な企業もある中、輸出企業において、北米及び欧州ともに販売台数は好調に推移しているものの、円高の影響により売上高、営業利益等が減少した影響により減額となったものでございます。

続いて、歳出について申し上げます。

町道の除雪委託事業につきましては、冬季の降雪時に対する除雪作業が迅速に実施できるように、町内建設業者の保有する大型除雪機械を使用しながら実施していく計画で進めているところであります。

降雪時には、町民の皆様の生活に必要となるバス路線や町内の学校、駅等の主要施設などへ通じる主要道路について、優先して除雪作業を行うことができるよう、除雪経費等について計上させていただきました。

町では、経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品や新入用品、給食費等の援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的として就学援助制度を実施しております。これまでは就学援助費の支給につきまして、7月、11月、3月に支給をしていたところですが、国の要綱が改正され、就学前の者も対象となったことから、町におきましても入学準備品に係る援助費の支給につきまして、要綱の改正を行い、就学前に支給できるようにしたことに伴い、今回補正を行うものでございます。

以上、29年度の主な事業の進捗状況並びに主な12月補正予算の内容について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が1件、規約の変更が1件、条例の一部改正が1件、指定管理者の指定が1件、一般会計・特別会計の補正予算2件、計6件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（塩野入君） 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期事務監査が実施され、監査委員より報告書の提出がありました。監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（大橋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、過日実施いたしました坂城町定期事務監査の結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付されております平成29年度定期事務監査報告書として取りまとめてあります。なお、この報告書は12月1日に地方自治法第199条第9項の規定に基づきまして、町長、教育長、議長に提出いたしております。

このたびの定期事務監査は、地方自治法第199条第4項の規定によるものでありまして、毎会計年度、少なくとも1回以上、期日を定めて監査をしなければならないという規定に基づいているものであります。

監査の対象として、次の七つの会計がございます。坂城町一般会計、坂城町有線放送電話特別会計、坂城町国民健康保険特別会計、坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計、坂城町下水道事業特別会計、坂城町介護保険特別会計、坂城町後期高齢者医療特別会計。それぞれの会計につきまして、平成29年度の歳入歳出の状況を9月30日現在の数値をもって監査いたしました。

また、定期事務監査にあわせまして地方自治法第199条第5項の規定による監査としまして、平成29年度に施工中または施工済みの工事箇所について、実地検分により監査いたしました。監査の期間は、平成29年10月18日から26日の間において坂城町役場庁舎内において実施いたしました。

監査の方法は、平成29年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出計算書等をもとにし、関係各課等により予算執行の状況及び主要施策の進捗度の状況について説明をいただき、質疑形式により監査を進めました。また、必要に応じて各課から財務管理の状況、事務事業の年間計画とその執行状況等について資料の提出を求め確認をしております。

なお、次に掲げる四つの事項は地方自治法に規定されているものであります。①として住民福祉の増進に役立っているか。②として、最小の経費で最大の効果を上げているか。③執行機関の組織や運営が合理的、効率的に行われているか。④予算の執行や事業の取り組みは予定どおり行われているかであります。これらの項目を主眼にして監査を実施いたしております。

監査の結果でございますが、各所管における財務に関する事務処理及び事業の契約、執行等につきましては、関係法令、条例、規則に準拠して、適正に処理されているものと認めました。

次に、事務及び事業の状況についてご報告申し上げます。平成29年度の予算執行については、実施計画に沿って執行されておりました、主要事業及び本年度新たに執行した事業につきましても、なお積極的な取り組みがなされていると認識いたしました。また、地方自治法に定める住民の福祉の増進に重点を置き執行されているものと受けとめております。

予算執行の状況についてです。詳細になりますが、平成29年9月末日現在における状況を会計ごとにまとめてあります。歳入については予算に対する割合、歳出については執行率とし

て表示しております。また、予算執行が年度末に実施されるものが多くありますので、記載されている数値の状況になっております。

なお、予算に対する収入割合及び執行率について、前年同期との比較分析を記述されているところであります。読み上げるのは省略させていただきまして、若干の補足をさせていただきますと、表の末尾にある一般会計と特別会計全体の予算規模、本年度ですと119億4,588万5千円となっておりますが、これが前年と比較して10億5,358万5千円の増となっております。分母となるところでありますので、その結果、総じて予算割合が減となっているものと考えます。

また、歳入につきまして、本年9月末日が休日でありましたことから、9月末納期の町税、保険料、使用料負担金等が10月になってからの収入になりましたことも影響しているものと考えられます。

その中で次に、平成29年度町税の賦課徴収の状況について説明いたします。9月末の徴収実績につきまして、町税全体として収入済額は15億533万6千円であります。前年に比較して7,302万9千円の減となっております。

その中で主な税目であります個人町民税について、収入済額は現年分にして3億3,843万5千円であり、前年比585万4千円の減となっております。また法人町民税については収入済額が現年分1億9,439万5千円で、1,996万円の減となっておりますが、とりわけ町を代表する上場企業2社、いずれも業績は堅調に推移しているんですけども、前年対比で売上高、利益ともに減少しております。

なお、納税は堅実に推移しているところであるわけですが、アベノミクスによる企業減税効果が効果的に働いた結果で、収入減になっていると受けとめております。この企業減税ですが、企業にとりましては有効な節税になるわけですが、行政にとりましては収入減という結果を招くような状況になっております。

一方、固定資産税についてですけれども、前年度におきまして企業の設備投資が進んだという結果を受けまして、現年分の調定額についても1,662万4千円増の13億911万3千円となりました。なお、この収入済額についても、先ほどお話しのように納期限に当たる9月末日が休日に当たることもありまして、4,237万9千円減の8億5,907万8千円という結果になっております。

次に、主要事業とその執行状況について、既に総括のところでご報告してあるところですが、事務事業の年間計画に従い、ほぼ計画的に執行されております。

また、工事の執行状況については、報告書の末尾につづられております工事等検査箇所調書に記載されている箇所をそれぞれ現地に赴き検分いたしました。施工中の工事箇所についてはおおむね予定どおり施工されており、施工完了した箇所につきましては計画どおり執行されて

いることを確認いたしました。

次に、監査の所見であります。一般会計については各課等の指摘事項として、また特別会計については会計ごとに記述してあります。

今回は地域の環境づくりに視点を置きました。定期事務監査を通じて、関係各課等から事業内容を聴取する中で、対応が可能なものについて取りまとめてあります。個々の内容について触れませんが、お目通しいただきたいと思っております。

なお、記述に至らなかった指摘事項につきましては、その場でその都度口頭にて検討をお願いしております。

以上であります。定期事務監査のご報告といたします。

議長（塩野入君） 審査所見の報告が終わりました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した請願はお手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

議長（塩野入君） 次に、日程第5「報告第5号 町長の専決処分事項の報告について」を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に報告を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（塩野入君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） 専決第18号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、平成29年7月19日に、有線放送電話柱が腐食により折損し、隣接する蔵の屋根を損傷させたことについて、相手側への損害賠償を支払うことで、示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしましたものでございます。

以上、専決処分事項につきましてご報告いたします。

議長（塩野入君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時45分～再開 午前10時55分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

◎日程第5「報告第5号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第18号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

議長（塩野入君） 日程第6「議案第51号 上田地域広域連合規約の変更について」から日程第10「議案第55号 平成29年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」までの5件を一括議題とし提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（塩野入君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第51号から55号まで続けてご説明申し上げます。

まず、議案第51号「上田地域広域連合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、上田地域広域連合の平成30年度から平成34年度までの次期第5次広域計画策定に当たり、規約の変更が必要となるため、地方自治法第291条の3第1項の規定により協議があったことから、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

規約の変更内容についてであります。現広域計画の事務事業項目のうち「関係市町村の土地利用計画の調整に関すること」及び「上田地域の情報化に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること」の2事業につきましては、各市町村において独自の取り組みが進められており、広域的に行うことのメリットや必要性が生じなくなってきたため、これを廃止し、現行19項目ある事務事業項目を17項目に減ずるものであります。

続きまして、議案第52号「坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」等の一部改正に伴い、「坂城町職員の育児休業等に関する条例」について、所要の改正をするものであります。

これまで、地方公務員の非常勤職員が取得できる育児休暇の期間につきましては、育児休業法等の規定と同様に、原則として子供の1歳到達までであります。保育所等に保育を申し込んでいるが入れない等の条例等で規定する「特に必要と認められる場合」に限り、子供の1歳6カ月到達まで延長が可能とされておりました。今回の法改正により、この延長の期間について、1歳6カ月まで育児休業を延長しても、なお保育所に入所できなかった場合などに、さらに6カ月の再延長が可能とされたところであります。

この法改正に伴い、条例におきましても、育児休業の期間を子供の2歳到達まで再延長可能とするための改正を行うものであります。

次に、議案第53号「坂城町公の施設の指定管理者の指定について」ご説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月1日から指定管理者による管理運営を行っている町内7施設につき

まして、平成30年3月31日をもって、指定管理者に係る指定の期間が満了することに伴い、同年4月1日からの当該7施設に係る指定管理者を指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第54号「平成29年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,403万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億1,278万6千円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、法人町民税現年度分で2,800万円を減額し、社会保障・税番号制度システム整備費補助金等の国庫支出金465万1千円、障害者自立支援医療費負担金等の県支出金115万円、基金繰入金5,503万9千円をそれぞれ増額するものでございます。

一方、歳出の主な内容につきましては、マイナンバーカードへの記載事項追加のための経費220万円。自立支援医療費340万円、直売所拠点機能向上対策事業255万円、和平線、平沢線の除雪に係る重機借上料100万円、町道等に係る除雪経費1,150万円、小中学校入学前に支給する就学援助費71万2千円をそれぞれ増額するものでございます。

また、平成30年度予算において一般廃棄物収集運搬等業務を行うための債務負担行為の補正につきましても、あわせてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、議案第55号「平成29年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,546万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億4,406万7千円とするものであります。

今回の補正は、平成28年度消費税の確定に伴う補正、流域下水道維持管理負担金の決算に伴う返還金等の歳入を見込み、公共下水道事業の整備進捗のための管渠工事を行うものであります。

歳入につきましては、消費税還付金を313万3千円、維持管理負担金返還金を1,232万7千円を増額するものでございます。

次に歳出につきましては、一般管理費を573万1千円減額し、公共下水道事業費を2,120万円増額するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（塩野入君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日5日から12月10日までの6日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(塩野入君) 異議なしと認めます。

よって、明日5日から12月10日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は12月11日、午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時06分)

1 2 月 1 1 日 本 会 議 再 開 (第 2 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 塩野入 猛 君 | 8 番議員 | 塩 入 弘 文 君 |
| 2 〃 | 西 沢 悦 子 君 | 9 〃 | 塚 田 正 平 君 |
| 3 〃 | 小宮山 定 彦 君 | 10 〃 | 山 崎 正 志 君 |
| 4 〃 | 朝 倉 国 勝 君 | 11 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 5 〃 | 柳 沢 収 君 | 12 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 6 〃 | 滝 沢 幸 映 君 | 13 〃 | 入 日 時 子 君 |
| 7 〃 | 吉川 まゆみ 君 | 14 〃 | 塚 田 忠 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者 | 塚 田 陽 一 君 |
| 総 務 課 長 | 青 木 知 之 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 崎 金 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 保 育 園 振 興 幹 | 小宮山 浩 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 大 井 裕 君 |
| 建 設 課 長 | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 池 上 浩 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 関 貞 巳 君 |
| 総 務 係 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 北 村 一 朗 君 |
| 財 政 係 長 | 堀 内 弘 達 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 堀 内 弘 達 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | 長 崎 麻 子 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 長 崎 麻 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 臼 井 洋 一 君 |
| 議 会 書 記 | 竹 内 優 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 里山整備と防災対策ほか | 朝倉 国勝 議員 |
| (2) 教育についてほか | 西沢 悦子 議員 |
| (3) 地域循環型経済の振興についてほか | 大森 茂彦 議員 |
| (4) スポーツ振興についてほか | 滝沢 幸映 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塩野入君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、本日から13日までの3日間、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（塩野入君） 質問者はお手元に配付したとおり、11名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いをいたします。

それでは順番によりまして、初めに4番 朝倉国勝君の質問を許します。

4番（朝倉君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本議会では、里山整備と防災対策について、そしてふるさと納税について行いたいと思います。今年は、年初から天候が平年に比べ異常という状態であります。特に農産物におきましては、春先のアンズ、桃、ブドウ、リンゴ等、果物では大変天候の影響を受け、作柄は厳しい状態でした。このような状況の中で、特徴的なことは、台風でありました。通常は、本土を通過しない台風が迂回をして上陸するという極めてまれな事態を、私ども経験をいたしました。そしてまた、それによって大きな災害を引き起こしました。これらからして、従来の常識では想定できない気象の実態を考えますときに、防災の対策が大変重要と考えると同時に日ごろからその対策が大変大切と考えるものでございます。

そこで、今議会におきましては、最初に里山整備と防災対策について質問いたします。

10月の台風21号と降り続きました雨により、当坂城町でも大きな被害に遭遇いたしました。その被害の中でも、倒木による被害が近年になく大きく発生したことは、皆さんご承知のことだと思います。内容的には、一つは松くい虫による被害林の拡大や里山の整備が追いつかずに発生した二つの原因にあると私は考えております。このような災害は、全町的に発生をしております、これらからしてみましても、防災面という観点からも、これらに対する対策が喫緊の課題と考えるものでございます。

そこで、イとして、松くい虫に伴う枯損木は、町全体に発生をしております。この処理について、どのような考え方があるのか、伺いたいと思います。

また、里山整備につきましては、地権者は存在するものの、木材の利用価値が、あるいは価格が低下をしておるといことで、手入れがなされずに放置されているのが現実でございます。このような観点から健全な森林形成がされず、しっかりとした成木林ができずに、今回のような倒木の発生原因につながる事態となっております。このようなことから、倒木の原因も二極化していると判断をしております。

町では、里山整備についても、県と連携し事業を導入しているところでございますが、現実には基本的な統一された考え方に基づいているようなことがないためにですね、整備はほど遠い現実にあるというふうに考えております。このような現実を鑑みて、全町にわたり計画的な整備を行うべきと考えるわけですが、町の考え方を伺いたいと思います。

そして、県では、森林税を創設して10年を経過しますが、このような法律の中で、里山の整備ができるものと、私ども考えておりましたが、現状では、余剰金が発生する状態であっても整備が十分行き届いているというところではない状況であります。県でも、森林整備ということについては、重要なことと考えて今県議会の中で継続ということに決定をいたしました。これらをもってですね、里山の整備について、私は県あるいは国でもまた森林税の創設が検討されているようでございますが、このような中で里山整備に対して県、国と連携しながら積極的に一つの考えに基づいて整備をしていく必要があると考えております。町の考え方をお伺いしたいと思います。

ロといたしましては、河川への土砂流入対策についてであります。先ほども申し上げましたように、近年異常気象や松くい虫被害の発生により、森林の保水力が低下をし、それに伴い急傾斜地での土砂が河川に流出し、堰堤から土砂がオーバーフローし、それが河川へ流れ込みが極めて激しくなりました、被害の発生頻度が大変激しくなっております。このため、ため池や堰堤が満杯のところは、決まって大雨や台風が来ると、土砂の流出が発生します。以前ですと、ため池や堰堤のしゅんせつは10年単位ぐらいで行っておったと思うんですけども、今は土砂の流出が激しく、堰堤のオーバーフロー、あるいは土砂の除去が数年でやらないと大変な事態になってきております。このような現実において、防災面においても対策が喫緊の課

題と考えます。先ほど、私がお話しした里山整備と堰堤あるいは土砂の流出ということは、大変関係の深い状況でありますので、堰堤の新設とかあるいはしゅんせつの検討というのが必要になってくると思います。このような状況に対して町としての考え方をお伺いしたいと思えます。

第1回の質問を終わります。

町長（山村君） おはようございます。ただいま朝倉議員さんから、1としまして里山整備と防災対策につきまして、（イ）（ロ）についてご質問をいただきました。私からは、（イ）の松くい虫による枯損木の処理について、松くい虫防除対策を中心にお答えしまして、詳細及びその他の項目につきましては、担当課長から答弁をいたせます。

さて、当町の松くい虫被害対策につきましては、守るべき松林を明確化し、伐倒駆除、空中散布、無人ヘリ散布などの防除対策のほか、植樹、樹種転換などさまざまな事業を取り入れて総合的な対策を進めているところであります。本年度の伐倒駆除につきましては、春駆除としまして88m³の伐倒を完了し、現在、秋駆除の512m³の駆除を実施しております。また、空中散布につきましては、リスクコミュニケーションの強化を図る中で、6月22日に自在山風致地区及び葛尾山風致地区、計25haの薬剤散布を実施し、6月23日、7月11日には、苧屋原地区4haの無人ヘリ散布を実施いたしました。11月15日には、地域や町の林業委員、町の環境衛生委員の代表と、それから有識者で構成します坂城町松くい虫防除対策会議を開催し、現地視察を行った後、本年度の防除対策の実施状況についてご説明し、ご議論をいただきました。

多くの委員からは、本年度は松林の葉の色が健康的で新たな松くい虫被害木の発生が減ってきているのではないかとのご意見がございました。これは、今年、雨が多かったことにもよりますが、松くい虫被害の発生が抑えられたことに加え、平成24年度から空中散布を再開し、伐倒駆除や抵抗性松の植林など総合的な対策を粘り強く実施してきた成果があらわれてきたものと考えております。

また、坂城町松くい虫防除対策会議のアドバイザーとしてご助言をいただいております岐阜県立国際園芸アカデミーの田畑勝洋先生からは、新たな防除方法の研究についても講演をいただきました。田畑先生は、松を枯らすマツノザイセンチュウが感染した松くい虫被害木の根から周囲の健全な松の根を通じて移動し、新たな松くい虫被害が発生する根茎感染について研究しておられ、当町の松林におきまして、この根茎感染の実証と根茎感染を防ぐ新たな防除方法の研究を進められております。町ではこの研究に全面的に協力し、今後、試験地の拡大など、新たな防除方法の確立に向け、共同した取り組みを進めたいと考えております。

さて、松くい虫被害の枯損木につきましては、町全体の松林に被害が拡大し、急傾斜地でも松くい虫被害が発生しており、国、県からの財源が限られている中で、全ての被害木を処理す

ることはなかなか困難な状況で、枯損木が増加する傾向にあります。この枯損木の処理につきましては、県の補助事業でライフラインに影響のある箇所への伐倒処理事業や、長野県森林づくり県民税、いわゆる森林税を財源とする森林づくり支援金を活用した地域の皆様が実施する里山景観整備事業への支援などを行ってきており、今年度は北日名区、南日名区、上平区の皆様が実施した伐倒処理を支援しております。また、上平の自在山におきましては、平成25年度より県の治山事業の実施により、土砂流出防止対策工事を行い、あわせて枯損木の伐倒、玉切り、集積を行っております。平成30年度以降、県では、森林税を継続する方向で基本方針を策定しておりますが、その中で、新たな使い道として未利用木材資源の利活用という項目を創設し、松くい虫被害木の搬出、チップ化、バイオマス燃料等への資源活用の取り組みについて支援することとしておりますので、この事業を積極的に要望し、枯損木の処理を進めていきたいと考えております。また、急傾斜地等伐倒・搬出が困難な箇所につきまして、引き続き治山工事としての対応を県に要望してまいりたいと考えております。

次に里山整備についてでございますが、里山整備につきましては、温室効果ガスの削減、防災・減災、保水など多面的な機能を果たしている森林を健全な形で次世代に引き継いでいくことを基本としていかなければならないと考えております。里山整備に当たりましては、10年ごとの基本計画を定めた坂城町森林整備計画を策定し、これに沿って長野森林組合などの実施事業体が間伐、植林、植林の育成、作業道の整備などを実施しております。当町では、これまで、戦後一斉に植樹されたカラマツ林の間伐を実施してまいりましたが、町有林、南条生産森林組合の所有林、区有林などでは、おおむね整備が完了しましたが、個人の所有林についてはこれからという状況で、引き続き間伐を中心に里山整備を進めていかなければならない状況でございます。この里山整備を進めるためには、財源の確保も重要な課題であり、市町村としても町村会、市長会を通じ継続を要望してまいりました森林税が、先週、県の定例議会で可決成立いたしました。3期目となる森林税の活用範囲につきましては、そのあり方を検討する「みんなで支える森林づくり県民会議」や県民アンケート、パブリックコメントなどの意見を踏まえ、観光地の景観整備など、その使い道が拡大されることになっておりますが、防災・減災のための里山整備につきましては、喫緊の課題として引き続き実施するとされておりますので、県や長野森林組合等と連携し、地域の皆様や森林所有者のご協力をいただく中で、里山整備を進めてまいりたいと考えております。

また、国で検討が進められている森林環境税につきましては、平成31年度から配分されるとのマスコミ報道がありましたが、どのように活用できるのか、具体的な内容が示されておられませんので、引き続き動向を注視していきたいと考えております。

産業振興課長（大井君） 里山整備と防災対策のイとロについて、順次お答えをいたします。

初めに、イの松くい虫による枯損木の処理の、里山整備についてでございますが、里山整備

につきましては、近年、木材の価格が低迷する中、かつてのように木材の売り上げで整備費用を捻出することは非常に困難となっており、里山整備を進めるためには補助事業の導入が不可欠となっております。また、補助事業の対象にするためには、30ha以上の森林を計画範囲とし、搬出間伐を基本とした森林経営計画を作成することが必須となっており、当町では坂城町森林整備計画に基づき、南条生産森林組合、上五明地区、和平地区、横引地区、島・小野沢地区の計画を認定しております。これらは、いずれも長野森林組合が事業主体となり整備を進めており、南条生産森林組合上五明地区は、間伐が終了し、本年度は和平地区について説明会を実施し、所有者との契約締結に向けて事務を進めており、今年度中に間伐に着手する予定となっております。

横引地区においても、今後、同様の作業に向け準備が進められております。また、島・小野沢地区では、昨年度に一部間伐を実施しておりますが、残りの森林につきましては、今後、現地調査、所有者との打ち合わせなど、具体的な里山整備を行うための準備を進める予定となっております。

里山整備を進めるに当たりましては、このように所有者の把握と地域での取りまとめが最も重要な作業となります。町が県や長野森林組合と連携し整備の必要な箇所につきまして、地元の皆様にご提案させていただく際には、全面的なご協力をお願いしたいと考えております。

また、県が来年度以降も継続を決定いたしました、いわゆる森林税の事業では、危険性の高い箇所を絞り込み、小規模でも整備が必要な里山について、面積要件を0.1ha以上に緩和し単独で補助を行うとされておりますので、ケース・バイ・ケースになろうかとは思いますが、積極的な要望をし、里山整備が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に口の河川への土砂流入対策についてお答えをいたします。

町内の河川につきましては、日ごろから河川愛護団体の皆さんにより、草刈りや清掃作業など、河川の維持管理にご協力をいただいております。本年度は16団体で実施されております。また、河川愛護活動支援事業で対応できない土砂のしゅんせつなどにつきましては、一級河川は県にお願いし、その他の河川につきましては、町で必要な箇所について土砂しゅんせつ等を実施し、河川の安全対策を図っております。しかし、近年は異常気象や森林整備のおくれなどにより土石流等が発生する危険性も高まっていると考えられます。このような状況において、平成22年から23年に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域などが指定されたことを受け、町として県に区域内危険箇所の整備を要望し、平成24年度から新地区洞岩沢川、平成25年度には戌久保区名沢川への土石流などの発生がした際に、下流へ土砂などの流出を防ぐ砂防堰堤の新設を県の事業として着手していただいております。また、24年度からは、砂防事業として一級河川の福沢川に流入する網掛と上平の境界付近の入川についても、県において溪流保全工事に着手していただいております。昨年度は上平の権現沢においても同様に溪流保全と

して護岸工事に着手していただき、完成いたしましたところでございます。

また過去に設置されました砂防堰堤につきましては、用水の取り入れ口である副堰堤に堆積した土砂の撤去について県に要望し実施した経過はございますが、堰堤本体の土砂撤去につきましては、これまで実施した事例はなく、現地を確認し必要な箇所については、県に土砂撤去の要望をしまいたいと考えております。

一方、治山事業で設置をいたしました堰堤は、急傾斜の沢などに設置されており、砂防堰堤のように流出した土砂をとめることより、あえて土砂をためることにより沢の勾配を緩くし、川底や兩岸の山腹の崩壊を抑え、土砂の流出の発生を防ぐことを目的としております。このため、治山用の堰堤につきましては、土砂が満杯になっても撤去を行わず、引き続き土砂の流出の状況や沢の山腹の崩壊状況の点検を行い、必要な箇所について新たな堰堤の設置など治山事業の要望を県に行ってまいりたいと考えております。

また、今回の台風21号で土砂の流出があったため池につきましては、しゅんせつ作業を実施しておりますが、町内の河川やため池につきましては、日ごろからパトロールなどを行い、常に状態を把握し安心・安全な河川となるよう努めてまいりたいと考えております。

4番（朝倉君） ただいま答弁をいただきました。私のほうから、あえて回答は必要とじませんが、お願いだけしておきたいと思っております。

一つは、里山の整備ということで、松くい虫についても積極的に私どもの上平地区においては実施をしていただいております。先ほど町長からもお話があったように、松林がすごく今年は緑が濃くてですね、新しい松くいが発生しないという状況を私も目にして、地域住民、大変喜んでおるところでございます。

一方、下のですね、消毒がかからないところというのは、顕著にですね、その影響が出ておりますので、松くい虫対策については、継続して総合的な対策をお願いしたいということと、それから里山整備でございますが、町としても長期計画の中に大きな項目として実施を計画しておりますけれども、30ha以上という一つの規模と特別な1haというような基準があるそうございますが、全町的にですね、松くい虫の被害が出て急傾斜地あるいは砂防防災林以外は松くい虫の補助がなかなか入らないで手が入られない状況でありますけれども、そういうところでも倒木が発生しているという状況がございますので、県と連携しながらですね、積極的なそういう対策をお願いしたいと同時に、里山の整備もぜひ積極的な展開をお願いしたいというふうに思います。

それから、口の質問で河川の土砂流出についての対策でございますが、考え方については理解するものでございますが、満杯になったところにある堰堤のことは大水や台風が来るたびに土砂の流出があって、その土砂のしゅんせつをどうしてくれるかというようなことが住民から多いものですから、やっぱりこれらについても県と連携しながらですね、新しい堰堤をつくる

ならつくるということで、予算の関係もあってすぐにはいきませんが、計画的な実施をお願いしたいということをお願いしておきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。ふるさと納税についての質問をいたします。

ふるさと納税につきましては、納税をしていただく皆さんの善意のもとに町としても多くの事業に活用させていただき、成果を上げておりますことに、この場を借りて感謝を申し上げる次第でございます。

このふるさと納税は、町としても返礼品を生産していただく皆さんにも恩恵をいただくことができることから、今後とも大切に着実に成長させていく必要があると思いますし、またこの展開によって経済の循環が活発になるということを含めて、この事業の大切さ、重要さを認識しているものでございます。

そこで、次にふるさと納税の現状と見通しについて伺いたいと思います。一つとしては、今年度の見通しはどの程度になるのでしょうか。開会に挨拶で町長のほうから報告をいただきましたが、大変多額の額が寄せられております。今後の見通しをお伺いしたいと思います。

それから、納税者から希望されている商品のベストファイブは何でしょうか、お聞きしたいと思います。

3として、納税者との間でトラブルは発生したことはないのでしょうか。

それから4としてですね、リピーターの数はわかったら、ひとつ教えていただきたい。

5番目として、今後安定して実績を積み上げていくための施策として、何かお考えがあるかどうか伺いたい。

それから6番目として、返礼品のラインアップをお聞きしますと、農産物が主体と考えます。坂城町のおいしい果物を全国の皆さんに提供し、農業の振興につながることは大変、坂城町としてもあるいは生産者にとっても喜ばしいことであると思います。坂城のおいしい果物や生産品の情報発信としてふるさと納税は貴重なツールというふうに考えます。しかし、ここ数年の中では、坂城町の農業を取り巻く環境は大変変化し、坂城のブランド発信力が低下をするのではないかというふうに、私は危惧をしている1人でございます。

ふるさと納税を利用してですね、私どもの特産品である果物の情報発信にする絶好のチャンスはふるさと納税も一つであるというふうに思います。前回9月でも私、提案したんですが、何かこのふるさと納税を機にですね、坂城ブランドを確立して全国に発信をすることを提案したいと考えておりますが、町としてはこれに関してはどんな考えをお持ちでしょうか。特に、イトーヨーカドーでも坂城の巨峰という宣伝をやめたというふうな話もありますし、農協もですね、ながの農協になりまして、ますます坂城という名前の発信がなくなっております。このようなことを含めて、私はふるさと納税もそうですし、「あいさい」での販売、それから私どもが日常生産販売活動にやっている農業の生産品につきましてもですね、何か坂城のブランド

に適当なものを公募して、全部そこに出荷品だとか生産品に張って全国へ情報発信をしたいという考え方を持っております。ぜひひとつ、これの実現に向けて町の考え方を伺いたいと思います。

第1回目の質問をこれで終わります。

企画政策課長（柳澤君） ふるさと納税について答弁申し上げます。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、あるいは自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設され、当町におきましても生まれ育った坂城町を離れ全国各地で活躍されている皆さん、また坂城町を第二のふるさととして思いをい抱いている皆さんに、ふるさと坂城のまちづくりを応援していただくため、平成20年度から「信州さかきふるさと寄附金」制度を設け取り組んでまいりました。

また、28年度からは、全国から寄附を受けやすい体制を整え、寄附者への利便性の向上を図るとともに、特産品振興や地域活性化につながる取り組みを進めた結果、28年度は全国の坂城を応援してくださる皆様から1,567件、2,846万円のご寄附をいただいたところでございます。

今年度の見通しについてですが、11月末現在で1,459件、3,265万3千円ものご寄附をいただいているところであり、引き続き全国の皆様から応援していただけるよう取り組んでまいりたいと存じます。なお、昨年の傾向を見ますと、年内までは伸びますけれども、年明け以降は余り伸びてこないといったことを踏まえ、年度全体では3,500万円から3,800万円ほどになるのではないかと考えております。

次に、寄附者からの申し込みが多い返礼品についてでございますが、昨年度と同様、今年度もシャインマスカット、ナガノパープル、巨峰といったブドウ類が申し込み件数の約7割に上り大変ご好評をいただいております。そのほか、バラ等の花卉類や鳥肉や牛肉等の肉類などもご好評をいただいております。引き続き坂城町の魅力を感じていただき、地元のPRや地域の活性化につながるものを事業者の皆様から募ってまいりたいと存じます。

次に、リピーターの割合ということでございますけれども、寄附者の中には昨年度に引き続き同様の返礼品を申し込まれる方もございます。また、お送りした返礼品を気に入っていただき、事業者へ直接ご連絡されている事例もあると聞いております。さらに、東京坂城会の總會を通じPRさせていただいていることもあり、会の皆様からの継続したご支援もいただいております。これは事業者の皆様が心を込めて自慢の品を送っていただいた結果であり、事業者の皆様には改めて感謝申し上げますとともに、ふるさと納税の取り組みが寄附者の方々にふるさと坂城を知っていただくきっかけと、地域の活性化につながってきているものと考えております。今後も坂城町の応援団、リピーターになっていただけるよう魅力ある返礼品の充実とともに、寄附金の状況や活用などの情報についても寄附者の方々を初め、全国の皆

様に広く発信してまいりたいと存じます。

続いて、寄附者とのトラブルの事例についてでございますが、返礼品の送付に当たりましては、これまでも事業者の皆様には、品質管理に十分な注意を払っていただいているところでございますが、ごくまれに配送の過程で中身が傷んでしまい、寄附者の方からご指摘をいただいたケースがございました。町といたしましては、寄附者の方からのせっかくのご厚意に対し、不快な思いをさせてしまうことがないよう、委託業者と協力して全ての事業者に対し、出荷に当たっての注意事項を作成して配布するとともに、必要に応じて委託業者から個別にこん包方法等の指導も行っております。今後につきましても、返礼品の送付に当たっては、事業者の皆様のご協力もいただきながら、寄附者の方々のもとへ大切にお届けしてまいりたいと存じます。

続いて、今後安定して実績を積み上げる成果、施策についてでございますが、今年度もブドウやリンゴといった果樹類やバラなどの充実を図るとともに、新たにオーダーカーテンを返礼品に加えるなど、町の特色を生かした返礼品の充実を図っているところでございます。多くの方に当町を知っていただくには、PRにつながる多彩で魅力的な返礼品の充実と、その品質管理が重要であり、これまでの経験等も踏まえ、今後も魅力ある返礼品の企画や提供について、広く町内事業者の皆様からもご提案をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、ふるさと納税を通じた坂城ブランドの確立についてでございます。農産品や加工品を初めとする地域特産品のブランド化は、情報発信による周知がまず出発点となりますが、ふるさと納税の制度は利用者の裾野が広く、返礼品として地域と特産品が結びつけられているため、利用者にとってどこの自治体にどんな特産品があるかわかりやすいというメリットがございます。そのため、地域特産品や自治体のPRにとって非常に効果的な情報発信の手段の一つであると考えております。また、農家や新規就農者にとっても、独自の販売ルートを構築するにはさまざまな情報発信を通じた取引先の開拓が必要であるため、ふるさと納税の返礼品としての位置づけは顧客獲得や新規販路の開拓につながる方法としても期待されるところでございます。そのため、町では、ふるさと納税の実施に当たり、農業関係団体や直売所などにも働きかける中で、より多くの物産を返礼品としてご登録いただけるよう説明会や個別の協議を通じて実施をしてまいりました。

一方、農産物等をブランド化するためには、他の商品やサービス、地域と違いを際立たせることで、その価値を高め、優位性が生じるものと考えております。ふるさと納税返礼品の位置づけは、情報発信のツールとして有効であっても、顕著な違いを持たせるためには、さらに商品やサービスの付加価値化のほか、売り手側の評価や信頼の獲得により継続的な購入につなげていく必要があると考えております。そのため、品質や生産された場所が対外的にも簡単に判別できることで安心して購入できる地域特産品の認定制度の導入も一つの手段として考えられます。

一例を申し上げますと、農産物では、現在、ねぎみ大根が信州の伝統野菜伝承地栽培認定を受け、決められた栽培地及び生産者が生産したねぎみ大根についてのみ認定シールを張りつけて販売しております。これによって、厳格な品質管理や安全性などに生産者自身も責任を負うということに至るわけでございますが、栽培地や生産者が特定され品質や安心感が付加価値として加わることで、商品性を高めることにつながっていると考えております。他のリンゴ、ブドウなどの農産物につきましても、環境に配慮した減農薬による栽培方法や朝どり収穫など出荷規格の厳格化等によって、他産地との差別化について農協さんを中心に体系的に実施をいただいているところでございます。

いずれにいたしましても、認定制度を導入するに当たっては、その組織づくりと制度設計に時間を要することから、今後さらなる検討を重ねていく必要があるかと存じます。先ほどご提案のありました町のPRという部分の観点でございますけれども、例えば返礼品に町からの返礼品であるということを示すシールというようなことを張ることなどは考えられますので、より効果的なPR方法等につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

農産物等を初め、多様な商品群を坂城ブランドとして形成していくことは、一朝一夕にできることではございませんが、全国へ情報発信できるふるさと納税制度も活用しながら、各種助成制度の活用やさまざまな機会を通じて魅力ある農産物や商品づくりによるブランド化支援と認知に努め、町の特産品振興、地域の活性化につながる取り組みを推進してまいりたいと考えております。

4番（朝倉君） 懇切丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。今年度の1,459件、3,265万円の多額なご厚志を町としていただいて、しかも坂城町の農産物がですね、それだけ全国の皆さんに喜んでいただくという機会は大変貴重な制度ではないかというふうに考えます。そこで、一つはですね、2回目の質問でございますが、これも継続して実施をされる中で、農産物の生産者がですね、現在頑張っているわけですけれども、今後、生産者の方がですね、例えばいろいろ難しい問題があつて嫌だとかできないとかという話が起きかねないことも考えられますが、生産者をこれから増やす方策だとか、それから納税者からの希望が、果物の関係も爆発的に起きたときとかというものは、ある面で考えておかないといけないというふうに思うんですが、これらについて、これから参加企業の皆さんを拡大するような計画があるかどうか、お伺いしたいと思います。

企画政策課長（柳澤君） 生産者の方々が寄附者の期待に応えるためにどんなことをしていくのかというところでございます。この部分でございますけれども、先ほども若干触れたところなんですけれども、昨年度から全国から寄附を受けやすい体制を整えまして、特産品振興、それから地域活性化につながる取り組みを進めた結果、本年度は昨年を上回るご寄附をいただけるというような状況となっているところでございます。そういった部分に関しましては、事業者

の皆さん、心を込めて自慢の品を送っていただいている結果でありまして、こういった部分に関しては、本当に事業者の皆さんに感謝していきたいというふうに考えております。

そして町としまして、多くの方に町名を知っていただくという部分に関しましては、まずPRにつながります多彩な魅力的な返礼品の充実とその品質管理が重要であるというふうに考えております。そういったところで、生産者を多彩な品ぞろえという部分でございますけれども、量的な部分に関しましては、今年度も農協さんのほうに入っていただく中で、かなりの確保ができたところであります。そういったことから、農協さん初めまして、さらにそのほかの方々にもお声がけをしてまいりたいというふうに考えております。

また出荷に当たっての注意というところも必要になってきょうかと思えます。こういったところでは、委託事業者と協力しまして、事業者の皆さんに対して、また出荷に当たっての注意事項を周知をしていくとともに、必要に応じまして個別にアドバイスなども行っていく必要があると考えております。町としましては、これまでの経験等も踏まえまして、今後も魅力ある返礼品の企画や提供について、広く町内事業者の皆様からもご提案をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

4番（朝倉君） 最後でございますけれども、ここにはめているねずこんのバッジというのはですね、非常に有名になってまいりまして、先ほども私、12月7日の日に銀座NAGANOでねずみ大根のちょっとPRに行ってきたんですけれども、これを見るとですね、非常に親近感が湧いて、坂城ですね、ねずみ大根ですねという、こういう評価をいただくんです。先ほど、私が提案したブランド化というのは、せっかくですね、ねずこんで全国のゆるキャラでも上位に入ったPRをしたわけですから、これを生かさない手は、私はないと思うんです。そんなことで、先ほど私がブランドというお話を申し上げましたけれども、このねずこんのシールを張っただけでも、坂城町の簡単なPRはできるわけです。特に、その辺でですね、非常にすばらしい洞察力をお持ちの町長からちょっと、その辺のご見解をいただいて、最後の質問としますが、よろしく願いいたします。

町長（山村君） いろいろご提案いただきましてありがとうございます。私もこれつけて歩いていますと、大体いろんな人に取られちゃうので、常に在庫をポケットに詰めている状況であります。このねずこん、皆さんに考えていただいて、ゆるキャラコンテストでもですね、市町村ではトップになったという大切なゆるキャラのブランドですので、これもいろんな形で使いたいと思います。先ほど、担当課長から話がありましたように、例えば農協さん経由していったら、その瞬間に坂城の名前が消えちゃうというような可能性もあるので、その出荷の段階で皆さんにシールを張っていただくとか、じゃあ、そのシールはどうやって提供するか、例えばブドウなんかのビニールにあらかじめ刷ってあるやつを提供するとかですね、いろんな可能性があるかと思っておりますので、それを皆さんと相談しながら進めていきたいというふうに思っ

ております。以上です。ありがとうございました。

4番（朝倉君） 町長から前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございました。いずれにせよですね、私はふるさと納税という制度は、私ども坂城という町を愛する人、そしてまた私ども坂城が真心を込めて全国に発信をできる非常に大切なツールだというふうに思います。この制度を町として大切にですね、成長させて、貴重な財源を貴重な事業に使わせていただくという方法で、いろんな努力をしていく必要があると思います。そういうことで、また私どもも、そしてまた町も頑張っていこうじゃありませんか。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（塩野入君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時49分～再開 午前10時59分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

次に、2番 西沢悦子さんの質問を許します。

2番（西沢さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

初めに、1として教育についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年4月1日より施行された、いわゆる教育委員会の制度改正は、首長、町長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、一致して教育行政に当たることとされました。また経過措置とされていた新教育長の設置も、今年の7月1日より現教育長が再任され、新制度に全てが移行したところではあります。そこで、新制度に移行して3年目を迎えた現状と、今後について順次質問をいたします。

イとして、総合教育会議についてです。新制度により設置された総合教育会議で、町の総合的な教育施策の根本となる坂城町教育大綱が取りまとめられました。その後、今までに総合教育会議は何回開かれたのでしょうか。また、協議された内容についてもお伺いいたします。

次に、外部有識者からの意見聴取については、ありましたでしょうか。また総合教育会議が教育行政の進展に果たす役割について、どのようにお考えでしょうか。

次に、ロとして教育大綱についてです。イでも申し上げたところですが、教育大綱は教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めております。教育大綱については、それぞれの自治体の方針で定めていますので内容はさまざまですが、特に当町については、長期総合計画に基づいて魅力ある教育によるまちづくりを基本指針とし、期間を総合計画にあわせ平成32年までとしています。

そこでお尋ねいたしますが、教育大綱に定められたことにより新たな事業展開があったのでしょうか。また、教育大綱について、町民に周知したのでしょうか、その方法についてもお聞きします。

次に、ハとして、コミュニティ・スクールについてです。社会や経済の急激な変化により、子供たちを取り巻く環境が大きく変わっています。そんな中、新しい課題が次々と生じ、学校だけでは解決できない問題も起きています。そこで文科省は、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める法律に基づいた仕組みをコミュニティ・スクールとして推進してきました。議会社会文教常任委員会では、この10月、県内公立小学校全てがコミュニティ・スクールに指定されている、これは全国1位ということですが、山口県の下関市で視察研修をしてみたいです。下関市では、本年からは高校への導入をスタートさせたということです。まず感じたことは、地域総がかりで小中9年間を支えるという熱い思いです。また学校の様子を知れば知るほど、地域の教育力が必要と感じる、開かれた学校づくりが欠かせないというお話に大きくうなずいてまいりました。

そこでまず、当町の取り組みについてお尋ねします。当町では、県が推進している信州型コミュニティスクールに取り組んでいると聞いております。コミュニティ・スクールとの違いについてお聞きします。

次に、現在の小学校の取り組みについてもお尋ねします。また、10月12日の新聞に、坂城中学校の放課後学習会の試みが掲載されました。中学校の校長先生の呼びかけで町内企業の若手社員8名と、教員OB12名の方々が手を挙げてくださり、3年生47名の学習支援が始まりました。生徒たちは集中して学習に取り組んでいるとのこと。それからもう一つ、10月28日の新聞に、「つながって 坂城の ものづくり」の欄に、坂中総合文化部の部員のつくったロボットの装飾を、坂城町ニューリーダー研究会の会員の皆さんに手助けをもらった状況が紹介されていました。坂城町教育グランドデザインのスローガン「坂城の子は坂城で育てる」が目に見えてきた事柄ではないでしょうか。その内容も含めて中学校の取り組みについてお尋ねします。

以上で1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま西沢議員さんから1、教育について、またイとして総合教育会議について、ロとして教育大綱について、またハとしてコミュニティ・スクールについて、ご質問をいただきました。この中の総合教育会議及び教育大綱につきましては、首長が招集し首長が策定するということになっておる関係がありまして、イとロにつきましては、私のほうから回答させていただきます。

まず、イの総合教育会議についてでございますけれども、これは平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、全ての地方公共団体に設置されることになりました。教育総合会議は、首長が招集し参加者は首長と教育委員会とされ、協議、調整事項としましては、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など、重点的に講ずべき施策、

そして児童・生徒等の生命、身体の保護と緊急の場合に講ずべき措置とされております。総合教育会議により首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育施策について議論することが可能となってきたわけでございます。

法施行後、これまで5回の総合教育会議を開催してまいりました。平成27年度におきましては、法施行に伴う総合教育会議の運営について及び教育大綱の策定について、27年度におきましては、第5次長期総合計画実施計画、これは29年度から31年度案につきまして、そして29年度には、新教育長制度及び町の主要事業等を主な協議事項として協議してまいりました。

外部有識者の意見聴取ということでございますけれども、現在のところ意見聴取が必要となるような特別な事案は発生していないと考えております。また、この会議には、町でも独自で配置しております教育コーディネーター、あるいは教育・心理カウンセラー、英語教育コーディネーター等の皆様方の出席も得る中で、それぞれの立場から見た児童・生徒の状況について協議に参加していただいております。

総合教育会議の教育行政の進展に果たす役割につきましては、会議設置の目的にありますように、首長と教育委員会両者が教育政策の方向性を共有し、一致して取り組んでいけるといった点で期待されるところでございます。

次に口、教育大綱についてでございます。教育大綱につきましては、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとされております。また、大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針をしんしゃくして定めることとされており、首長は地域の実情に応じて策定するものであることとされております。そのようなことを踏まえまして、平成27年度の総合教育会議におきまして、町の第5次長期総合計画後期基本計画の教育に関する分野との整合を図る中で、策定を進めていくといった方針を定め、後期基本計画の第5章、創造性と人間性を育むまちづくりをベースに教育委員会で定めております坂城町教育グランドデザインを反映させ策定をいたしたところでございます。

大綱策定以降の新たな事業展開につきましては、幾つか挙げられる中で、国際化社会の中に生き抜く子の育成を目指し、コミュニケーション能力や外国語の習得を図るといったことから、外国語指導講師の充実、そして英語教育コーディネーターの配置と、坂城町の教育の特色として、大きく事業展開を図っているところでございます。また、気になる子のニーズに応じた支援で、地元に基づいた教育相談の展開といった点におきましても、就学相談委員会から教育支援委員会へと体制を発展させ、よりその子のニーズに応じた、どんなお子さんでもどなたでも同じように教育を受けられるというインクルーシブ教育ですね、これの展開を図るべく、町独自の取り組みとしまして、教育コーディネーター、そして教育・心理カウンセラーの配置を

行っているところでございます。

教育大綱の町民への周知につきましては、27年度の策定時はもちろんのこと、以後その都度、総合教育会議の議事録とあわせ、ホームページでの公表をしているところでございます。

(ハ)のコミュニティ・スクールにつきましては、教育委員会から答弁いたします。

教育文化課長(宮下君) 私からは、ハ、コミュニティ・スクールについてお答えいたします。

初めに、信州型コミュニティスクールとコミュニティ・スクールの違いについてお答えいたします。現在、町が取り組んでいる信州型コミュニティスクールについては、これまで築き上げてきた学校と地域が連携して子供を育てる取り組みを土台として地域住民の皆さんに日常的に学校に来ていただき、子供たちのことを支援していただいたり、子供の教育や学校運営について話し合うなど、地域と学校が一体となって子供を育てる持続可能な仕組みを持った地域とともにある学校を目指すものです。

信州型コミュニティスクールも、国のコミュニティ・スクールの制度も、地域とともにある学校を目指すための仕組みの一つではありますが、国のコミュニティ・スクールは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づいて市町村教育委員会が指定し、学校運営協議会を設置した学校のことをいい、地域住民が学校運営に参画する協議の場を設け、地域住民の声を学校運営に反映させることが法律で保護されているところが大きな特徴です。また、この学校運営協議会の主な役割として、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べる権限を持っていることも特徴です。

一方、信州型コミュニティスクールでは、学校支援ボランティアをベースにして、コミュニティ・スクールの要素、協議の場を設け、地域住民の声を学校運営に反映させる、を取り込んだ仕組みといえます。ただし、信州型コミュニティスクールの運営委員会は、学校運営協議会のような法的な権限を持たせるものではなく、あくまで話し合いの場をつくることで地域の声を聞かせていただくとともに、子供への願いや課題等を共有し、協働を促すことを狙っています。

また、町が取り組んでいるコミュニティ・スクールでは、地域の方の中から学校と地域をつなぐコーディネーターを設置することとされており、各小・中学校においても地域に精通した方や教員OBの方などにコーディネーターをお願いし、総合的学習や特色ある学校づくり事業、クラブ活動実施の際に学校支援ボランティアを講師として派遣いただくなどの調整を行っていただいております。

続きまして、小・中学校の取り組みについてお答えいたします。まず、各小学校では、信州型コミュニティスクール運営委員会を坂城小学校ではさわやか委員会、南条小学校ではすこやか育成委員会、村上小学校では村上っ子を元気にする会と名づけ、コーディネーターやそれぞれの地域の子供の育成に関係する方や諸団体の皆様に委員をお願いし、学校運営計画による重

点活動への取り組みや家庭や地域での児童の様子などの情報交換、学校評価などについて協議を行っております。

また先ほどもご答弁しましたが、コーディネーターと地域ボランティアが連携を図る中で、地域の方々を講師にお願いし、坂城小学校では学有林や地域の特産品であるブドウ、南条小学校ではねずみ大根、村上小学校では郷土料理のニラの薄焼きづくりの体験などを通じて、坂城の子は坂城で育てるを合い言葉に、地域との連携を進めているところです。

また、中学校でも信州型コミュニティスクールを実践する中で、坂城中学校学校運営委員会を設置し、それぞれ専門分野ごとに5人の地域の方や専門家にコーディネートを依頼し、中学校で力を入れている職場体験学習や地域学習、学習支援、部活動等のスポーツ活動、いじめ、不登校対応について、学校活動を支援していただいているところです。

議員さんのご質問にもありました放課後学習会や職場体験学習、地域の方を講師に招いての坂城学講座などについても、コーディネーターが学校と地域の橋渡しとなり実施されているものであります。このような取り組みにより、学校でも教職員と地域の方のつながりが深まり、地域の方々と連携することの大切さを実感しているところです。これまで築き上げてきた学校と地域が連携して子供を育てる取り組みをさらに深め、地域と協働した学校づくりを進めてまいりたいと考えております。

2番（西沢さん） それでは伊の総合教育会議について、再質問をいたします。

今までに5回開かれて教育コーディネーターの先生方も参加して、その時々の問題に対してもきめ細かい議論がなされているというふうに感じました。そこで、今後のことですが、緊急に開催される場合を除いて、定例では年2回ということをございましょうか。その辺と、それからその時期については、今までは見ますと、6月であったり11月、2月、12月、7月と一定な時期ではないわけですが、これからは、大体何月ごろで定例的にはそのときにどんなことを協議するというような、そのような内容については、どのようにお考えになっているか、お聞きいたします。

それから、口の教育大綱についてなんです、教育大綱に上げてある魅力ある教育によるまちづくりというところで、その魅力ある教育は、一言で言えばどんな教育でしょうか。お尋ねいたします。以上です。

企画政策課長（柳澤君） 総合教育会議の開催の部分でございます。これまでにしましては、教育大綱の策定といったような状況があった年、平成27年度につきましては3回開催をさせていただいたところでございます。以降につきましては、年1回というような状況で開催をさせていただいたところでございます。

今後の考え方でございますけれども、特に緊急的な開催というような状況がないというようなところがございますれば、通常的には年1回くらいを秋口あたりに開催を考えているところ

でございます。内容的な部分でございますけれども、当年度の主要事業の部分、それから次年度の計画に向けての部分というようなことで協議を進めていけたらというような考え方を持っているところでございます。

教育長（宮崎君） 私からは、教育大綱にございます魅力ある教育によるまちづくりを一言でというお話でございましたが、実はこの大綱にある魅力あるというものについては、町の後期基本計画との連携も含めての三つの施策の大綱、私どもの教育と、児童館の関係で児童福祉と国際交流ありますので、自律と協働と、それらにある全部の12の施策についてですね、それぞれの中で魅力あるという言い方をしております。それぞれの中でうたっているものでありまして、一言でというのではないんですけれども、学校教育について考えれば、やっぱり子供たちが明日も元気に学校へ行くという、そういう学校づくりというのがやっぱりベースの基本の中で施策をつくっているというふうに認識をしておりますので、そんなことでご理解いただければありがたいと思います。以上でございます。

2番（西沢さん） 魅力ある教育ということで、今、学校教育に関しては明日も元気に学校へという部分をベースにということでした。広く町全体で共有していくには、明日も元気に学校へというような呼びかけもこれからもう本当に必要になってくるんじゃないかというふうに思っています。

それから、ハのコミュニティ・スクールについて、2回目の質問をいたします。

下関の教育理念は、「夢への挑戦 生き抜く力 胸に誇りと志とともに学び ともに育み 未来（あす）を創る 下関の教育～」であります。その中の一つにコミュニティ・スクールの推進があるわけです。初めに質問の中でも申し上げましたが、学校の様子を知れば知るほど地域の教育力が必要と感じ、そこから学校応援団が生まれ、学校支援が始まる、下関の教育委員会でお聞きしたお話です。地域に開かれた学校ということでしょうか。そのところが一番にお聞きしたいところです。

そこで地域の皆さんに学校をよく知ってもらうために、どんな取り組みをしているのでしょうか。毎年開放参観日が計画されていたと思います。かつて私も参加させていただいたことがありますが、今の状況はどうでしょうか。お尋ねいたします。

教育文化課長（宮下君） 地域に開かれた各学校の取り組みということでございますけれども、町内の小・中学校の地域公開の状況についてお答えいたします。

現在、学校では、地域との交流を積極的に進めておりまして、小学校では運動会や音楽会、また公開授業、参観日についても地区の回覧板等で周知を行い、大勢の地域の方々にお越しいただいているところでございます。また、中学校ですと、坂城中学校最大の行事である大峰祭での生徒の発表や音楽会の公開等、気軽に学校に来ていただけるよう取り組みをしているところです。

その他にも、町の行事、事業にも積極的に取り組んでおります。地域の福祉施設への訪問や商業イベントでの演奏等を実施し、積極的に地域の人たちと交流も図っているところでございます。

2番（西沢さん） お聞きいたしますと、いろいろな行事が計画されて実行されているというお話でございました。本当に地域の皆さんに学校へ足を運んでいただいて、学校を知っていただくほど応援したいなという気持ちが生まれてくるというふうに、私も感じています。

それでは次にご答弁いただいた中で、信州型という部分ですが、県教委が進めているということですので、運営協議会中心ではなくボランティアさんを中心として活動をしているということでもございました。町内小・中学校の様子をお聞きした中では、形はできていて努力されている様子もよく理解いたしました。ただ学校内、地域との連携について、もう一步、強く進めていただきたいと思えます。

そこでもう少し詳しくお聞きしたいと思えますが、運営委員会、各学校にございます。学校運営に参画している状況、またその内容、それから運営委員さんの人選はどのような形で決められていますでしょうか。

次に、今、問題提起されている教職員の働き方改革にも大きくかかわってくると思えますが、学校支援ボランティアの活動と、それから先生方とのかかわりについては、どのようにお考えでしょうか。

教育文化課長（宮下君） まず、各学校の運営委員会でございます。学校と家庭及び地域の団体、関係機関が連携を図る中で、健やかで心豊かな子供を育てる取り組みについて、話し合いを行う場としております。各学校、若干異なりますけれども、委員会の委員につきましては、区長、民生児童委員、育成会長、交通安全協会支部長、公民館長、児童館長、子育て支援センター所長、教育・心理カウンセラーと地域のコーディネーター、それとPTAの会長、また校長、教頭、教務主任などで構成されて、定期的には各学期ごと1回、年3回開催されております。

委員会の協議内容でございますけれども、学校運営にかかわる重点目標、取り組み、課題、評価などについての協議、学校、家庭、地域での子供たちの様子、安全面や遊び、休日の生活、挨拶など、情報交換、またいじめなど問題行動があった場合には、事実確認と今後の取り組みについて協議を行っているところでございます。

コーディネーターが学校からの要望を調整し、学習支援、クラブの講師、児童の安全確保支援、学校行事支援などを地域住民の皆さんに学校支援ボランティアとして参加していただいております。

例えば坂城中学校ですと、日常の授業支援として、朝、読書における読み聞かせボランティア、また先ほどのご質問にもございましたけれども、放課後の学習支援、また総合的な学習の中の各講座の講師、また職場体験学習による農業、また福祉施設、また各工場等の皆さんとの

調整等々を行っているところでございます。

それと、このコーディネーターの人選でございますが、各学校で人選を行っております。また、地域ボランティアと学校の教員とのかかわりということでございますけれども、それぞれの、例えば教科の中、またクラブ活動の中、そういう中で地域の皆さん、ボランティアの皆さんと教員が連携を図っているところと進めていく中で、本当に地域に根差した学校運営ができていっていると感じているところでございます。

2番（西沢さん） 今、ご答弁いただきましたが、地域とともにある学校を目指してさらに前へ進めるために、運営委員会、ボランティア、学校、保護者、地域をつなぐコーディネーターの皆さんのお力をいただいているわけですが、もう一步前へ進めるという考え方では、町内小・中学校のコーディネーターの活動を後押しして、学校間の調整をするコーディネーターを教育委員会に配置するべきではないかというふうに考えます。特に、先ほども申し上げましたが、中学校の放課後学習会からは、指導する企業の社員を通して町内企業への関心や興味も深まり、将来就職する際の選択肢ともなることも考えられます。そこで、中学校においてはこの取り組みを1・2年生にも拡大をしていただきたい。これについても教育委員会の後押しが必要ではないかというふうに思いますが、その辺のお考えをお聞きいたします。

教育長（宮崎君） それでは私からは、学校間のコーディネーター等ということでございます。

各学校にコーディネーターがいて、それぞれの学校の要望を地域につなげていくというようなところでございます。コーディネーター等についてですね、各校にいるという部分の中で、町全体というふうになりますとですね、校長会等を通じて、私も入っているいろいろ検討はしています。他地域については、本県ではないんですけれども、県のほうの指導主事等が配置されている部分もありまして、そういう方を中心にですね、いろいろな学校間と教育委員会の関係を整理したりということもあるんですけれども、本県にはないという部分でありまして、そこら辺については、教育委員会の中でできるだけ意向を酌むようにしていきたいというふうに思います。

コーディネーターのいろんな人選ですとか、そういうものは基本的には学校関係でやっておりますけれども、やっぱり情報として私どももかかわりながら進めているという部分でもございます。そこら辺については、現状の中で、できる範囲の中でやる中でまた検討をしていきたいというふうに思います。

それともう1点でございますが、中学の放課後学習について1・2年のほうへも広げたらというお話でございましたが、本当におっしゃるとおり、そこら辺については理解をしているところでございます。できれば私としてもそのようには進めていきたいと思っておりますが、やっぱりどういうふうにその教育支援のボランティアをお願いできるかということが非常に大きな課題であります。私どもは企業の町ということで、企業の地域貢献という中でですね、企業の

方と、そして校長のOBの先生たちをお願いして、3年生やっているわけですが、引き続きやるとなると、もう少しやっぱり人数が必要になるということでもあります。このことが新聞報道されてですね、二、三、ボランティアのご希望、ありがたいことにやってもというようなお話もいただいております。そこら辺の輪をやったりもう少しPRするとかしながら、ボランティアをどうやって確保するかということを進めながら、こういう議会でもお取り上げいただいたので、そこら辺、PRしながら、準備ができれば、次のステップへできるだけ早く行きたいというふうに考えております。

ぜひ、また希望ある皆さんについては、学校、教育委員会、お声がけいただければ本当にありがたいと思います。以上でございます。

2番（西沢さん） ただいまの学校間の調整を図るコーディネーターをぜひ教育委員会に設置してほしいということでしたが、現状の中でというご答弁でございました。この件については、今後の計画の中でぜひ検討をしていただきたいと思っております。

それから、学習支援についてですが、今、PRしながら次のステップに進みたいという教育長のご答弁でございますが、本当に教育、学習支援という部分については、小学校でも今の段階ではまだまだそこはいろいろ難しい問題があるかなというふうに考えていますけれども、最終的には学習支援もしっかり地域の手でできるという部分に進めれば、本当に学校と地域とが密接につながっていくんじゃないかと考えています。その辺についても、ぜひこれからPRを十分してボランティアの皆さんの確保ができればというふうに思います。

文科省は、地域と学校が連携して子供の成長を支える協働活動、これ、コミュニティ・スクールのことだと思うんですが、今まで実施してきたが、地域との連携のノウハウや予算の不足などから実績が上がらなかったという点を踏まえて、地域と学校のつなぎ役である推進員の配置を全自治体に進める指針を作成したというんですよね。今年のことだと思います。これ、今後の計画だと思いますが、自治体が推進計画を策定し、将来構想をつくる重要性を指摘しています。やはりこの事業の鍵は、コーディネーターの力にありということではないでしょうか。教育委員会にはぜひ設置を望みたいと思います。

それでは2の新年度予算に向けて質問いたします。イとして、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業検証結果についてです。

いよいよ12月に入り、平成30年度予算編成とあわせて実施計画の見直し作業で忙しい時期だと思います。過日、「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の検証結果の説明をいただきました。設定された評価指標に対し、施策、事業の効果を検証し最終的にAからEの5段階評価がされておりました。具体的事業の中で、C評価の事業がありましたが、一部見直しが必要と判断されておりました。この検証結果の中で、基本目標ごとに記述意見が記載されております。検証委員さんが数値ではかれない部分を意見として上げていただいたものですが、事業の

質を上げる、発展させるには、この意見についても予算実施計画の中で検討するべきと考えますが、取り扱いについてのお考えをお聞きます。

次に、ロとして、工業団地整備を早急にです。国道18号バイパスも動きが出てきて、早期開通に弾みがつきそうな雰囲気となってきました。工業団地につきましては、今議会の町長招集挨拶でも触れられています。町内企業、特に製造業が好調に推移し、設備投資の動きも活発で、雇用状況も来年春は多くの企業が増員予定であるという状況です。

そこで幾つかの企業では事業の拡大、工場用地拡張を希望しているとのこと。29年度の実施計画の中で、バイパスやインター先線周辺の利用計画と並行しながら工業団地の造成を進める内容として基本計画の策定とあります。ある企業の社長さんからすぐに工場用地が欲しいが、何年先になるかと聞かれました。30年度の計画では、工業団地整備の実施計画が上げられています。そこでお尋ねします。

今現在、工業団地整備計画の状況、それと今後の計画についてです。これは、タイミングだと思います。望んだときに提供できてこそ、企業活動支援と言えるのではないのでしょうか。今までにも何件か要望があると聞いていますが、手続の問題、用地取得も大変とは思いますが。早急に進めるべきですが、そこで事業を推進するために、庁内の体制についてはどのようにお考えでしょうか。

次に、ハの町単補助工事についてお尋ねいたします。

町単補助工事につきましては、議会報告会でも必ず出される問題です。それは、住民の皆さんにとっては、毎日通る生活道路であったり、農作業に向かう農道や雨が降るとび気になる水路だからです。残念なことに町単補助工事に係る予算は、建設課分が千万円、産業振興課分が500万円とかつての半分となっています。補助金額が少なく何年も継続工事でつないだり、区の中で複数箇所希望しても1カ所しか予算がつかないなど、予算増額の要望は尽きないわけです。そこで、今年の申請状況について、総件数及び箇所決定された件数と、そのうち継続箇所は何件あったでしょうか、お尋ねいたします。

また、かつて町単補助工事をした箇所の路面に穴があいたり、路肩が崩れたりしてきている状況もあります。また以前は下水道整備後の道路復旧工事が道路幅全体に行われなかったため、当時行われた工事箇所のつなぎ目から亀裂が入り舗装が壊れ始めています。このような町の基幹道路につきましては、維持補修計画に沿って早急に進めていただきたいわけですが、生活道路や農道、水路については町単補助工事として地元区に対応してもらおうという考えで、町単補助工事の予算の増額について、検討をお願いしたいと思います。お考えをお聞きいたします。

以上で1回目の質問といたします。

企画政策課長（柳澤君） イのまち・ひと・しごと創生総合戦略事業検証結果についてご答弁申し上げます。

当町の総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少対策や地域経済の活性化に向けて平成27年度、平成28年3月でございますが、策定しております。総合戦略では、施策や事業を着実に効果へとつなげていくため、効果を客観的に検証できる指標として、重要業績評価指標（KPI）を設定し、毎年度事業の進捗や効果を検証することとしており、計画、推進、点検、改善といったPDCAサイクルを進めているところでございます。今年度、総合戦略に係る事業の効果を検証するため、産業、教育、金融等の関係者で組織する検証委員会を設置し、計3回の委員会を開催する中で、平成28年度事業の検証作業を進めてまいりました。

検証委員会では、総合戦略に関連する63事業について、平成28年度の実績値に基づき、基本目標や施策分野ごとに設定したKPIに対する評価と、各具体的事業ごとに設定した評価目標に対する評価を行い、また各委員からは、四つの基本目標ごとに総合的な観点から記述による意見をいただき、検証結果として取りまとめました。なお、具体的事業の評価に当たっては、担当課から提出された総合戦略検証シートや検証委員による担当課長へのヒアリングを行った上で評価をいただきました。

検証委員会では、総合戦略に係る全ての事業について、事業の効果が認められるというAからCまでの評価をいただいたところでございます。A評価は、事業の効果が大きい認められるので拡充するなどして推進というもので26事業。B評価については、事業の効果が一定程度認められるので現状どおり推進というもので32事業。一方、事業の効果が認められるものの事業推進に当たっては一部見直しが必要とされたC評価の事業が5事業あり、その主な理由としては、事業PRなどの情報発信、あるいは相談体制の充実、また事業間連携の強化を求められたものでございました。

ご質問にもございましたとおり、評価に当たっては実施体制や運用プロセスなど、数値だけでははかられない部分があり、そこを記述意見としていただいております。この意見を含め、評価いただいた結果につきましては、全課で共有しており各課において実施計画や予算編成など、新年度以降に向けた施策展開の中で検討していくこととしております。今後も町総合戦略により、地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町の実現を目指してまいりますが、よりよい成果を上げるため、計画、推進、点検、改善といったPDCAサイクルを活用し、実施計画、予算編成ともリンクさせる中で施策の展開を図り、人口減少対策や地域経済の活性化に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

産業振興課長（大井君） ロの工業団地整備を早急についてお答えをいたします。

初めに当町の工業用地につきましては、テクノさかき工業団地、坂城インター工業団地、前田工業団地、東河原工業適地がございますが、現在、工業用地として分譲できますのは、坂城インター工業団地の2区画、約3千 m^2 といった状況であるため、産業の発展と快適な住環境の均衡がとれたものづくりの町を目指し、18号バイパスや坂城インター先線の整備を見据え、

町内企業などの要望や住工混在の解消に向け新たな工業団地が確保できるよう、今年度より工業団地造成のための事業に取り組んでいるところでございます。

この事業の整備につきまして、今年度実施しております基本設計の業務委託は、先ほど申し上げました各工業団地や今後建設される18号バイパス周辺、都市計画の用途地域などを考慮し、複数の工業団地の候補地を選定する中で、地形や地質など造成のしやすさ、主要道路へのアクセス、経済性などを踏まえ、それぞれの概算工事費用を算出し比較検討を行い、造成箇所を絞り込む作業を行うものでございます。また、現在は委託業者において基本設計の作成が行われているところでございます。

次に、造成場所の選定後、最上位計画である坂城町第5次長期総合計画や国土利用計画、都市計画法の用途地域や農業振興地域など、それぞれの計画との調整を図り、計画の変更など必要な手続を行う予定でございます。

来年度以降の計画につきましては、平成30年度は地元及び地権者の説明会と、実施設計業務、不動産鑑定業務を実施する予定でございます。31年度には、農振農用地の除外申請及び都市計画法の開発行為の申請とあわせて用地交渉に着手し、翌32年度までの2カ年で用地買収が完了できるよう進めてまいりたいと考えております。また、用地取得が完了したところで工業団地の造成工事を実施し、平成34年度には分譲を開始できるよう作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、工業団地の整備に係る庁内体制でございますが、工業団地の整備は町の大型プロジェクトであり、また手続につきましても、都市計画法の開発行為の許可や農業振興地域の除外に係る許可など、企画政策課や建設課、農業委員会などとの事前協議や打ち合わせが必要になってまいります。また、地権者の数も多くなり、用地交渉に要する時間も増えることが考えられ、課内だけでの対応ではなかなか前に進まないといったことも想定されますので、必要に応じてほかの課の協力を得る中でできる限り早期に分譲できるよう事業を進めてまいりたいと考えております。

建設課長（宮嶋君） 町単補助工事についてお答えいたします。

町単補助事業につきましては、毎年各区から要望箇所の申請を受け、4月から5月に各区長さんに立ち会っていただき、申請箇所の現地調査を行い、緊急性や優先順位等を考慮いたしまして箇所決定を行っております。箇所決定された工事箇所について、区から施工業者に発注して行う工事費に対してや、あるいは区の出役によって工事を施工する際の原材料に補助金を交付するといった事業でございます。

平成29年度の申請件数でございますが、22区から100カ所の申請をいただき、決定箇所は22区、22カ所でございます。そのうち、継続箇所は8カ所となっております。また、産業振興課の申請件数につきましては、15区1団体、39カ所の申請をいただいております。

所決定については、15区1団体、18カ所、そのうち継続箇所は10カ所となっている状況でございます。

町単補助事業は、事業の性質からいたしまして、比較的小規模な箇所の道路や水路などの維持補修などについて補助をしていることが大部分を占めております。しかし、ご提出いただきました申請の内容によりましては、町単補助事業で対応するとなると完了までに何年もかかってしまうなど大規模な内容、その上緊急性の高い場合については、国や県に要望し実施していかねばできない工事や国の交付金事業などを活用して行うなど、また町発注の道路維持工事や河川改良工事などに振りかえ、できるだけ短期間で工事が完了となるような対応もしているところでございます。

今後につきましても、毎年多くの町単補助事業の申請をいただいている状況でございますので、今までどおり各区長さんをご相談させていただきながら箇所決定を行い、速やかな事業実施に心がけ、また事業の内容等によりましては、国、県、町の事業などで施工できないか十分検討し、実施計画に反映するなど、計画的に工事に着手できるよう努めてまいりたいと考えております。

2番（西沢さん） 再質問をいたします。伊の事業の検証結果につきましては、今後、各課において新年度以降に向けて検討していくというご答弁でございました。ぜひお願いしたいと思います。

それから口の工業団地整備につきましてですが、本当に許可申請やその他の関係機関との協議にかかる期間は相手があることですので、この期間の短縮は難しいと思います。ですが、できるだけ早くというふうに思います。先ほどのお話でいきますと、34年に分譲の開始の予定であるということでしたが、そこまでにいく期間でもうちょっと早くできないでしょうかというのが、一番のところでございます。

それから庁内体制につきまして、プロジェクトの考えがあるということでしたが、それは大体いつ、何年ごろに予定していくのでしょうか。そこについて、お尋ねいたします。

産業振興課長（大井君） 工業団地の分譲についての期間短縮の部分でございますけれども、議員さんからもご指摘があるように、こちらばかりのお話ではなく先方もあったり、それから調整をしていかなきゃいけない、申請を受けて県から許可を受けていかなければならないといったようなところもございますので、現在のところできるだけ頑張って早目に整備をしてまいりたいというようなことでございます。

それから、庁内体制につきましては、許可申請等については現課の中で対応していける部分もあろうかなと思いますが、用地交渉等につきましては、その段階にいく時点でまた体制については検討してまいりたいというふうに考えてございます。

2番（西沢さん） 庁内体制については用地交渉ということですので、32年、33年ごろ、

3 2年ごろになるんでしょうかね。そういうふうを考えました。

それからハの町単補助工事についてですが、実施計画との兼ね合いもあるでしょうが、各区の区長さん方も就任してまず最初の仕事が町単補助工事の申請です。区内の要望を取りまとめ、申請した結果を待っているんですよね。そこのところを考えていただいて、担当課として、いろいろな予算増額については現状では難しいというような考え方だと思いますが、担当課としては、今後増額の検討をしていってほしいと思いますが、そのところのお考えをお聞きいたします。

建設課長（宮嶋君） 箇所決定につきましては、要望箇所については、ほとんどが区から施工業者に発注させるといったような内容のことになってきております。工事の内容や設計等についても、ある程度町で検討し作成しているというのが現状の状況でございます。また、生活道路や農道、水路等については地元区ということでございますけれども、大変ありがたいということでございますけれども、区長さんの負担もあるということもあります。技術的にも難しいといったのが現状でございます。町といたしましては、町の道路修繕維持とか、水路維持とかということで対応する中でも検討しておりますし、また各区の要望については、大事な予算でありますので、工夫を凝らしながら十分検討して各区に箇所決定をしまいたいと考えております。

2番（西沢さん） それではまとめとしたいと思います。OECD、経済協力開発機構は、今年9月、2014年の加盟国の国内総生産GDPに占める小学校から大学までに相当する教育機関への公的施設の割合を公表しました。日本は3.2%で、比較可能な34カ国中最低で、平均は4.4%、最も高かったのはデンマークの6.3%でした。日本の家庭が一番教育費を負担しているということになります。国は教育費の無償化の検討を始めましたが、しかし、今、明日からの教育をどうするかというふうに考えますと、義務教育を全力で支える地域の力が一番ではないでしょうか。

その機運が盛り上がることを期待して、質問を終わりにいたします。

議長（塩野入君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時58分～再開 午後 1時30分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

12番 大森茂彦君の質問を許します。

12番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

町長の招集挨拶等でもありましたが、町内の企業では工場の新設や増設工事、盛んに行われております。非常に頼もしいものと思います。ところが、日本のものづくりが世界の不信感を強めている事件が相次いで出ております。日産やスバルなどの自動車メーカーが出荷最終検査で無資格者を充てていたこと、また神戸製鋼所によるデータ改ざんが発覚してから、大手素材

メーカーで榊原定経経団連会長の出身企業である東レの子会社、そしてまた三菱マテリアルの子会社3社などであります。これらの素材メーカーは、原子力発電所の重要部品や自衛隊の航空機や魚雷などの装備にも使用されているという報道がありました。製造業の川上に位置する素材産業の品質不正是幅広い業種に影響を与え、納入先だけでなく最終消費者の信頼を裏切り、人の命にもかかわる重大な犯罪的な行為と言わなければなりません。日本のものづくりの重要な部門を担っているという自覚が欠如しているのではないのでしょうか。

製造業の末端である最終製造する下請企業、特に小企業、小規模企業は、品質管理について厳しく指示されており、それに応え努力することでみずからの経営を継続することができているわけであります。日本のものづくりは、99%の中小企業の下支えで成り立っております。このうちの小規模企業が元気でなければ日本経済は立ち行かなくなるのではないのでしょうか。このことを考えながら一般質問を行います。

1といたしまして、地域循環型経済の振興についてお尋ねいたします。

イといたしまして、町内小規模企業の状況は。これについてまず小規模企業の推移はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

次に、経営状況、特に制度資金等の融資について、どのようになっているのか。設備投資あるいは運転資金、そして県や町の制度資金の利用状況、これらについてお尋ねいたします。

次に、小企業ではほとんどが下請で、個人経営、家族従業員で営まれております。親会社からの単価はいつもたかかれ、材料費や諸経費の値上がりがあってもおくれて認められることや、消費税分の全額がなかなか上乘せされない、このような状況もあると聞いております。下請法がつくられておりますけれども、これを盾に争う勇気も元気もありません。このような状況で創業当初投資した機械購入費などの費用を回収できないため、新しい機械の更新もできていない、こういうところが多くあります。必然的にじり貧状況に陥ってくることになります。このような小企業に対して後継者がなかなか跡継ぎが出てこないという状況があるんですが、これについての後継者状況、どのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

ロといたしまして、創業支援はであります。まず、坂城テクノセンターに現在準備を進めておりますコワーキングスペース、これについては、28年度に計画され準備してきております。今年度にずれ込んでまだ日の目を見ていない状況ですけれども、私は6月議会でこのことについても一般質問し、いろんな提案をさせていただきました。再確認を含めてお尋ねするわけですが、特に備品や相談体制、これらについてどのようになるのか、お尋ねいたします。

次に、総務産業常任委員会では、先ごろテックショップ、そして大田区の状況について、視察してまいりました。まずテックショップの活用状況についてお尋ねするわけですが、私は6月議会でテクノセンターへこういう施設があればいいねというような提案もさせていただきましたけれども、テックショップの建物の中にいるだけですね、私とすれば居心地がよく、

できればずっといたいなという空間でもありました。そして、そこにいるだけで自分自身の想像や、こんなことできそうだなというようなイメージも湧いてくるということで、非常に素晴らしい空間と感じております。

交通費だとか通う時間、これがなければですね、本当に素晴らしい施設ということなのですが、こういうマイナス面があるわけですけれども、この間、どれぐらいの方々の活用、利用があったのか、お尋ねいたします。

次に、現在、B. Iプラザ、創業支援施設ということであるわけですが、ここには文化財センターや絵画の倉庫など、目的外の利活用がされております。創業支援のための部屋という点で、この部屋は確保されているのでしょうか。また現在の入居状況についてお尋ねいたします。

次にハといたしまして、昨年度から商業店舗のリフォーム助成が始まりました。これも全国的にも徐々に自治体で行われてきておりますけれども、これについての利用状況はどうか、お尋ねいたします。

次に、一般個人住宅のリフォームの再開を求めたいというふうに思います。この一般個人住宅のリフォーム助成制度、これについて25、26、27年度の3カ年、実施してまいりました。25年度は予算が387万9千円の予算で40件の工事があります。また26年度は379万9千円で39件。27年度は494万円で51件のリフォーム工事が行われ、総計では約1,260万の予算で1億8千万円の工事となりました。約1.4倍以上の経済効果を引き出してきております。そして現在、下水道工事は南条のほうにも進んできております。まだまだ住宅リフォームの需要ははかり知れないものがあると考えます。地域循環の経済効果として非常にすぐれた事業でありますので、ぜひ再開を望むものであります。

ニといたしまして、小規模企業振興基本条例の制定をとということです。国は、28年6月、一つは日本全国に景気の好循環を浸透させ、地方に強靱で自立的な経済を構築し、二つ目には、小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系を構築するため、小規模企業振興基本法を制定しました。この基本法には、国と地方自治体の責務がうたわれております。町はこの基本条例を制定し、町内の小規模企業の支援をしてほしいと思いますが、この小規模企業振興基本条例の制定を求めるものであります。町のお考えをお尋ねいたします。

二つ目といたしまして、基本条例のこれの具現化ということで小規模企業振興基本計画、ぜひこの策定も求めてまいりますが、これについてのお考えもお尋ねいたします。

以上で1回目の質問といたします。

産業振興課長（大井君） 地域循環型経済の振興について幾つかご質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

初めに、イの町内小規模企業の状況はについてでございますが、本町の製造業は約230社で、その多くが中小零細企業で占めております。ご質問の小規模事業所数の推移につきまして

は、経済産業省より行われております工業統計調査において従業員4人以上の事業所を調査対象として調査を実施しておりますが、この調査にあわせて町独自に調査を行っております従業員3名以下の事業所の状況を申し上げますと、平成21年が108社、平成25年が96社、本年は91社と若干減少している状況でございます。また従業員数につきましては、平成21年が222名、平成25年は187名で、本年は183名と従業員数も減少傾向にあります。

次に、制度資金の状況についてでございますが、町と県の融資の合計で平成27年度は融資件数16件で融資額9,355万円、28年度は融資件数41件、融資額2億6,846万円となり、件数、融資額ともに増加し、本年11月末現在は、融資件数が26件、融資額2億3,236万円と、昨年を上回るペースで推移をしております。また、町の制度資金につきましては、昨年度から小規模企業向けに運転資金として創設した経営安定資金の利用が多く、昨年度の町の融資件数19件のうち13件がこの経営安定資金をご利用いただいております。同様にこの11月末現在において、町の融資件数12件に対し8件がこの制度を利用しており、小規模企業の皆さんが利用しやすい制度となっていると考えております。

続きまして、後継者の状況につきましては、経営者の高齢化などにより事業の継続が難しい事業所も中にはあるとお聞きをしております。このような状況も踏まえ、商工会と連携し事業の継承を支援する長野県事業引継ぎ支援センターの協力を得る中で事業継続などの支援をしてまいりたいと考えております。

続きまして口の創業支援策についてですが、初めにコワーキングスペースにつきましては、現在、修繕改修工事を行っておりますテクノセンターに整備を進めており、3月上旬に工事が完了する予定となっております。このコワーキングスペースは、会議やセミナー、商談または技術開発の打ち合わせなど、気軽にご利用いただけるスペースとして室内にはプロジェクターやホワイトボードを常設し、アイデアを持った若者や企業の方々が自由に集まり利用できる環境を整えてまいりたいと考えております。

この施設を利用できる時間帯につきましては、原則として8時半から5時まででございますが、経営革新塾やニューリーダー研究会など、事前に許可を受けた方につきましては、テクノセンターの鍵を貸し出すことでテクノセンターの貸館規定に準じて午後9時まで利用できるようにしてまいりたいと考えております。

また、支援体制につきましては、新たに創業を目指している方やアイデアはあるが形にできない方、新技術の開発や研究を行うため支援を必要とする方の相談や助言などをテクノセンターの職員等がその専門的な知識や技術、ノウハウを持つ長野県中小企業振興センターや商工会などの支援機関につなげてまいりたいと考えております。

次に、テックショップの利用状況につきましては、本年6月から法人会員として契約を結び、

毎月5人が利用できる体制となっております。町内企業の皆さんは、セミナーやイベントなど累計で22名の方にご利用をいただいております。また、町の独自イベントとして大学や中学生、企業の方など延べ59名の皆さんがご利用され、5月の27、28日には、「さかきオシボリソン」と題して、町と信州大学教育学部のサークル「ファブラボ長野」及び町内企業と共同でものづくりイベントを行い、樹脂や木材を加工しねずこんをテーマとしたさまざまなグッズの試作品を作成いたしました。

また9月2日には、さかきオシボリソン2を行い、経営革新塾を中心にファブラボ長野と共同して「さかきモノづくり展」の来場者への景品としてねずこんをモチーフにアイデアを出し合い、最新の工作機械を利用して新しい発想のねずこんグッズを作成し、大変好評でありました。

また、9月17日には、将来坂城町で技術者として活躍していただくきっかけづくりとして、ニューリーダー研究会と坂城中学校の総合文化部でロボットコンテストに出場するロボットの部品づくりを行っております。今後もテックショップを起業や創業を志している方の支援や新商品のイメージを形にする場として、また将来の技術者の育成やさまざまな知識や経験を持った人との交流の場としてご活用いただきたいと考えております。

次に、B. Iプラザの入居状況ですが、B. Iプラザには11のお貸しできる部屋がございますが、本年度海外に事業所を移転することで9月に1事業所の退去がありましたので、現在は9室ご利用いただいております。

次にハの住宅リフォームなどのご質問ですが、初めに、商業店舗リフォーム助成制度の利用状況ですが、この助成制度は町内の空き店舗や空き家、空き倉庫などを活用して商業店舗への改装や自社店舗の改装を行う事業所に対し、改修・改築費の一部を補助することを目的に昨年4月から実施しております。昨年の実績でございますが、5件の申請があり、合計事業費646万円に対し196万円の補助を行い、本年度は12月1日現在4件の申請があり、合計事業費373万円で、補助額200万円の交付申請が提出されております。

次に、住宅リフォーム補助事業は、国の交付金事業を活用する中で、町の経済の活性化を図るとともに、町民の住環境の向上に資することを目的に町内の事業所がリフォーム工事を行うことを条件として20万円以上の工事に対し補助率20%以内、10万円を上限として補助金を交付いたしました。事業を実施いたしました3年間で合計131件、総額1,261万8千円の補助を交付いたしました。この住宅リフォーム補助事業の再開につきましては、国の交付金事業が終了しており、非常に厳しい状況であると考えております。

続きまして、ニの小規模企業振興基本条例についてお答えをいたします。

当町では、商工業振興条例に基づき中小企業が工場などの新設や増設、設備を更新した場合、その取得価格に対する固定資産税相当額の補助や制度資金による貸し付け、保証料の補給を

行っております。また、B. I プラザやけやき横丁における創業支援、小規模企業などの皆さんが各種展示商談会に参加する機会をつくることにより、企業の販路拡大の支援を行っております。また、商工会においても、小規模企業の事業の持続的発展を支援するため、県内でも認定を受けた件数が少ない経営発達支援計画の認定を経済産業大臣から受け、小規模企業による経営改善計画の策定及びその着実な実行を支援することや、小規模企業の技術の向上、新たな事業分野の開拓など、小規模企業ごとに伴走型の支援を行っているところでございます。

また、制度資金では小規模企業向け設備資金の創設に向け検討を行い、さらにテクノセンターに新しく整備するコワーキングスペースやテックショップ東京の活用など、小規模企業に対する現状の制度や支援をより多くの企業にご利用いただけるよう周知や案内をし、商工会やテクノセンター、テクノハートと連携をして小規模企業の支援に力を入れてまいりたいと考えており、小規模企業振興基本条例や基本計画につきましては、今後調査、研究をしてまいりたいと考えております。

1 2 番（大森君） 　ただいま課長よりご答弁をいただきました。まず、小規模企業の推移ですが、やはり年々減少してきているということですので、これについてやっぱり国のほう、こういう状況の中で小規模企業の基本法をつくるということになってきたんだろうということとあわせて、もう一つは、アベノミクスが地方に浸透していない、このことが明らかになっているということで、遅い状況の中ですね、それでも気がついて進めるということの対応になってきたかというふうに思うわけですね。こういう状況、それと、経営状況のところの融資の件ですけども、やはり運転資金がほとんどで、設備投資というのはなかなか進まないということもやはり、仕事量あるいは単価あるいは後継者ということで、意欲がなかなか出てこないんじゃないかというところがあるわけですね。やっぱりこういう点についても、国のほうも小規模の事業所を支援しなきゃいけないということのあらわれが出てきているというふうに思います。

その点で、創業支援の点についてちょっとお尋ねしたいんですが、今の経営している小企業がどんどん徐々に徐々に減少してくるという中でですね、この坂城町で創業された企業というのは一体どのくらいあるんでしょうか。やはりその辺について、もし個別の質問としては出ていませんが、お答えできるのであれば、ちょっとその辺、お答え願えればというふうに思うんですけども。よろしくお願ひします。

産業振興課長（大井君） 　創業支援の状況についてでございますが、ただいま具体的な数字は持ち合わせておりませんので、数として明確には申し上げられませんが、数件、創業し、昨年度数件の創業があり、同数程度廃業といったような状況でございます。

1 2 番（大森君） 　ありがとうございます。ちょっと突然な質問だったんですがお答えいただきましたけれども。やっぱり創業を地道にきちっと支援していくというところで、やはりテクノセンターでのコワーキングスペース、これもご答弁いただきまして、やはり備品等についてで

すね、プロジェクターとホワイトボードを用意するということが明らかになったということは、非常に前進してきているなというふうに思います。やはりここを利用する皆さんが本当に活動あるいは研究、あるいは相談しやすいこういう体制をもっともっと強めていただきたいということで、やはりコピー機等も考えていただければというふうに思います。

それと今の創業支援をする上で一番必要なのが試作をつくったり、あるいは自分のイメージを形にしていくという点でいけばですね、このテックショップの活用というのは非常に大きな力を持っているのではないかとこのように思います。私も一事業主としてですね、やっぱりこの空間は非常にいい空間で、いつまでもここで瞑想にふけてみたいなというような感じもするところでもあります。またこのことを息子にも話をしましたけれども、いろんなことを構想としてイメージがやっぱり出てくるというようなことで、大事な施設になってくるし、いち早く法人契約を結ばれたということで非常に評価したいというふうに思います。

約半年ちょっと過ぎた状況の中で、利用されているのが22名と、実際にね、活用されているというのは22名という、先ほどありましたが、こういう方々の感想など、もしお聞きしていただければ、一言、二言、その感想などあれば、お尋ねしたいというふうに思います。

産業振興課長（大井君） テックショップの利用者の感想ということでございますけれども、議員さんも行かれての感想と同様のように、かなり刺激を受けられていると伺いますか、機械を扱うことは業者でありますので、事業所でもありますので当然のことなわけですが、アイデア、いろんな発想を持った方とお話をしたりとかといったところで、新たな考え方が浮かんだりとか、そういったことでいろいろなアイデア、発想を持った方が世の中にたくさんいるというところで、インスパイアーと伺いますか、刺激を受けているという部分がございます。

12番（大森君） やはり当然、素晴らしい空間だというふうに思います。これをですね、やはりもっと宣伝と伺いますか広報、私も広報かインターネットかというところでしか見ていないわけですね。これを例えば、県の商工会だとか機関誌と伺いますかね、会報が届くわけですが、そういうところへも案内もするなりね、特に何とか新しい製品をつくりたいというふうに思っている皆さんに、やはりこういう施設があるんだよと届けてもらいたい。そういう宣伝ももう少し広げて、PRが大事じゃないかと思うんです。やはり5人までということですが、団体で行けばまたいいかというふうに思うんですね。だから仲間をつくって、そして共同で開発していくということにもなるでしょうし、あるいはテクノセンターでできるコワーキングスペースの皆さんが出かけていけるという、こういう相乗効果も出てくると思いますので、やっぱりPRをもっと力を入れていただきたいと思いますというふうに考えます。

B. Iプラザについては、入居者の状況等あるんですが、やはり創業支援ということで、ここをいつも満杯になるというようなところをひとつ、取り組んでいただきたいと思いますというふうに考えます。

次に、住宅リフォームについてでございますけれども、商業店舗について、それぞれ4件から5件という利用者があったということで、非常に利用される方が増えてきているということだと思います。今後、どのぐらいのところで見込まれるかというのは、その辺の予想みたいなところがあるでしょうか。商業店舗のリフォームについてですけれども。

産業振興課長（大井君） 商業店舗リフォーム助成制度の活用の見込みということでございますけれども、昨年が5件、今年が4件というような申請の状況でございます。同等程度の推移で利用がされていくかなというふうには想定をしているところでございます。

12番（大森君） これも当然、ぜひ続けてですね、商店の皆さんのやはりやる気、元気を応援していく必要があるというふうに考えます。

次に、住宅リフォームですが、国の交付金事業が終了したということなんですが、この過去3年間やっただけでね、終了となれば、条件が下水道工事をつなげるというのが一番の条件であったはずですが。これ、今、南条のほうへ下水道延びているわけですね。こういう皆さんは、こういう恩恵を受けられないということになるのではないのでしょうか。やはりこれ、再考が、もう一度考えていただきたいと思うんですが、この先のことですので、町長にお尋ねしたほうがいいのかと思うんですが。やはり住宅リフォーム、やはり経済効果もありますのでね、町の一般会計からでも、300万、400万、捻出してやはりぜひ再開するということが必要だと思うんですが、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

町長（山村君） なかなか助成制度というのは、国の事業制度とのセットでいろいろ今までにもいろいろ実施してきたわけですが、今回、それはそれで一応中締めをしたわけですが、それと前から大森議員さんからも言われていましたけれども、商業の活性化ということもありますので、商業のリフォームということで今、力を入れているわけでありまして、全般的にやっぱり状況を見て、いろいろ判断していかなきやいけないというふうに思っておりますので、またいろいろご相談したいというふうに思っております。

12番（大森君） そのような町長の検討され相談していくということですので、ぜひ実現の方向で検討していただきたいというふうに思います。

次に、小規模企業振興条例についてですけれども、今後調査、研究していくということで、当然基本条例を具体化する小規模企業振興基本計画、これもタイアップするわけですから、当然研究されていく方向だというふうに思います。いろんな事業を取り組まれているということは非常によくわかるわけでありまして。これについてもですね、本当に小さな、小さなといいますかね、国際見本市の案内から始まって、いろんな研修やらあるいは講習会等、あるいは計測器のことや、本当にありとあらゆることをやられているということがあるんですが、職員がかわったらまた一から覚えなきやいけないと、覚えるというかね、制度、これをやっていかなきやいけないという状況じゃなくて、これを一つのパッケージとして、産業支援、創業支援、

小規模企業の支援を行いますよと、こういうパッケージをぜひ一つにまとめてやっていただきたいというふうに思います。これは新潟県の聖籠町ですかね、ここではもう29年3月に、いち早くこのことを取り上げて、この支援策をとっている。このところは、今まで何もやっていなかったかということじゃなくて、当然もう同じようなことをやってきて、これを一つに体系的にまとめているという、こういうことがやっぱり誰の目にもわかりやすく、こういう体系的に見ていくという。ただ文言だとか封書が来て初めて、今度見本市の案内来ているねということだけじゃなくて、やっぱり町は総合的にこういう取り組みをされているということ、住民にわかることと、また職員の中にやっぱりこういう基本条例がきちっとあって、こういう施策を行っているということ、これを共有していくという点でもですね、ぜひこれをつくっていただきたいということ、これを要望としておきたいというふうに思います。

時間も迫ってきておりますので、次の質問に行きたいというふうに思います。

2といたしまして、坂城駅周辺のまちづくり、旧北国街道の古民家の面的保存は。

先日、坂城町教育委員会が江戸後期に女流俳人として勇名をはせた藤澤雨紅の句集「松蔭集」を再発刊いたしました。そしてこれは今年、彼女が生まれて250年というふうになるそうであります。これは江戸時代の句集の「松蔭集」を現代訳といいますかね、やりまして、特に雨紅は、坂木宿大門町の旅籠屋大藤屋の当主清蔵に嫁ぐなどの物語が出ております。そして、旧北国街道の面影を残す古民家が残念ながらどんどんなくなっているんですが、まだ取り壊されていない数軒の古民家があります。このあたりのですね、面的な形で古民家の所有者の皆さんとの協力も得て、面的な保存ができないか、またいろんな支援をする上でも条例の制定はできないのか、お尋ねいたします。

ロといたしまして、総合的に検討するプロジェクトチームの立ち上げは。大門町には残された古民家、またこれから坂城神社が出雲大社より信州の出雲の御社という聖称を受けるとともに、社務所の改築が今後行われます。こういう点でも、坂城神社の物語ということもできております。そして、長野大学によるワークショップの、これも行われ、こういうことを生かして、以前事業化されておりました修景の町によるまちづくり、これらの分析だとか検討、計画等も考え、こういう考え方も参考にですね、増員構想で継続性のある取り組みが必要ではないかと考えますが、その点についてお尋ねいたします。

以上、1回目の質問といたします。

町長（山村君） 平素、大森議員さんにまちづくりということで、いろいろ関心を持たれていただいて、いろいろご意見を伺っておりますけれども、今回、2番目としまして坂城駅周辺のまちづくりについて、イとロということでご質問をいただきました。順次お答えしたいと思っております。

まず坂城駅周辺のまちづくりについての（イ）の旧北国街道の古民家の面的保存はと、

(ロ) の総合的に検討するプロジェクトチームの立ち上げをについてお答えいたします。

町ではこれまでも、各種事業を取り入れながら、地域住民の皆様のご協力、ご理解をいただく中で、坂城駅周辺のまちづくりを進めてまいりました。また、今もいろいろお話がありましたけれども、旧北国街道について見ると、鼠宿、田町、横町、立町、新町地区の一部には今も宿場町の面影が残っております。特に立町通りにある坂木宿ふるさと歴史館の長屋門は、江戸中期の建築と推定され、町の指定文化財に指定されており、3階建ての建物とともに当時の雰囲気を感じていただいているわけであります。また、大門町と呼ばれる新町の通り沿いには、古民家が数軒点在し、当時の面影を残しておりますが、これらの古民家は、建築物文化財に関して学識経験が深く、県内の国宝重要文化財の調査研究あるいは改築改修の指導をされておられ、現在、町の文化財保護審議会委員をお願いしている有限会社信濃伝統建築研究所の和田勝所長さんにもご調査いただき、ご意見をお聞きする中で、その中ではあの建物についてはですね、坂城町指定文化財として取り扱っていくにはちょっと無理があるというように考えておられるようであります。

また、条例の制定ができないかということもございましたが、妻籠宿や海野宿と異なりまして、宿場町としての町並みがかなりずっと残っているという状況では、残念ながら、ほとんどが失われた状況の中では、いわゆる面的保存整備というのは、現在ではちょっと困難と考えておりますけれども、しかしながら、今まだ残っている建物についてですね、点的保存の可能性、要するに個々にご相談するということでは可能性があるかなと思っておりますので、条例を制定するということじゃなくて、所有者、持ち主の方のご意向やにぎわい坂城や坂城の魅力発見に取り組んでこられた長野大学の皆さんのお考えなどもお聞きする中で、活用方向が見出せばというふうに考えているわけであります。

また、ご質問の中にありました信州坂城の女流俳人藤澤雨紅は、江戸時代の文政9年、1826年になりますけれども、北国街道坂木宿で詠まれた句を俳句集にして刊行されました。この坂城で唯一刊行された発刊された俳句集でありますけれども、この俳句集に係る多くの皆様のご協力を得て、現代かなで表記し解説をつけて読みやすくして、先日10月31日に「松蔭集」、新「松蔭集」ですね、として出版いたしました。この「松蔭集」は、前半では雨紅の坂木宿にて詠まれた自句を集め、初春から年の暮れまでを歳時記のようにおさめており、後半は雨紅の選による小林一茶や江戸俳壇で活躍した俳人の名句集となっているわけであります。江戸時代の庶民の暮らしがかいま見え、俳句ファンならずとも楽しむことができ、当時の面影を感じていただける1冊であるということで、ぜひ大勢の方に読んでいただきたいと思っております。

先ほど話がありましたこの大藤屋というのが、雨紅が嫁いだ家でありましてけれども、今は個人のお宅ということであります。その北側にあるのがこの藤澤雨紅が嫁いだ藤澤清蔵が兄貴で

清助が弟なんですけれども、その清助の家が前から時々お話がありました山浦邸の家であるということもわかりました。そんなことで、何とか私の信条としてはですね、何とか残したいというふうに思っておりますので、別途またいろいろご相談していきたいと思っております。

次に、(ロ)の総合的に検討するプロジェクトチームの立ち上げということでございます。長野大学と坂城町との実践モデル都市に関する協定の中で、旧北国街道の周辺や町並みの景観整備に向けた実態調査を昨年、長野大学に実施していただきました。坂城町の歴史、文化を感じさせる旧北国街道の周辺や町並みの景観整備に向けた調査であり、その魅力を有効活用することを目的として、坂木宿ふるさと歴史館を初めとする関連建物に注目したイベント企画や街歩きルートマップ作成などを展開するに当たりまして、学生の皆さんの目線から見た活用方法を提案していただくため、昨年度は四ツ屋から荻屋原までの旧坂城地区を主に実態調査を行っていただきました。本年度は昨年に引き続きまして、四ツ屋から鼠宿までの中之条、南条地区の北国街道沿線周辺の実態調査を実施していただいております。

この実態調査の一環として松下ゼミ坂木宿チームが主催者となり、「古民家がゲストハウスになったら？」というテーマに来年1月28日ですけれども、ワークショップを開催する計画とお聞きしております。坂城駅周辺のまちづくりにかかわる楽しいテーマでありますので、長野大学の学生の皆さんと一緒に考えるワークショップに大勢の皆さんに参加をいただければと思っております。いずれにしましても、プロジェクトチームといったものではなく、関係する課や関係機関と連携して地域資源の有効活用等を総合的に検討していきたいというふうに考えております。

12番(大森君) 町長よりご答弁いただきました。専門家からの目で見れば、この古民家については町としての文化財として指定するのは無理でしょうということで、残っているそれぞれの建物について、個別の個々の保存で何とか対応していきたいというご決意もいただいたというふうに思います。やはり、なくなればゼロ、残っていれば、いろんな活用も考えなきゃいけませんけれども、やはりこの古い建物をなかなかなくすわけにいかないと、再生できないということがありますので、これの活用を考えながら保存していくということをぜひお力を入れていていただきたいというふうに思います。

また、プロジェクトチームあるいはゾーニング構想というようなことも提案したんですが、これについては、結構古いものでありますが、平成11年につくられた坂城町中心市街地まちづくり基本計画と、これは当時、担当された方もまだまだここにいらっしゃると思うんですが、やはり一部の大きな事業は残して、大体、この計画は計画どおりほぼ進められてきたということで非常に、それなりに無理なやり方をしなくてよかったんだというふうには考えております。ところがですね、この計画期間が終了すると、今までやってきた考え方や分析が、それがどうも机の上から全部落とされて、新たなものが出てくるというような形になってくるのが結構あ

るのではないかというふうに思います。特にここで指摘されていた継続して取り組んでいかなきゃいけないというようなことは、特に大門町の点についても、もうこのころから今後、利活用を考えた取り組みが必要だというようなことが指摘されていたりするわけですね。こういうのが見過ごされるのか、あるいは見えないものとして過ぎてしまったのかということが非常に残念であります。

やはり今後、まちづくりをする上で、当時の面影を残したまちづくり、そして駅前の活性化のためにですね、住宅リフォームを、商店リフォームを含めて、やはり活性化のために町の事業を進めていっていただくことを求めまして、私の一般質問を終わります。

議長（塩野入君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時20分～再開 午後 2時30分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

次に、6番 滝沢幸映君の質問を許します。

6番（滝沢君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

さて、いよいよ防災行政無線の戸別受信機が年明けから町内全戸・全事業所に配布が開始され、町の大きな事業が前進いたします。全町民に等しく情報提供できるということで、その運用に大きな期待をしているところであります。ただ懸念いたしますのは、戸別受信機6,300台余りの配布に当たり、委託業者が各自宅を訪問するという点です。町は先月、特殊詐欺非常事態宣言を発令いたしました。新聞紙上でも詐欺事件の被害は後を絶ちません。この戸別受信機配布に当たり、業者に成り済まし巧みな話術で金銭要求等の詐欺を働く集団、または個人が犯罪を行う可能性が十分に考えられます。関係課におかれましては、各関係機関と連携の上、被害が絶対に起きないためのきめ細やかな対応を望むところであります。

では本題に入らせていただきます。

スポーツ界は来年のピョンチャン五輪、サッカー、ラグビーワールドカップ、そして千日を切った2020年の東京オリンピック・パラリンピックへとビッグイベントがめじろ押しで、各方面で大きな話題となっております。また県内でも多くの市町村がホストタウンへの登録を目指しております。当町でも多くのスポーツ団体、関係者、スポーツ愛好家がたくさんおられます。今回、町民の皆様には現状と今後の振興策を広く知っていただき、町のスポーツ発展のため、まずスポーツ振興ということで質問をいたします。

1. スポーツ振興について

イ. 現状と取り組み状況は

1、青少年から生涯スポーツまで現状と今後の取り組みは。青少年スポーツにおいては、体力向上とコミュニケーション形成、競技スポーツとしての目的と位置づけがあり、生涯スポー

ツでは、健康維持と増進、地域の親睦や連携が求められると思います。後期基本計画では、スポーツ環境の充実と整備、地域の人材開発を施策の体系としていますが、振興を図っていく上で、現状と今後の取り組みはどうでしょうか。

2、中学校における部活についての課題と今後の取り組みは。教育現場で教員の長時間労働が問題となっております。県教育委員会では、学校における働き方改革推進のための基本計画を策定しましたが、当町の運動部活動において、現在の課題と今後の取り組みはどうでしょうか。

3、スポーツ少年団の加盟団体数と部員数の推移は。またここ5年の全国大会での活躍状況をお聞きいたします。少子化の影響で加盟団体と部員数の減少が懸念されるわけですが、現状をお聞きいたします。また、これ言いましたね、5年間の全国大会での活躍の状況ということですね。

次に、口といたしましてスポーツ施設の充実と整備をということで質問をいたします。

1、スポーツ少年団陸上部の練習場確保を。競技スポーツを行う上で練習場の確保はなくてはならないものですが、その中でスポーツ少年団陸上部は全国大会で優秀な成績を上げているにもかかわらず、いまだ陸上部だけ専用の練習場が整備をされておられません。皆様もご存じのとおり、工業用地につくったタータンは工場になり、河川敷につくった際は何回も増水で流され、関係者は大変つらい思いをされてきました。文化センターグラウンドも野球の練習と重なり、そのたびに町外の練習場を確保しなければならず、練習している子供たちはもちろんのこと、指導者、保護者にも大きな負担となってきたわけです。私は、これまで携わってこられた関係者の声と切実な思いをぜひとも酌み取っていただき、今、反映をさせていただくときではないかと思います。中学校グラウンド、びんぐしの里公園整備など含め、短期、中期での施策展開を強く望むところであります。

2、シンフォニックヤードの利用目的と利用状況は。また今後、スポーツ施設への新たな利活用を。本年開催された議会報告会の中で話がありました。それは、町内で若者の集う場所がないということでした。一つに、このシンフォニックヤードをスポーツを通じて青少年から若者が交流できる施設の整備が必要ではないでしょうか。2020年東京オリンピックの追加種目として決定し注目されているスポーツライミングのボルダリング、小布施町で世界大会まで開催されたスラックライン、スケートボード、ミニバスケットなどが考えられます。中学校にも近く、交通の利便性もあり、若い世代が集うには立地条件として最適だと思います。是非とも新たな利活用の場として望みますが、そのお考えはいかがでしょう。

以上、1回目の質問をいたします。

町長（山村君） ただいま滝沢議員さんからスポーツ振興についてご質問をいただきました。また、冒頭ですね、坂城町で非常に大きなプロジェクトであります防災行政無線、「つながる

あんしん 坂城町」の全世帯への無償で端末を配布すると、これは全国初めての取り組みですが、大型プロジェクトでありますけれども、特殊詐欺集団も大型プロジェクトを持ってもらっては困るということで、配置についてはですね、身分証明書をつけた許可された業者が行きますということで、代金の請求ありませんということを含めてですね、PRをちゃんとやりたいと思っております。

さて、スポーツ振興についての（イ）現状と取り組み状況はの①の青少年から生涯スポーツまで現状と今後の取り組みはについてお答え申し上げます。

生涯スポーツの振興については、当町では人口減少、少子化、高齢化の進行などによる社会環境の変化に伴い、幼児から高齢者、障がいのあるなしにかかわらず、全ての住民が生涯にわたり健康で明るく活力ある生活を送る上で、スポーツの果たす意義と役割は大変大きなものであると考えております。

現在は、運動会や春のスポーツ大会など、公民館が主催するスポーツ大会や未就学児童向けキッズスポーツ教室、ふれあい大学講座のバレーボール教室など、各種スポーツ教室の開催により、スポーツレクリエーション活動を推進してまいりました。これらの事業は気軽に参加して楽しむことを通じて、健康増進、体力向上、地域の親睦や連帯なども育てまいりました。みずからの健康はみずからがつくり守るためにも、住民が生涯にわたり主体的にスポーツに取り組み、一人一人がスポーツ活動を継続できるような環境を整備していくことが重要であり、スポーツ大会やスポーツ競技会の開催とあわせ、幼児や高齢者が気楽に体を動かし、楽しみながら健康づくりに役立つニュースポーツなどの普及を目指しているところであります。

今年度は、スポーツ少年団や中学校部活動の活躍が目覚ましく、陸上競技におきましては、小学5年生女子の田中雪乃さんが100mで県大会優勝を果たし、全国大会に出場しております。このほかにも、同じく陸上の県大会では、5年生女子100mで準優勝と4位、6年生女子100mでは4位、女子400mリレーは3位、80mハードルで7位と入賞し、8名の選手が東海大会に出場するという好成績を残しております。

また、スポーツ少年団硬式野球シニアにおいても、信越大会にて優秀な成績をおさめ、東日本大会に出場しております。さらに、中学校においては、県大会、1年生女子走り幅跳びで宮原凜成さんが見事優勝し、全国中学生大会とジュニアオリンピックに出場され、ジュニアオリンピックでは見事金メダルを獲得されました。

また剣道女子においても、県大会3位になり、北信越大会に出場するなど、今年は例年にも増して小中学生が活躍しております。また、長野盲学校の高等部1年の小宮山さや佳さんが、全国障害者スポーツ大会陸上の100mと立ち幅跳びに出場し、立ち幅跳びは見事準優勝に輝いております。町としましても、全国大会に出場する際は、十分に力を発揮できるよう激励をし、応援をしているところでございます。今後もスポーツ少年団や中学校スポーツにおいて子

供たちが存分に力を発揮できるよう、また生涯スポーツ社会を実現するためにも、スポーツ施設の整備や地域のスポーツ活動の中核組織であるスポーツ推進委員会やスポーツ少年団、体育協会などと連携して、高い技術、技能を持ったスポーツ指導者の養成確保に努めてまいりたいと考えております。

お話がありましたスポーツ少年団陸上の練習場については、後に担当課長も答弁させていただきますが、関係する皆さんと相談する中で、できるところからすぐに前向きに取り組んでいくという姿勢でまず進めていきたいというふうに考えております。

教育文化課長（宮下君） 私からは、スポーツ振興について、イ、現状と取り組み状況はの2、中学校における部活動についての課題と取り組みは、3、スポーツ少年団の加盟団体数と部員数の推移は、またここ5年の全国大会での活躍はについて、順次お答えいたします。

最初に、中学校における部活動についての課題と取り組みについてお答えします。現在、坂城中学校の運動部活は、剣道男女、サッカー、ソフトテニス男女、バスケットボール男女、バレーボール男女、卓球の6種目10団体あります。今年度当初はこの6種目に軟式野球があり、7種目でありましたが、部員数の減少により6月をもって休部となっております。現在、少子化の影響もあり、坂城中学校自体の生徒数が400人ほどで推移しており、そのうち運動部に所属する者の割合は平成25年度は61%、平成26年度が65.6%、平成27年度65.6%、平成28年度68.6%となっており、近年では若干ではありますが、増えている状況でございます。しかし、各部において、部員の確保は大きな課題であり、競技を行う上で最小限の人数しかいないといった部もございます。部員以外にも練習時間と指導といった面でも多くの課題がございますが、特に指導者については必ずしも得意とする種目の顧問になるとは限りません。冬期間は暗くなるのも早く、十分な練習時間が確保できないなど、問題がございます。また指導者が学校の先生であるため、学校業務以外に部活動の指導が入り、教員の長時間労働が問題視されている中、難しいところでもございます。

現在、幾つかのスポーツ少年団では、小学生だけでなく中学生の指導も行っております。しかし、部活動の時間帯での指導は難しく、夜間、休日といった時間に限られてしまうといった課題もございます。今後、中学校部活動については、子供たちへの指導や教員の負担の軽減など、どのような形で進めるのがよいのか、スポーツ少年団や体育協会など、関係団体と連携して研究してまいりたいと考えます。

次に、スポーツ少年団の加盟団体数と部員数の推移についてお答えします。現在、スポーツ少年団は剣道、なぎなた、硬式野球、サッカー、ソフトテニス、ドッジボール、軟式野球、陸上、ミニバスケットボールの9団でございます。今年度、剣道は1団となっておりますが、昨年までは南中、坂城、村上の3団に分かれており、11団ございました。こちらも団員数の減少を受け、今年度より3団を統一いたしまして、今年度9団となったところでございます。

団員数の推移でございますが、平成27年度は403名で、町内の小学生の49.6%でございます。平成28年度は414名で53.1%、本年度の平成29年度は50.7%となっており、町内小学生の約半分あたりで推移しております。

少子化や子供のスポーツ離れが危惧される中、小学生の半数がスポーツ少年団に加入している状況ではございますが、新年度の団員募集や団のPRなど、工夫して今後も団員の増加を図ってまいりたいと考えております。

スポーツ少年団のここ5年の全国大会等での活躍についてでございますが、平成24年度には、当時小学5年の田村純菜さんが陸上競技5年女子100mにおいて全国大会で優勝しております。また、平成27年度には、宮原凜成さんが小学5年女子100mで全国大会へ出場しております。同じく5年女子100mで牧内愛美さんが東海大会に出場しております。昨年の28年度には、女子4×100mリレーで県大会で優勝し全国大会に出場、4位に入賞しております。今年度の成績は、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

このように、多くの子供たちが活躍しておりますので、子供たちが実力を伸ばして十分な力を発揮できるよう、関係団体と協力して環境整備や指導者の育成、団への支援等を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、スポーツ振興についてのロ、スポーツ施設の充実と整備をの1、スポーツ少年団陸上部の練習場確保についてお答えします。

現在、スポーツ少年団は9団あり、それぞれに練習日を設定し練習しております。練習場所については、硬式野球は上五明運動公園グラウンド、軟式野球は村上小学校グラウンド、サッカーは鼠グラウンド、剣道・なぎなたは武道館、ミニバスケットボールやドッジボールは各小学校体育館など町教育委員会の管理する体育施設のほか、ソフトテニスびんぐし公園テニスコートを使用しております。陸上競技においては、文化センターのグラウンド内西側に100mコースを1レーン設置し、東側には砂場があり練習を行えるわけでございますが、文化センターグラウンドは近隣のグラウンドの中でも特に広く野球の大会等には好条件であり、週末の大会などの使用希望が多く、なかなか陸上練習できる日程を確保することが難しく、陸上の練習場所の確保に苦慮しているところでございます。

町としましても、体育協会陸上部やスポーツ少年団陸上部と協議を重ねており、どのような形で練習場所を確保できるのかを研究しているところでございます。今後、関係機関や関係団体と協力してなるべく早い時期に練習場所を確保できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、二、シンフォニックヤードの利用目的と利用状況は、また今後のスポーツ施設への新たな利活用をについてお答えいたします。

町の都市公園であるシンフォニックヤードは、音楽などを楽しむことができるよう整備した

公園で、春にはしだれ桜が見ごろとなり、初夏には藤の花が楽しめ、公園内一面を芝生が覆っていることから、学生、グループの皆さんやご家族で花見や食事会を楽しまれたり、福祉施設の皆様の散歩コースの一つとして広くご利用いただいております。ステージを占有するようなイベントなどの利用は余りございませんが、文化センターグラウンドや武道館などの施設に隣接しており、施設の利用者が利用されたり移住定住の促進を目的とした町主催による若者交流会が文化センター体育館において開催され、スポーツによる交流を行った後に、青空のもと、シンフォニックヤードにて交流会を楽しんでいただきました。シンフォニックヤードのスポーツ施設への新たな利活用につきましては、公園の南側に御堂川が流れ、北側には都市計画道路坂都4号線の逆木通りがあり、形状はステージを中心に扇形となっており、勾配もあることからスポーツ施設を整備するには難しい状況であります。

都市公園長寿命化計画など、見直しを図る中で、公園としての個性を生かしながら新たな利活用の検討も含め環境を整え、楽しんでいただけるような公園となるよう努めてまいりたいと考えております。

6番（滝沢君） ただいま町長、担当課長からスポーツ振興につきましてご答弁をいただきました。中学校、それからスポーツ少年団の団体数と人数の推移ということなんですが、私は子供たちのスポーツ離れというのを一番懸念をしておったんですけども、割合としてはそんなに年度ごとに落ちているということではないということで、これやはり少子化の影響かなということも思ったわけですけども、やはりその中で中学校が本年度、野球部がなくなってしまったということは、私も中学校で野球をやっていた立場からいうと非常に残念なんですけれども。それからあと、陸上部もこのところずっとないわけですけども、スポーツ少年団で活躍していた子供が陸上部がないために、他校へ転出したというような事例もありますので、今後ですね、陸上部の復活を含め検討していただければというふうに思います。

それと、東海大会、全国大会で非常に多くの少年少女の皆さんが活躍されているということをお聞きしましてですね、これは本当に町にとって勇気づけられることですので、本当にこれからも応援をしていきたいというふうに思っております。

それから、今回、このスポーツ振興ということで、スポーツ少年団の練習場の確保ということの一つ、メインとして取り上げたわけですけども、なかなか場所と、それから環境等、やっぱりいろんな形でこれからももう少し詰めていただかないと具体的には進まないのかなというような感想なんですけれども。これは今、本当に一番苦勞されているスポ少の関係者の皆さんですね、そういう声を本当に酌み取っていただいて、何とか具体的に進むようにぜひともお願いをしたいというふうに思っております。

その中で、優勝されて町を訪問されたジュニアオリンピックで幅跳びで優勝されました宮原凜成さんのコメントの中に、「限られた場所や時間であってもすばらしい結果を残せた要因は、

練習中にコーチに言われたことを思い出して実践しています」というふうに語っておられました。やはり本当に限られた場所とか時間というのは、今のスポーツ少年団の陸上部が抱えている一番の問題であったわけです。そんな凜成さんの思いがですね、ぜひとも町の関係課に届くことを希望をしております。

それと、これはこの場でちょっとご紹介なんですけど、12月16日の土曜日ですね、夕方5時からSBCの「こども未来プロジェクト」で宮原凜成さんを取り上げた番組があるということです。この場をお借りしてご案内もさせていただきます。

さらに、具体的なスケジュール等、これから関係団体と協議の上進めさせていただきたいということなんですけど、その上で、スポーツ振興について何点か再質問ということをお願いいたします。

まずはやはり2020年の東京オリンピックですね、これはもう先ほど言いましたように千日を切って非常に大きな盛り上がりを見せていくと思うんですけども、そのプレの記念大会といいますか、やはり町もですね、そんなようなことに積極的に取り組んでいただければということで提案をさせていただきます。

一つは、県内では多くの市町村がマラソン大会を開催されております。市民ランナーの出場も増えているようです。当町の場合、毎年恒例になりました元旦マラソンがありますけれども、これはほかの地域には余りない行事で、特徴ある大会として位置づけられていると私は思っております。ぜひですね、その元旦マラソンに現在、最長で6kmコースだと思いますが、ぜひ記念大会、プレでもいいんですけども、プレ大会の記念大会ということで、ぜひ10kmコース、これを新設を提案をしたいと思っております。これは、やはりクォーターマラソンですね、10kmということでクォーターマラソンとしても位置づけられますし、内外に対しても発信力があると思っております。

次にですね、長年、長い歴史、昨年度ですね、幕をおろした早起き野球があります。これは私も地域のチームということで長年携わってきまして、この場にも役場にも4チームありまして、多くの方が携わってこられたと思っておりますけれども、時代の流れの中、大変に残念なことなんですけれども、野球はそういういろんな事情で無理としてもですね、例えば以前やっていたナイターソフト、これは女子もありまして、男子の部もありましたけれども、ぜひですね、オリンピックにあわせてお考えいただけないかという提案をしたいと思っております。オリンピックに野球、それから女子ソフトも復活をされたという経緯もありますので、ぜひともこの機会にそういういことが実現できないかなということを提案をさせていただきます。

それからもう1点ですが、JOCでは、東京オリンピック開催にあわせ、東京2020教育プログラムとして、オリ・パラリンピックのアスリートが小・中学校を訪問し、組織委員会が教育イベントを開催するとあります。これは全国的なあれで、今のイメージキャラクターをね、

小学校でこれからその中で選ぶということで、非常に注目をされておりますけれども、このオリンピックというのは、日本、私たち東京オリンピックをしたのは小学校3年のころだと思いますけれども、もう恐らくこの大会以降、私たちはちょっと経験することができないかもわかりません。ですから、ぜひこの機会にですね、日本で開催されるこの機会に、記憶に残る事業展開を当町の場合も検討をしていただければというふうに思います。以上の点につきまして、再質問お願いいたします。

教育文化課長（宮下君） 再質問の2020年東京オリンピックのプレ大会として、元旦マラソンに10kmコース新設をとのご質問についてお答えいたします。

元旦マラソン大会は、今回で47回目を迎えます。元旦に開催するマラソン大会として、毎年町内からの参加も含め大勢の皆さんにご参加していただいております。元旦マラソンは、例年体育協会長を実行委員長として実行委員会を形成しており、競技内容についての決定機関となっております。元旦マラソンは、公道を使用いたしますので、コースについては事前に千曲警察署と協議を行い、選手の安全が確保されるよう決定しております。また、選手の安全を確保するため、コースに交通指導員や交通安全協会坂城支部の理事の皆さんに誘導に当たっていただいておりますので、交通指導委員会や交通安全協会坂城支部にも事前に相談が必要となります。このように、マラソンコースの新設、変更につきましては、多くの手順を要し、関係機関のご理解とご協力なくしてはできないところでございますが、2020年東京オリンピックの開催もありますので、体育協会陸上部やスポーツ少年団陸上部、愛好家などからご意見をお聞きし、関係機関と検討してまいりたいと考えております。

続きまして、早起き野球は無理としても、ナイターソフト復活の考えはということでございますけれども、坂城町体育協会には、ソフトボール部がございます。以前、文化センターグラウンドで5月から7月初旬までナイターソフトを行っておりました。当時は、体育協会ソフトボール部が中心となり、準備、運営を行い、試合では主審を体協ソフトボール部が務め、塁審を参加チームで行うというように参加者全員で大会をつくっていたところでございます。競技スポーツにおきましては、このような形での大会運営が望ましいので、地域の方たちの声を聞きながら関係機関と検討してまいりたいと考えているところでございます。

2020年教育プログラムとして、オリ・パラリンピックのアスリートが小学校を訪問し、組織委員会が教育イベントを開催するとありますということでございますけれども、今、東京オリンピックに向けて日本全国でいろいろな盛り上がりを見せております。スポーツに対する機運も高まっております。ぜひそういう面も踏まえまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

6番（滝沢君） 再ご答弁感謝いたします。今、ご検討いただくということですので、ぜひ検討で終わらないように実効性のあるものにしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたし

ます。

それと、次に、先ほどシンフォニックヤードの利活用ということで、なかなか都市公園という位置づけで難しい面もあるということなんですけれども、私もちょっと小布施のほうへ問い合わせをさせていただいたんですが、小布施のスラックラインは、皆さんご存じのとおり、あるお寺の住職さんが始められて世界大会まで広がって、今では町内の小・中学校に整備をされているということで、担当の方にお聞きしましたら、余り費用もかからずにですね、しかも体幹も鍛えられるということで、休み時間など多くの子供たちが利用をしているということでした。

それからボルダリングの施設というのは、先日の新聞のほうにありましたけれども、県内多くの施設が増えております。ただこれも民間の施設ということで、なかなか行政がそれにタッチするというのは難しい部分があると思うんですけれども、これもそういういろんな、昔は木登りとか我々の世代は普通にやっていたことありましたけれども、今、子供たちもそういう機会がなかなかないわけです。ですから、そういう施設というのは、今後ですね、大いに検討していただける意味があるんじゃないかなということですので、いろんな形できっかけづくりとか、それから刺激策というのは欲しいところなんですけれども、今後研究もしていただければというふうに思っております。

あと済みません、最後にまとめということではないんですけれども、ぜひ、これは教育長にちょっとご答弁いただきたいんですが、スポーツ振興全般、それから先ほどの質問いたしましたスポーツ少年団の練習場整備ですね、これ何とか30年度予算に組み込んでいただくような方向でお考えいただけないものかということで、再質問いたしますが、よろしく願いいたします。

教育長（宮崎君） スポーツ少年団の子供たちは、大変頑張っすばらしい成績を残していただいています。先日も、体協の会長さんや関係者の皆さんとお話をさせていただきました。ただ、一つはですね、今、一生懸命やっている、宮原さんもまだ1年ということで、一つはすぐに練習できる環境づくりをしなきゃいけないと。それともう少し長期的な目で考えなきゃいけないという部分と。やっぱり、小学生ということでもありますので、やっぱり安全な場所でどこでもいいというわけにもいかないという、そういうこともあるわけでもあります。それらを含めて、考え方としてはすぐできる場所と、それと長期的に何かさらにコースをよくするとか、そういう2本立てで考えていく必要があるかと思っています。関係課等と検討する中で、取り組んでいきたいと思っています。以上です。

6番（滝沢君） 教育長からご答弁いただきました。非常に関係者の皆さんには前向きなご答弁というふうに理解をいたしますので、ぜひとも今後検討していただきますようお願いいたします。

最後にまとめということなのですが、スポーツはさまざまな目的があると思います。ご答弁の中でもありましたけれども、公民館主催の競技スポーツのように地域や仲間のコミュニケーションづくり、連帯感の形成、マラソンやウオーキングは健康維持や健康増進の目的が、そして競技スポーツは明確な目的と目標を持つことだと思います。その目的に向かってみずからを鍛え、選手の力をアップさせるためには、すぐれた指導者の存在、環境の整備が不可欠で、また今では保護者の支えが大きな役割を果たしております。町も全町民が明るく元気で健康に暮らせるためにも、スポーツの普及に尽力をいただきたいと思います。そして、ぜひとも東京オリンピックからその先のパリオリンピックで活躍するアスリートの誕生を期待をしております。では次の質問に移ります。

高齢の親御さんがいらっしゃる方は少なからずかかわってくる問題であると思いますが、介護保険サービスについて質問をいたします。

2. 介護保険サービスについて

イ. サービスの利用の現状と課題について

1、最新の介護認定者数と主なサービスの利用状況は。超高齢化時代を迎え、介護認定者増加の懸念があります。当町で直近の介護認定者数とさまざまなサービスの種類がある中、利用頻度が多い主なサービスの利用状況についてお聞きをいたします。

2、地域包括支援センターとケアマネジャーとの情報共有について。さまざまなサービスが円滑に運用されるためには、ケアマネジャーの役割と位置づけが重要と考えます。地域包括支援センターとケアマネジャーとの連携において、どのような情報共有が行われているのか、お聞きします。

3、利用者のサービス向上への取り組みについて。多くのサービスがありますが、複雑になればなるほど苦情とまではいかないにしても、ミスや行き違いがサービス運営の中で起こっている事案があります。利用者に不安を感じさせてはならないのと、その家族が一番困惑をするわけです。その場合、ケアマネジャーさんやサービスを提供している事業者、施設に直接言えない場合もあり、第三者の立場である行政がすくい上げる必要があると思います。そこで、利用者の生の声をすくい上げる仕組みづくりが必要ではないかということです。利用を受け始めた数カ月目を初め、定期的にサービス利用状況の実態調査を実施し、問題点の把握と改善、サービス提供の向上を図るための仕組みづくりが必要と考えます。以上の点につきまして、ご答弁をお願いいたします。

福祉健康課長（伊達君） 2. 介護保険サービスについて、（イ）サービス利用の現状と課題についてのご質問にお答えいたします。

坂城町でも徐々に高齢化が進行する中、介護保険サービスを利用する第1号被保険者であります65歳以上の高齢者の占める割合、いわゆる高齢化率が年々高くなっております。住民基

本台帳によりますと、本年12月1日現在、65歳以上の人口は5,172人で、総人口に対する高齢化率は34%という状況になっており、5年前の平成24年12月1日と比較いたしますと、4ポイント上昇しているという状況でございます。

こうした高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者も増加しており、本年11月末日現在の介護認定者数は739人で、昨年度の同時期と比較いたしますと、プラス26人、3.6%の増となっております。介護度別の内訳といたしましては、要支援1が77人、要支援2が74人、要介護1が155人、要介護2が99人、要介護3が120人、要介護4が119人、要介護5が95人という状況になってございます。

介護認定を受けた方が利用される介護保険サービスでございますけれども、大別して居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの三つに分類されますが、その方のお体の状態などに合わせてさまざまなサービスが利用されており、中には幾つかのサービスを重複して利用されている方も多く見られます。

直近のサービスの利用状況といたしまして、本年9月の利用実績を申し上げますと、居宅サービスで利用の多いのが通所介護サービス、いわゆるデイサービスでございます162人の方がご利用されています。次に、訪問介護サービス、これはホームヘルプでございますけれども、ご利用が105人。ショートステイサービスが70人などとなっております。

また、市町村が事業者の指定や監督を行います地域密着型サービスにつきましては、施設などの規模の小さいことから、利用者のニーズにきめ細やかに応えることが可能なサービスでございます。主なものといたしまして、通所介護サービス、デイサービスでございますが、67人の方がご利用いただいております。

また、認知症対応型の共同生活介護、いわゆるグループホームでございますが、こちらは16人のご利用。また、20床あります地域密着型の特別養護老人ホームについては、満床という状況でございます。

続いて施設サービスでございますが、こちらについては、地域密着型を除く特別養護老人ホームのご利用が83人、退院後から在宅へ向けての中間施設でもありますリハビリを中心とした介護老人保健施設のご利用が55人などとなっております。

次に、地域包括支援センターとケアマネジャーの情報共有についてのご質問でございます。地域包括支援センターの業務は、高齢者に係る総合相談窓口として高齢者の心身の健康の保持や生活安定のために必要な援助を行っており、高齢者やそのご家族が地域で安心して過ごすことができるよう包括的かつ継続的な支援に取り組んでいるところでございます。また、要介護認定の申請で要支援と認定された方につきましては、地域包括支援センターの職員が担当ケアマネジャーとしてかわり、個別のケアプランを作成しておりますけれども、要支援認定者のうち家族等の要望等により、その一部を他の事業所に委託する場合には、高齢者のご本人の状

態だけでなく、ご家族などのかかわりですとか、生活環境などについても委託先のケアマネジャーに情報をお伝えし、緊密な連携を図っているというところがございます。

今後も、高齢者の増加に伴う要介護認定者数や単身または高齢者のみのご夫婦の世帯、認知症高齢者の増加といったことも見込まれ、サービスを利用する高齢者と、サービスを提供する事業所をつなぐケアマネジャーの役割はますます重要となつてまいります。ケアマネジャーは、介護を必要とする方が介護保険サービスを受けられるようケアプランを作成することはもちろんでありますけれども、介護支援専門員と呼ばれるように、利用者や家族の希望を十分に考慮する中で、利用者の状態に合った適切なサービスが提供できるよう、各事業所の情報収集などに努め、サービス利用後もアセスメントにより状態の変わりやすい利用者の現状を把握するなど、業務の内容は多岐にわたります。

こうした点も踏まえまして、地域包括支援センターでは、定期的に町内のケアマネジャー等を対象とした地域介護支援連絡会を開催し、困難事例ですとか実際に直面した課題について、意見交換や検討会を重ねるとともに、新たな課題や制度の動きに対応した研修会なども実施し、情報の共有とともに資質の向上に努めているところがございます。

続きまして、利用者のサービス向上への取り組みについてのご質問にお答えいたします。介護保険制度におけるサービスの受給については、利用される方がそれぞれケアマネジャーや介護サービスを提供する事業所と契約を結ぶ中で実施をされているということでございますので、個々のサービス受給に伴う課題や問題については、契約に基づく当事者間での解決が優先されるものと考えております。しかしながら、当事者間での解決が難しい問題や直接交渉が困難な場合も、これは当然ながら想定されるということでございますので、そうした場合は、地域包括支援センターにご相談をいただければご事情をお聞きする中でアドバイスや事業所への聞き取りを行うなど、ともに解決を図るための対応をしてまいるというところがございます。

ご提案をいただきました介護保険サービスを利用されている方についての調査ということでございますけれども、介護認定申請による認定日やサービスの開始時期がそれぞれ異なっております。また、介護度により高齢者の状態もさまざまという状況でございますので、日常的にこうした調査を実施していくことはなかなか難しいと考えております。町では3年に一度の介護保険事業計画策定に伴いまして、サービス利用者やご家族へのアンケート調査を実施しておりますので、そうした結果などもケアマネジャーと共有する中で、よりよいサービス提供体制が築けるよう努めてまいりたいと考えているところがございます。

6番（滝沢君） 　ただいま担当課長から丁寧なご答弁をいただきました。介護認定者の方が739人ということで、各要支援から要介護の数字の内訳をお聞きしたんですけれども、やはりかなりの方が当町でも利用されているなという印象でございます。

今後ですね、この介護ということは、いろんな取り組み、どんどん変わっていくということ

もあると思うんですけども、実質介護、一番の問題は、介護利用者ですかね、介護利用者の方も一番それは大変なんですけれども、やっぱり介護者、その家族ですね、この家族の支援ということが非常にこれから重要になってくるのではないかなというような気がいたします。四季を通していろんな状態があるので、そこら辺は今後、新しい策定をされる中でもぜひですね、そういうことは盛り込んでいただきたいということ。

それから、ケアマネジャーさんのあり方ですね。これは、サッカーでいえば司令塔の役割を持っていらっしゃるわけなんですけれども、やはりケアマネジャーさんのケアプランですか、このケアプランに基づいて全てのサービスが動いているということで、なかなかそれが利用者が全て理解をしていないという、伝わっていないという事例がやっぱり実際にあるんですね。これは、私、そこで今回その事例についてこの場では申し上げるということはありませんけれども、恐らくこんな739名の方が利用されて、いろんな事案が恐らく表には出てこない部分であるような私は気がいたします。

そういう意味で、今、ケアマネジャーさんと、それから地域包括センターでは、定期的にそういう会議もされて情報共有、それからいろんな事案についての話し合いもされているということでございますので、やはりそういった細かい、できれば事案についても取り上げていただいて、やはりもっと利用者の方に添った、そういう取り組みをね、ぜひともしていただきたいと思えます。

あとですね、窓口対応ということで、これはなかなか難しい部分があるということでございますが、なかなか窓口ですね、言えないという部分もあるんですね。いろんな事案があるので、そこら辺のちょっと検討もしていただいているということで、それも含めてちょっと3点ほど再質問ということでお願いをいたします。

1点目として、先ほどご答弁の中で、65歳以上の方が5,172名というご報告をいただきましたけれども、もう1回確認でございますが、65歳以上の高齢者に占める介護認定を受けている方の割合はどのくらいでしょうか。これをもう1回お聞きをいたします。

2点目としまして、2025年問題といいたまいますか、これは現在の団塊の世代の方が全て後期高齢者になり、介護人材がですね、8千人不足するという見込みが出ているということで、現在開かれております県議会で、そんなようなご答弁がございました。今後、2025年を迎えるに当たりですね、どんなような課題ですね、それをお持ちかということをお聞きをしたいと思います。

それから3点目です。いろんな介護のランクがあるんですけども、介護度が改善されて回復されたというような事案があるのでしょうか。もしあれば、お聞きをしたいと思います。

最後に、その利用者のサービス向上に向けてのことですけれども、先ほど言いましたように、なかなか3年に一度のアンケートというようなご答弁がございましたが、先ほど言いましたよ

うに窓口で口頭による対話はなかなか難しい場合も考えられますので、ぜひともですね、ある書式に基づいた文書で提出できるように、お考えをいただきたいと思いますが、いかがでしょうかということで再質問をさせていただきます。

福祉健康課長（伊達君） 再質問ということで何点かお伺いをいたしました。順次お答えをさせていただきます。

まず、65歳以上の高齢者に占める介護認定を受けている方の割合ということでございます。先ほど申し上げました65歳以上、12月1日現在でありますけれども、5,172人ということでございます。介護認定を受けている方739人ということでありますけれども、このうち特定疾病によりまして65歳未満の第2号被保険者として認定を受けている方10名いらっしゃいますので、その方を除いた729名ということが、純粹の65歳以上ということになります。その率ということでありますと、およそ14%ということになってまいります。

それと続いて、2025年問題における今後の課題ということでございます。議員さんおっしゃられたように、2025年は約800万人いると言われている団塊の世代の方全てが75歳以上の後期高齢者になるということでございます。そうしますと、医療や介護の需要がさらに増加するということが見込まれていることに加えまして、現役世代の減少といったことが出てまいります。今までのように大勢の方が1人の高齢者を支えるといった胴上げ型から、徐々に数人で支える騎馬戦型ということになってくると。やがては、1人が1人を支える肩車型という形になるとも言われております。そうなってきますと、当然ながら社会保障財源の確保とともにですね、医療や介護の受け皿、また現場でのマンパワーといった部分も大きな課題になってくることが予想されています。国では、こうした状況を見まして対応といたしまして、可能な限り住みなれた地域で生活を送ることができるようにということで、医療や介護、保健予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築推進を各地域で取り組みが進められているといったところでございます。

また、あわせまして、高齢者が健康で要介護状態にならないようにするということが、これがまた大切であると思っています。高齢者の健康増進や疾病予防とともにですね、生きがいくくりや社会参加の場としての介護予防事業の取り組みがますます重要になってくると、そんなふうにご考えているところでございます。

続いて、介護度が回復した事案ということでございますけれども、平成28年度におきましては、介護度が下がったケースは733件の申請件数に対して5件ございました。比較的介護度が軽い方が中心になりましたけれども、状態や要望に合わせたケアプランに基づく適切なサービス利用によって自立度が高まったものと、そんなふうにご考えているところでございます。

最後にサービス向上に向けてということで、文書によるご意見等の提出といったご提案を頂戴しました。サービスを利用されるお一人お一人がですね、個々の状況に応じたよりよいサー

ビスを受けていただくためには、何より利用される方、また担当するケアマネジャー、それとサービスを提供する事業者がお互いに課題や要望を正確に共有して、共通の認識を持つということが大変大切だと思っております。文書による提出ということにつきましては、貴重なご提案として受けとめさせていただきたいと思っておりますけれども、これによってですね、細かい点や確認したい点などを直接お聞きできないといったことや、記名、無記名でも対応が異なってくるという課題もあろうかと思っておりますので、町が間に入りつつ、ケアマネジャーや事業所に正確に課題やご要望をお伝えしていく上で、どのような形がよいのかといった視点も持って対応してまいりたいと考えているところでございます。

6番（滝沢君） 再質問にご答弁いただきました。やはりこれからの高齢化社会、超高齢化社会ですね、これを迎えるに当たって、やはり基本となるのは、予防医療、予防介護ということで、やはり先ほどのスポーツ振興に通じる部分があると思うんですけれども、やはりふだんからそういうことにならないような体づくりとか、そういうことも非常に重要だなというような気がいたしました。

それから最後にですね、提案としてということでございますが、町内には老人保健施設、いわゆる老健ですね、これはないわけですが、いろいろな方からお話を聞きますと、一度特養に入って、入所してしまうとですね、やはり認知症が進んでしまうというような事例があるということでお聞きをしております。やはりリハビリということが非常に高齢者の場合には必要なのではないかと、私、ちょっと体験として痛感をしている部分があるんですけれども、これは、行政として町からのご答弁というのは、当然これはできない部分ではありますけれども、いろんな機会にあらゆる機会にぜひその提案をしていただければということをお願いをしたいと思います。

それで、私ごとになりますけれども、実は私の母親が半年前、要支援2からある日突然、腰の悪化で要介護5になってしまったわけなんですけれども、現在、多くのサービスを受けております。やはりその中で感じるのは、利用を受ける本人ですね、それが一番つらいということはもちろんそうなんですけれども、やはりその家族の精神的心労というのは、実際にやはりその立場にならないとわからない部分というのがあるなということで、今、そういうことを痛感しておるんですけれども、これはやはり私だけではなく、介護認定者を抱える多くの方の共通の思いだと思います。そういうことで、今後、一層その皆さんの立場に立った制度の運営をお願いしたいと思います。

以上、質問を終わります。

議長（塩野入君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日12日は、午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時30分)

1 2 月 1 2 日 本 会 議 再 開 (第 3 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 塩野入 猛 君 | 8 番議員 | 塩 入 弘 文 君 |
| 2 〃 | 西 沢 悦 子 君 | 9 〃 | 塚 田 正 平 君 |
| 3 〃 | 小宮山 定 彦 君 | 10 〃 | 山 崎 正 志 君 |
| 4 〃 | 朝 倉 国 勝 君 | 11 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 5 〃 | 柳 沢 収 君 | 12 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 6 〃 | 滝 沢 幸 映 君 | 13 〃 | 入 日 時 子 君 |
| 7 〃 | 吉川 まゆみ 君 | 14 〃 | 塚 田 忠 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者 | 塚 田 陽 一 君 |
| 総 務 課 長 | 青 木 知 之 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 崎 金 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 保 育 園 振 興 幹 | 小宮山 浩 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 大 井 裕 君 |
| 建 設 課 長 | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 池 上 浩 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 関 貞 巳 君 |
| 総 務 係 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 北 村 一 朗 君 |
| 財 政 係 長 | 堀 内 弘 達 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 堀 内 弘 達 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | 長 崎 麻 子 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 長 崎 麻 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 臼 井 洋 一 君 |
| 議 会 書 記 | 竹 内 優 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 就労人材不足についてほか | 山崎 正志 議員 |
| (2) 支え合いの地域づくりについてほか | 吉川まゆみ 議員 |
| (3) ワイナリー形成事業についてほか | 小宮山定彦 議員 |
| (4) 胃がんの原因ピロリ菌についてほか | 中嶋 登 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塩野入君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（塩野入君） 初めに10番 山崎正志君の質問を許します。

10番（山崎君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 就労人材不足について

伊といたしまして、現在の就労者の状況はです。

第1次産業、いわゆる農林水産業です。次に第2次産業、いわゆる製造業、土木建設業等があります。第3次産業、商業、福祉、運輸等サービス業であります。全ての産業において人手不足の状況であります。これも少子高齢化により一線を退く人が多くなり、後継者が減少しているのが現状であります。最近のデータによりますと、求人倍率は1.5倍とか1.6倍とかと売り手市場となっております。従業員募集の新聞広告等も多く目にするようになっていきます。

そこで、町内における第1次産業、特に農業ですね。第2次産業、特に製造業等であります。第3次産業、商業、福祉等であります。において、人手不足の状況はどのようになっているのか質問いたします。

次に、外国人労働者や研修生について質問いたします。以前、ブラジル系の労働者が町内企業で多く従事されてきました。近年、中国人から東南アジア人へと推移していると聞いています。状況はどのようになっているのか答弁を求めます。

次に、人材不足の中で町内企業は元気だという意味でも、工業において廃業される企業及び新規に立ち上げる起業者の数をお伺いいたします。

次に、第1次産業の農業について質問いたします。農業においてやめた方は何人いたのでしょうか。また、新たに農業に従事された方は何人いたのでしょうか。また、高齢や後継者がいないなどの理由により、農業に従事されなくなった方々のリンゴ園やブドウ園等は再利用されているのか。再利用されている場合の賃借されるためのルートはどのようになっているのか。借り手がつかない農地などもあると思いますが、それによりまた荒廃地が増えてしまうのかという懸念がされますが、それについての答弁を求めます。

次に、第3次産業、商業、福祉等について質問いたします。私の友人にもガソリンスタンドの経営者がいて、バイトやパートさんのローテーションをやりくりしても人手不足だと、どうしようもないと嘆いていました。福祉や医療等も同等と思われます。どのように考えているのか質問いたします。第1次、第2次、第3次産業それぞれの課題があるので、順を追って質問いたしたいと思いました。

それでは、現在の町の取り組みとして、国・県・上田広域（定住自立圏）ですね、長野広域（中枢都市圏）との連携による人材確保の取り組みと町内企業の増員予定と今後の人材確保の見通しについて答弁を求めまして、人材不足についての1回目の質問といたします。

町長（山村君） おはようございます。今、山崎議員からご質問がありました就労人材不足について、私からは全般的な状況についてご答弁を申し上げまして、詳細につきましては、担当課長から答弁いたします。

まず初めに全般的な雇用の状況を見ますと、全国の有効求人倍率が全ての都道府県において1倍を超えているという状況であり、求職活動をされている方々には有利な状況が続いている一方で、求人を行っている事業者などは厳しい求人活動となっているということがあります。

また、坂城町を管轄区域とする篠ノ井公共職業安定所が公表した10月の有効求人倍率は1.68倍となっており、9月に続き県内全域で1.6倍を超え、高い水準で推移をしているところでございます。

次に町内の状況を見ますと、町において四半期ごとに町内の主な製造業20社を対象にして行っております坂城町経営状況調査による10月の調査結果によりますと、7月から9月までの3カ月間の新規雇用状況は、20社の合計で33人の増員となっており、前回7月に行った調査の45人の増員から若干減少しておりますが、従業員数は増加しており、引き続き町内企業の求人ニーズは継続しており、来春の雇用予定についても、ほとんどの企業が増員または減員分の補充を予定しており、その採用予定人数は60名となっております。

また、先月16日に町の商工会主催による地域経済振興懇話会、通称大手懇と呼ばれておりますが、従業員数が50名以上の企業の代表者の方々と懇話会が開催されました。当日は、14社の企業の代表者にお集まりいただき中で懇話会が開催され、多くの企業から専門職や技術職などの人材が不足していること、また新卒者の確保が課題であることなど、人材確保に苦

慮されているお話が多数ありました。

このような状況を踏まえ、町といたしましては信州大学、長野大学、埼玉工業大学、金沢工業大学の4大学と連携協定を結び、合同企業説明会、インターンシップなどを実施して、町内企業への就職を考えていただく機会を確保しているところでございます。

また、テクノハートと連携し、町内企業の就職支援を行っており、今年度は3年生までの大学生を対象に、町内企業合同見学会を開催し、84名の大学生に参加をいただき、企業の人事担当者を交えた情報交換を行うなど、新卒者の確保に向けた取り組みを進めているところであります。

また、将来に向けての取り組みとしまして、坂城中学校において10月から11月にかけて就職マナー講座や1年生の企業見学、2年生には企業体験学習を行い、坂城高校では11月に町内企業見学会を開催しております。

さらに、町内在住または坂城高校の生徒を対象として、タイ国に進出している町内企業の視察なども行い、海外で活躍しているグローバル企業が町内にもあるということを認識していただき、将来町内で働いていただくための取り組みも行っております。

次に、広域的な取り組みといたしまして、長野市を中心とした中枢連携都市圏構想による首都圏の大学生を対象とした企業見学会や就職情報サイトの「おしごと ながの」による企業紹介など就職情報の提供も行っております。

また、東信地区の自治体で組織しており、昨年7月に設立されました東信州次世代産業振興協議会では、第1回の合同企業説明会を3月に東京で開催することになっており、今後も引き続き、ただいま申し上げました各事業を実施し、町内企業の人材確保の支援を行ってまいりたいと考えております。

産業振興課長（大井君） 現在の労働者の状況はについて順次お答えをいたします。

初めに、主に農業などの第1次産業の人材不足の状況につきましては、町として就農状況を把握する手段がございませんので、具体的な数字は明確にお答えできませんが、農業支援センターで実施している農作業の支援を行うアグリサポート事業を参考に推測をいたしますと、果樹の繁忙期における作業依頼が増加傾向にあるほか、農繁期以外での支援を求める要望など、自営農家における労働力についても不足の傾向にあるものと予測をしております。

次に第2次産業、第3次産業の状況は、篠ノ井公共職業安定所が公表する全業種の平均有効求人倍率から一月おくれで発表いたします職業別の有効求人倍率で当町の9月の状況を見ますと、主な産業が製造業の第2次産業は5.14倍、小売業や運送業、介護なども含まれておりますいわゆるサービス業の第3次産業は1.36倍と高い倍率で求人が推移しており、人材不足が続いている状況となっております。

職業別の分類で見ますと、特に生産設備が9.0倍、機械検査が14.0倍、運搬が

10. 25倍と、近隣の長野市や千曲市と比べても非常に高い倍率で推移し、毎月の変動はあるものの、企業が人材確保に苦慮していることがデータからも読み取ることができます。

次に、外国人研修生の受け入れ状況につきましては、住民登録により推測することとなりますが、平成20年12月末が535人、25年12月末は280人、本年11月末現在では384人という状況で、外国人研修生もこの中に含まれておりますが、当町に住民登録をする目的は伺っておりませんので、就労などを目的とした外国人研修生の人数については把握をしてございません。

また、受け入れ先の国、出身地の推移につきましては、平成20年は14カ国から登録があり、登録者数の多い順にブラジル、次いで中国という状況でございました。25年は16カ国で、中国、ブラジルの順になっております。また、本年11月末時点では19カ国の登録があり、ブラジル、中国、フィリピンの順となり、このほかにタイや韓国から登録されている方もおいでになります。

次に、企業の廃業及び新規起業についてでございますが、全てを把握することは非常に困難であります。町商工会が把握している件数として、今年廃業が1件、新規起業が2件のこととございました。

また、農業をやめられた方や新規就農者の数も実態を正確に把握することは困難ですが、農協の部会員に登録されている方の状況を見ると、今年、農業をやめられた方が4名、U I Jターンや定年後に就農されるなどの新規就農者は5名となっております。

次に、農地の再利用につきましては、栽培されている品目によっても異なりますが、ブドウに関しては農家の生産意欲が高いため、平たんて日当たりがよいなど土地条件が良好で、すぐに収益に結びつく農地については借り受け希望があり、現状余剰農地がない状況となっております。しかし、傾斜地で周辺が原野化しているなど、条件が不利な農地は借り手がなかなか決まらず、荒廃農地になる場合もございます。

そのため、農地の再利用に関しては、農家同士や農協の部会内で情報を共有し、農地の貸借を進めていただいているほか、農業委員会の農地あっせんや認定農業者への利用の働きかけなど、農地を借りていただきやすいよう流動化を高めております。

また、荒廃農地の増減につきましては、農業委員会で毎年実施をしている農地利用状況調査により荒廃農地等の把握を行っており、全体的に荒廃農地は増加傾向にありますが、荒廃農地となった全ての原因が人材不足であるといった状況ではないと考えております。

次に、第3次産業における人材不足への対応につきましては、第2次産業と同様に連携協定を結んでいる四つの大学の文系の学部も対象とした合同企業説明会に第3次産業の事業所にも参加していただくようご案内をするとともに、篠ノ井公共職業安定所など関係機関と連携し、人材確保の支援を行ってまいりたいと考えております。

今後の人材確保の見通しにつきましては、当面の間、企業の業績が好調であることが見込まれ、求人活動は活発に行われることが予測され、人口減少が進み、労働人口が減少する状況においては、企業の人材確保には厳しい状況が継続するものと考えております。

10番（山崎君） いろいろ人手不足ということで厳しい状況にあるということは、私も全般的に理解しております。本当に少子高齢化の部分、本当に今まで企業を支えてくれた団塊の世代もリタイアしていかれるという時代になっております。また大学進学率も6割を超えていると、我々のころは3割いくかいかないかのころだったんですけれども、今はもう6割を超えるという部分で、昔は中学校から卒業して金の卵と言われていた時代がありました。今は高校を卒業をしても、それでも就職する子が4割ということになると、本当に高校生でも金の卵と。大学を出て、あるいは短大を出て帰ってきて、また高い倍率の中で今は売り手市場であると。

それぞれの長野大学あるいは信州大学、埼玉工業大学ですか、いろいろとタイアップしてインターンシップ等もやっておられると。またテクノハートにおいても、そういう新規卒業者の確保に向けてやっていると。なかなかUターンしてくるかどうかも、大学生も地元へ帰ってくるというパターンも大分少なくなっていると。本当に都会に出たら帰ってこないで、そのまま行ったきりになって、ストロー現象で都会ばかり増えていくという部分も否めない部分であります。でも、坂城町には魅力的な企業がたくさんあります。今のこの時代、本当に人材は財産で私はあると思っております。

そこでお伺いします。坂城町としては今それぞれのところとタイアップしています。町の中でそういう役場庁内です、そういう部分で何か呼びかけをしたり、やっているところという部分では産業振興課だと思んですけれども、産業振興課でやってそちらにお願いしますじゃなくて、産業振興課として、そういう部分で何かそういう情報をお願いしますとか頼んでいる部分というのは、課としては、庁内としては何かやっていますか。そういう部分はありますか。

産業振興課長（大井君） 産業振興課としてやっているということでございますけれども、課として、町として先ほど申し上げました四つ、信州大学、長野大学、埼玉工業大学、金沢工業大学ですとか、そういったところから学生さんもテクノセンターなりにお集まりをいただいて、町内企業を見学していただくことをするなど学生を町のほうに呼んで、実際に町の工業、現場を見ていただくというような形で人材確保を行っているところでございます。

10番（山崎君） 工業の点については、それぞれ職業安定所、昔は職業安定所ですかね、ああいうところで人材、いつもカードが出ています。私も見たことがあります。どうしても人材不足であっても、そういう今やっている取り組みをもっと強化していただいて、人材を確保していただきたいと私も思っております。

次に1次産業です。農業の関係ですね。先ほどの話だとアグリサポート等の関係でやってい

ただいているという話もありましたが、ブドウ園については活用性が高いところは、それなりにやめた方から次の後継者というか借り手の方にいくというお話がありました。聞くところによりますと、ブドウの関係は結構そうやっていかれるんですけども、リンゴの場合にはそういう部分はどうかという部分を聞きたいんですけども、リンゴの場合もそういうふうにはちゃんと動いているのでしょうか。

ブドウは私の知り合いの方もやめられまして、知り合いとかおっ子さんですかね、にそのまま今つくっているシャインマスカットとか、そういうブドウをみんな、その方に今つくっていただいている方もいらっしゃいます。リンゴの場合も、またそういう部分ではいつているのか。

また先ほども言いましたけれども、いわゆるいまいちづくりにくいところは、そのまま引き取り手がなくて荒廃農地になる可能性もあるという部分で言われていましたけれども、そういう危惧されている部分のところに対して、農協さん等を通してやっていられるという、そういう部分で効果は出ていますかね。

産業振興課長（大井君） ご指摘のとおり、ブドウにつきましては、シャインマスカットですとかナガノパープルですとか、市場のニーズが高いものをつくっていくブドウ産業については、結構農地を借り受けしたいというようなご希望をかなりいただいております。

一方において、リンゴの生産につきましては重労働であるというようなところもございまして、なかなか次への担い手に引き継ぎができていないというような厳しい状況はあります。

それと荒廃地につきましては、荒廃地になりそうな可能性のあるところにつきましては、農業委員さんが流動化といいますか借り手を探していただくなど、そういった仕事を積極的にやっただいている部分もございまして。

それから農協の部会においても借り手を探していただくようなこともやっておりますし、町でも荒廃農地の補助金を出す中で改善をしていくというような活動も行っておりますので、そういった中でできるだけ拡大していかないように努めているところでございます。

10番（山崎君） 先ほど人材不足の部分で、アグリサポートは私の知り合いがやっているんですけども、ちょうどリンゴだと花の時期ですかね。摘果したりそういう部分と。あとブドウの場合には肩落としか、あと房こきですか、ああいう部分で行かれています方がいらっしゃいます。どうしても花の時期とか摘果、あるいはそういう房こきなんていうのは集中して同じような時期になってしまうと。どうしてもアグリサポートが足りないという話をよく聞くんですけども、そういう部分で今どのくらい足りないとかって、そういう部分は。前と比べてアグリサポートの方の人数はどの程度どういうふうになっているのでしょうかね。

産業振興課長（大井君） アグリサポートにつきましては、毎年毎年需要と供給の関係でどのくらいの需要が出てくるかということで、それぞれ農家さん、自営農家さんからのご要望に従っ

てアグリサポートの人員を手配していくというような形になりますけれども、ここ数年増えてきている傾向にはございます、ご希望される農家さんが。

それに対してアグリサポート、サポーターの皆さんですね、そちらについては、現在手配ができて間に合わないといったような状況ではなく、できるだけサポーターのお仲間、お友達ですとかそういったところにも声をかけて人材を確保しているというところで、急なご用命で日程調整がつかないとか、そういったことはございますけれども、全般的に人が間に合わなくてお断りするといった状況では現在はない状況です。

10番（山崎君） なかなか難しいところでありましてけれども、とりあえずアグリサポートの場合はどうかなっているようなお話でした。私もせんだって上田で忘年会がありまして、そういうことでみんなで食事をとりながらしていたんです。そこで料理を運んできた子にどこだいて聞いていたら、ベトナムから来ている子がいて、そうやって外国から見えている子もそれなりに増えているなど。

私の子供たちも2人、町外の工場に勤めておりますが、結構残業も多いです。月に36時間あるいは忙しいときは42時間ですかね、年間360時間というのが、それが限度だという話で、そんな中ぎりぎりまでやっているようであります。本当にどこの企業も人手が足りない、残業時間を法定内でどうにかやっという部分でやっていると思います。

いろいろ新聞でも取り沙汰されました超過勤務等がありましたけれども、これからもそういう部分では人員確保のためにいろいろと努力していただきたいと思います。

それでは、2番目の質問に入りたいと思います。2といたしまして、公共施設の樹木の管理についてであります。

イ．植栽の管理はについてであります。

町にはびんぐしの里公園、吉野健康広場、これは南条の記念公園、耕雲寺の側にあるところですね。こんぴらミニパーク、坂城高校第2グラウンドへ行く途中にある公園であります。ふれあいパーク、シンフォニックヤード、わんぱく広場、これは文化センター周辺ですね。坂城千曲川バラ公園の七つの公園が都市公園として設けられております。

そこで、公園の樹木、植栽されている木ですね、その管理について質問いたします。特に面積も約16万8千 m^2 ですね。16.8haですか、と町内最大のびんぐしの里公園について主に質問したいと思います。

私の子供が小学生のころは四季の折々利用したものであります。最近では子供も大きくなりまして、公園を利用する機会が減りました。それでもたまには公園へ行って見るんですけども、久しぶりにゆっくり眺めてみると、樹木に対して私は専門の部分でありますから、ちょっと目に入りましたもので、その部分を質問したいと思います。

ケヤキなどの高木は成長し、樹形が立派になっている木も多くありました。しかし、枯れて

いる木もあつたり、樹形の復活が望めない木もありました。また遊歩道の脇などにある生け垣は途切れているところも目立ち、どのような管理をしているのか、造園施工管理技士である私の立場から質問いたします。それでは、以上挙げた生け垣や枯れ木について、どのような対処をするのか質問いたします。

次に、委託業者が有する資格は何か。また入札単価の有効年数と資格のチェック方法はどのようになっているのか答弁を求めます。

町には公共施設を初め町道や河川など維持管理しなければならないものが多くあります。そこで、管理するに当たり、入札できるのは造園施工管理技士などの資格を有する者のみで入札できるのか。また、現在行われている公共施設及び町道等の樹木管理はどのようになっているのか答弁を求め、樹木管理についての1回目の質問といたします。

建設課長（宮嶋君） 公共施設の樹木管理について、イ. 植栽の管理はのご質問から順次お答えいたします。

びんぐしの里公園の植栽の管理につきましては、指定管理者の指定として坂城町振興公社に公園管理全般にわたり管理を委託しております。そのほか和平公園につきましても、同じく指定管理者として坂城町振興公社に委託し管理していただいております。

びんぐしの里公園以外の都市公園である吉野健康広場、こんぴらミニパーク、わんぱく広場、シンフォニックヤード、ふれあいパークの植栽などの手入れについては、更埴地域シルバー人材センターに委託しております。

びんぐしの里公園の生け垣については、状況を確認しながら計画的に手入れ、植栽などをしておりますが、枯れてしまったレッドロビンなどの生け垣については、管理者である坂城町振興公社と協議する中で順次補植するなど、公園全体の整備に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、委託業者の資格についてでございますが、町では公園施設の樹木など植栽管理の委託において、造園技師や街路樹剪定士などの専門の資格を要件とはしておりません。入札参加資格の有効年数につきましては建設工事、測量・調査・設計などの建設コンサルタント業務、また物品購入や樹木保護管理などの委託業務ともに最長2年間であり、現在の状況といたしましては、平成29年度、30年度の2年間を一つの区切りとして入札参加資格を付与しております。

ただし、建設工事や建設コンサルタント業務については年に一度、物品購入や委託業務につきましては、随時新規の入札参加申請を受け付けておりますので、その場合につきましては、残りの当該期間について入札参加資格を付与しております。

また、資格のチェック方法につきましては、提出された入札参加願いを初めとした申請書類をもとに坂城町建設工事等入札制度合理化対策要綱及び坂城町物品購入等入札参加資格等に関

する要綱に規定される欠格事項と照らし合わせ、入札参加資格の付与について審査を行っております。

続きまして、有資格者の方だけが入札できる町所有の財産はどのようなものかというご質問でございますが、町の公共施設などにおいて、樹木など植栽の剪定や管理の委託などの入札は行っていない状況でございます。また、有資格者を必要とする入札を実施するような町の公共施設や財産なども特になくございます。

続きまして、そのほか公共施設及び町道の管理はについてでございますが、公共施設である保育園、小中学校の樹木の植栽の剪定、管理等につきましては、簡易なものは職員、事務員、保護者作業の中で実施し、また定期的にシルバー人材センターに委託する中で手入れなど管理しております。そのほか文化センター、図書館などの公共施設につきましても、簡易なものは職員が対応し、定期的にシルバー人材センターに委託する中で、手入れなど管理しております。

また、町道の街路樹など植栽の管理につきましては、都市計画道路であります坂都1号線のA01号線（産業道路）、坂都4号線のB038号線（逆木通り）やA01号線の鼠橋通りの車道と歩道の間に低木、高木と都市景観、町並みを彩る地域ごとに特色ある植栽を行っており、歩行者の安全確保や危険な道路横断の防止、真夏の木陰形成や雨水の水はね防止といった役割を果たしております。

A01号線では、文化センター東側から坂城消防署までの間にニシキギの低木とエンジュの高木、鼠橋通りにはユキヤナギとトウカエデを植栽し、南条小学校東側から新地団地西側付近までの間ではムラサキツツジを植栽しております。また、B038号線、逆木通りにはムラサキツツジとコブシを植栽しております。これら町道の街路樹などの植栽の管理につきましては、造園の専門業者、長野森林組合やシルバー人材センターなどに委託し、手入れ等管理している状況でございます。

今後につきましても、街路樹などの植栽の状況を見ながら、道路利用者に迷惑のかからないよう町道等維持管理対策に努めてまいりたいと考えております。

10番（山崎君） 特に公園なんですけれども、公共の場であり、憩いの場であります。この間せっかくステージにはテントがかかり、あとトイレ等も整備され、また多くの町民が便利に使えるようになりました。

私も相模原にいたころは施工の関係ですね、つくるほうと監理もやっていたんですけれども、図面を引いたり、そこの植栽の部分で現場で立ち会ったことが何度もありました。その後、手入れに関しても相談を受けて、どのようにしていくかという部分も相談されて、そうやって指導していたところもあるし、また自分の手でもそういうところを手を入れた経験もあります。

実際、公園等は特に子供たちも行くという部分で、生け垣等もしっかりつくっていかないと危険な部分も私はあると思うんですね。特に生け垣は側道というか、インターロッキング舗装

をやっているあの脇に生け垣がつくってあるところが多いと思うんですよね。その部分で今は振興公社さんに委託しているという話ですけれども、そういう部分で専門業者さんと相談されることはないのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

建設課長（宮嶋君） ただいまの質問にお答えいたします。公園等の樹木の関係も、また植栽されいている関係も、その年の気象状況や樹木の生育等いろいろ差がありますので、委託している専門業者等にも相談しながら、また町と相談しながら振興公社と管理を実施しているということでございます。

10番（山崎君） 2年ほど前でしたかね、青木総務課長が建設課長のころ、ちょうど逆木通りのあそこでツツジ、以前、池田弘先輩が花が咲かない、どうなっているんだという話をされていて、そういう質問をして、その後私もそのときに立ち会ってどうしようかという、業者と一緒に見て相談を受けたことがあります。

最近、この道を通るんですけれども、大分コブシが何本も樹形がよくなってきました。去年のツツジの咲くころは花もついておりました。以前はちょうどもう花芽がつき終わった後の秋口とか冬になってから刈っていたもんで、花が咲かなかったということを私は確認をしておりました。ああやって刈り込みの時期をしっかりと間違えずにやれば花がつくと。

また、コブシも下の枝を払って4.5mですね、それ以上にしなければいけないという相談を受けて、業者がそれに向かって今やっているところです。大分形も整ってきたと私は思います。ここ数年ではその目標に行くのではないかと思います。

私もずっと街路樹等を見ております。やっぱりね、専門業者等にそういう部分はある程度相談していかないと樹形は保てないと。確かにシルバーさんの中にも剪定等ほうまい方はいらっしゃるでしょう。それは私も認めます。でも、そこは公共の部分でありますから、しっかりとそういう部分の専門の方に見てもらって、それなりの方法でやっていただくべきだと私は思います。時期もそれなりに木によって剪定する時期は適宜時期がありますから。

私も個人のお宅は今一番のシーズンで植木の手入れに入っております。個人個人との請負でしたら、それはそれなりにお客さんとその業者でいいと思うんですけれども、やっぱり公共の場ということになると、そういう部分ではしっかりした技術を持ってできる方、その指導のもとでやってもらうと。そうやって維持管理していくというのが私はいいいと思いますので、そういう部分をしっかりと、これからはそうやって手入れをしていってほしいと私は思います。

あとこれ以上私は質問しませんけれども、坂城町の町道として植え込みがあるところは鼠橋通り、そして逆木通り、でもって文化センターの消防署までと。あとは高木はなく低木等、あと新地のほうに少しハナミズキが植わっているだけだと。見ていて、周りの方でそういう興味があってやられていられるところは、きれいに花が咲いていたりするんですけれども、していないところは本当に夏場、職員の方が草ぼうぼうになっているところを草刈りするとか、いろい

ろ私は見えています。

本当に植え込みが必要な部分と必要でない部分と、本当に管理できる管理できないって、これは私は大変なことだと思うんですね。植木って放っておいたらどんどん伸びていってしまっ、形も崩れていってしまおうと。毎年毎年それなりにやっていかないと維持できません。

私も毎年入るお庭は去年入った時期と同じような形にして、それで終わらせるというのが本来の形であります。ですから、そういう部分をしっかりとそういう部分の計画を立てながらやっていていただきたいと思います。それから、きれいな公園になりますことを望みまして、私の一般質問といたします。

議長（塩野入君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時46分～再開 午前10時56分)

議長（塩野入君） 再開いたします。

次に、7番 吉川まゆみさんの質問を許します。

7番（吉川さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 支え合いの地域づくりについて

イ. 地域支援グループ（サロン）について

11月22日、中之条の公民館で地域支援グループ「大根の里」の集まりがありました。この日はおしぼりうどんをいただくお食事会でありました。月に一度のこの日をとても楽しみにしてくださっている地域の方たちが25名ほど集まり、にぎやかに歌ったり体操をしたり、和やかに過ごすことができました。ちょうど参加していただきました区長さんから特殊詐欺非常事態宣言を前に被害に遭わないよう、くれぐれもだまされないようにしましょうと声をかけてくださいました。大変ありがたかったです。ふだんは1人である方がほとんどです。この声かけが大事な取り組みです。こうして次回12月13日のクリスマス会を楽しみに、皆さん元気に帰っていかれました。

総務省は9月末、2015年国勢調査に基づき、世帯の構成人数に関する集計を公表いたしました。それによりますと、長期の入院者や学生寮で生活する人を除く一般世帯のうち、ひとり暮らしは1,841万7,922世帯で、全体に占める割合が34.6%と、前回5年前に比べ2.2ポイント増加し、世帯数は過去最多を更新いたしました。少子高齢化が進む一方で、親と同居する人が減って、お年寄りのひとり暮らしが増えている状況です。この結果を受け、今後孤立を防ぐ対策や生活支援の強化が一層求められます。

さて、では長野県はというと、ひとり暮らしの世帯は一般世帯の27.9%で、同じく過去最大の件数でした。また、その中でも65歳以上のひとり暮らし世帯が25年前と比べ3.3倍に増えているということで、この結果への手だてが望まれるところです。

さて、当町ではひとり暮らしの方のために、あんしん電話の設置やひとり暮らし訪問員の取り組みを早くから行ってきました。そして、今年度さらに水道メーターを活用した見守りシステムの運用を開始いたしました。このように高齢者の命を守るためにさまざまな角度から取り組んでいただいています。

さて、社会福祉協議会が中心となり、その推進に当たっていただいている地域支援グループがあります。この地域の居場所であるサロンは認知症予防にもなり、介護予防のためにも多くの場所で気軽に開催していかれますと、おのずとひとり暮らし高齢者の方も孤立せず、元気に地域で見守っていかれると思います。

そこで、以前にも私はこのサロンの活動について質問、提案を行いました、2年が経過いたしましたので、その後の状況について何点かお尋ねいたします。

1点として、現在活動しているサロンの状況についてです。高齢化が進み、今まで来れた方が介護のデイサービスへ行くようになってきたり、状況は大きく変わってきております。そんな意味でも、現在継続しているサロンの状況と、またその中で出てきた課題について。そして現在休会中のサロンがありますが、その状況とその休会に至った理由についてもお尋ねします。

2点目として、近年新たに立ち上げ、活動を開始したサロンがあります。その状況と立ち上げまでの経過についてお尋ねいたします。

口として、各種講座の取り組みについて。

社会福祉協議会では、昨年、私も以前ボランティアの養成として提案をしていた介護予防サポーター養成講座を12回のコースで実施をいたしました。地域の介護予防を担う人材の発掘のために大きな成果が期待できるわけですが、1点として、この取り組みの内容と実施により得られた成果についてお尋ねいたします。

さて、今年度はうれしいことに、8月より音楽レクリエーション講座を全6回で取り組んでいただいております。私は最初の1回目しか参加できなかったわけですが、大きな声で笑い、たった1時間半の講座でしたが、気持ちもリフレッシュし元気をいただきました。とても素晴らしい講座だと思いました。そこで2点目として、この講座の実施の目的と経過、そして参加状況と参加者の声はどうだったのでしょうか。以上、2点についてお尋ねいたします。これで1回目の質問を終わります。

福祉健康課長（伊達君） 支え合いの地域づくりについて、（イ）の地域支援グループについてから順次お答えをいたします。

議員さんおっしゃられたように、全国的に高齢化が進む一方で若い世代が減少する中、増大する医療や介護にかかる負担とライフスタイルの変化により増加するひとり暮らしの高齢者をどう支えていくかは喫緊の課題となっております。

こうした状況の中、高齢者の皆さんが元気に生き生きと暮らしていくための大きな力として、

地域での自主的な活動が大変重要であり、町でも地域住民グループの支援事業を町社会福祉協議会に委託をしているところでございます。ご質問の現在活動している地域支援グループ、いわゆるサロンと言っていますけれども、その状況と課題はということについてお答えをいたします。

29年度におきましては11のグループが活動をしており、それぞれの活動を通じて高齢者同士の交流や介護予防への取り組みがなされております。

活動の主な内容といたしましては、仲間同士でおしゃべりをしながらのお茶飲み会といったことから、体操などにより体を動かしたり、レクリエーションや趣味を通して脳を活性化させるなど、各グループの目的や年齢層に合わせた交流が図られております。活動されているグループの課題といたしましては、なかなか新たなメンバーが増えてこないといったことが挙げられるかと思っております。

次に、休会中のサロンの状況、また休会に至った理由という点でございますけれども、昨年度においては14のグループが活動をしており、今年度はこのうち三つのグループが休会ということになっております。休会に至った経緯については、参加者の高齢化が進んでいることや活動への参加が負担になったこと、また移動手段がないことなどが要因であるとお聞きをしているところでございます。

次に、新たに立ち上げたサロンの状況と立ち上げの経過についてでございます。直近では27年度に横町地区と北日名地区で新たなグループが発足し、28年度から本格的に活動をしており、横町地区におきましては、月に1回のペースでストレッチ体操やお茶会を開催し、また北日名地区では、月に2回のペースで楽しくゲームをしたり、専門講師による介護予防体操・健康体操などが活動内容に盛り込まれております。

こうした自主グループが一つでも多く立ち上がるよう、町社会福祉協議会ではグループの母体になりそうな地域資源などの情報をもとに地域に出向き、グループ活動の目的などをお話しながら、地域資源を生かした取り組みを提案するなどのアプローチを行っているところでございます。

町におきましても、介護予防の活動等に取り組んでいる地域グループからの要請を受けて、講師の紹介や運動指導専門員の派遣などを行い、地域グループ活動の活性化につながるよう支援をしているところでございます。

続きまして、(ロ)の各種講座の取り組みについてお答えいたします。

まず講座の取り組み内容と得られた成果についてでございますが、一つ目に出前講座があります。住民の皆さんによる自主的な催しなどの際に講師派遣の依頼を受け、脳トレ体操や心と体の健康、認知症予防について講座を行っております。

二つ目に、介護予防サポーター養成講座として介護予防体操等を行うボランティアを養成し

ており、今年度においては講座を音楽レクリエーション講座に変えて実施をしているところがございます。

これらの講座から得られた成果といたしましては、要介護状態の要因ともなる健康に関することや疾患についての講座を通じ、高齢者ご自身が身近なこととして理解をしていただくことで生活の改善への意識づけがされたことや、昨年の介護予防サポーター養成講座の修了生がサポーターボランティアとして定期的に介護予防体操の活動をし、会場の設営や体操のアドバイスなどを自主的に実施されていることなどが挙げられます。

次に、音楽レクリエーション講座の実施目的と経過についてお答えいたします。この講座は介護予防を目的として単に体操だけでなく、歌やリズムに合わせたレクリエーションや体操を行うことで、脳や体の神経細胞の活性化に大きな効果を発揮することから、座ったままでもできる健康体操として、どなたにも受け入れやすく参加しやすい内容として実施をしているところでございます。

町内全域を対象としたこの講座は、11月までに6回のうち5回が終了し、ちょうど本日6回目の講座が実施されているというところでございます。この講座には毎回50名を超える方にご参加をいただくなどとても人気が高く、昨年の介護予防サポーター養成講座の受講生を含めた住民の方々が地域活動の場で実践できる音楽やレクリエーションとして、楽しみながらその手法を学んでおられます。

現在、この講座は文化センターを会場として実施しておりますが、より身近で手軽に取り組んでいただける活動となるよう、ミニデイや介護予防体操を実施している場でも、今年度中にあと3回の実施を予定しているところでございます。

参加されている方は介護予防サポーターを初め音楽の好きな方、ご自分の活動に生かしたいなどそれぞれ個々の目的があり、意欲的に多くの住民の方々が受講されており、「懐かしいメロディーを口ずさみながらできた」、「気持ちが前向きになり、心が晴れやかになった」、「楽しいので、これからも続けていきたい」などのお声をいただいているところでございます。

議員さんもおっしゃられたように、これからは地域における高齢者の居場所づくりといったことが重要になってまいりますので、こうした講座で学んだことなどを活動のきっかけとして活用をしていただければ、大変ありがたいと考えているところでございます。

7番（吉川さん） 担当課長から詳しい説明をいただきました。今もレクリエーション講座を今日やっているということなんですが、私も6回のうち1回しか出られなくて大変残念なんですが、本当にストレス発散のすばらしい講座だと思います。

2回目の質問に入ります。今、今年度のグループの状況のお話をいただきましたが、当初このサロンは町の中で27区の中で19グループまで拡大してやっていたと伺っております。その中で、やはり今もお話があったとおり高齢化が進む中で、今のお話の中ではやはり新たなメ

ンバーが増えない、これが大きなネックということも一つなんです、このサロンの継続、これが本当にこれから介護保険制度を使わないためにも大事な居場所になってくると思います。

その中で1点なんです、現在11のサロンを運営しているわけですが、この運営、これにかかわっている方の形態、これはボランティアの方がやっているのか、それともサロンの参加者がみんなで交代で運営しているのか、その点は各サロンどのようになっているでしょうか。

それと2点目といたしまして、休会のサロン、先ほどのお話では昨年14あったのが三つ減ってしまったというお話だったんですけども、だんだんこの休会のサロンが増えていくということは大変寂しい話であります。そんな中で、この休会のサロン、このサロンに対して先ほど北日名、横町もやはり社協のほうで声がけをさせていただいて、立ち上げに至ったとお聞きしておりますが、この休会のサロンに対しての何か取り組みなどは考えていられるでしょうか。この2点についてお伺いしたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。まず最初に11のサロンの運営状況、ボランティア、あるいは参加者全員といった形の主体なのかといったご質問でございます。地域グループにつきましては、基本的にはこれは地域住民の皆さんが参画しての自主的な活動の場と考えております。そういった点からも特定の固定されたメンバーのボランティアということではなくて、参加される皆さん全員が運営主体という捉え方をしているところでございます。グループによっては各月ごとに代表といいますか、そういったことを当番制にしたりとか、そんな工夫もされながらやっているということもお聞きしているところでございます。

また、休会のサロンへのアプローチ、取り組みということでございます。休会中のグループからもしも復活をしたいといったようなご提案があれば、当然ながらこれはアプローチをしていくということになるかと思っておりますけれども、休会に至った経緯は各グループでさまざまな要因があったものと考えております。こうした要因を踏まえた上で休会中のグループにこだわらず、また新たな母体となりそうな地域資源の集まりなどがある場合には、グループとしての活動に結びつくような情報提供をしたり、また、立ち上げのサポートが必要だと考えております。そうした面から地域住民グループ支援事業を委託している社会福祉協議会でも地域に出ていって、そうしたアプローチをしていると、そんな状況でございます。

7番（吉川さん） 今もお話の中でボランティアではなくて、地域住民が共助の姿でこのグループを支えているというお話がありました。休会の原因の一つというのは、やはり高齢化で歩いてこれなくなってしまうというのが大きな原因だと思います。そして今までお互いに支えていた方たちがやはりそこに来れなくなるということが大きな原因だと思います。

あるサロンでは、特にひとり暮らしの方がとても楽しみにしているということで、そのサロンでは元気に毎月参加してもらいたいという思いでお迎えの車を出すことにいたしました。それなら来れるということで、何人か喜んで来ております。これはいろんな問題もあると思いま

すが、区にお願いをして、車に保険をかけてお迎えをしているということだそうです。

そのサロンは本当に主体的に応援をしていただいて運営をしているわけですが、このサロンというのは、やはり共助という意味でも本当に今も社会福祉協議会から出向いていって情報提供をしていくというお話がありましたが、それにしても、この発起人になる人材をやはり育てるという取り組みが必要かと思いますが、その運営にかかわる発起人の人材育成についてはどのようにお考えかひとつお聞きしたいと思います。

また、今回の音楽レクリエーション講座は大変盛況であります。そういう意味で来年度に向けても継続をしていくお考えがあるのか、その辺もお伺いしたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） まず、サロンを運営していくといいますか中心になってという形の中の発起人の人材育成といったご質問でございます。例えば介護予防サポーター養成講座がございますけれども、この講座につきましては介護予防の普及啓発といった目的を持っております。したがって、この講座を受講された方にはグループの立ち上げなど、地域での活動にも還元していただけるような働きかけ、こういったものが必要だと思っております。

またあわせてですね、グループの運営ということについては、特定の方だけにご負担が行かないようにということにも配慮して必要があるかと思っております。今年度音楽レクリエーション講座などをやっておりますけれども、こうした講座を通じて参加されるお一人お一人の自主性、あるいは互助といった意識を持っていただくような講座の進め方をしていければいいかなと、そんな思いをしているところでございます。

また、音楽レクリエーション講座の次年度以降の開催といったようなご質問でございます。音楽レクリエーション講座につきましては、どなたも手軽に楽しく介護予防に取り組めるといったことから、地域の中でも住民の方が集まれるきっかけのツールにもなり、介護予防サポーターの養成といった面も含めて開催をしております。

こういったことから、ある程度今年だけではなくて、少し時間をかけながらこういったことをやっていかなければいけないということで、現状では3年程度をめどに実施をしていければと、そんな考えを持っているところでございます。今年度の講座につきましては、音楽レクリエーションの魅力ですとか効果といったことを広く知っていただくということに主眼を置いておりますけれども、来年度以降は講座を通じて例えば地域グループへの発展ですとか、また現在ある地域グループの活性化といったことに結びつくような工夫をして実施をしてみたいと、そんなことを考えているところでございます。

7番（吉川さん） ただいまのお話で、介護予防サポーターの昨年やった方たちが今登録されて、出前講座とかいろんなところで結構頑張っていておられます。大変素晴らしいことだと思います。その方たちがまた地域に戻って、自主的に同じようにサロンを運営できるようになれば、それが一番理想だと思います。

今も音楽レクリエーションもそうですが、自主性の啓発の講座にしていきたいというお話がありました。本当にこれはなかなかそうは思っている、なかなか1人では前へ一歩を踏み出せない、そういう中でこの取り組み、本当に継続してほしいと思います。

最後に1点なんです、今サロンの方たちが3月に必ず報告会といいますか研修会を行っていただいていると伺っています。この研修会の内容はどのような内容で、また参加対象者はどのような方が来ていらっしゃるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 3月の研修会の内容と、また参加されている方ということのご質問でございます。3月の研修会につきましては、1年のまとめと地域グループの研修という形の中で実施しておりまして、28年度、昨年度になりますけれども、28年度につきましては、地域グループの参加者に加え介護予防サポーターの講座修了生を交える中で、各地域グループの取り組みの内容の報告ですとか抱えている課題、またグループの継続に必要なことなどについて意見交換や情報提供、情報共有を行ったということでございます。今年度の研修会については現在未定でございます、内容を詰めているという状況でございます。

7番（吉川さん） ただいまのお話で、3月には1年のまとめということで、各グループの方に集まっていただいて、そこでそれぞれの地域グループのやってきたこと、また課題等を発表していただいていると伺いました。これは私の提案なんですけれども、グループだけではなくて民生委員さんとか、また区長さんとかにもその場に参加をしていただいて、地域で頑張っている姿を見ていただく。そしてまた、やはりそういうサロンがない区とかが、それを見ることによって立ち上がっていただけるような形にできればいいと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

福祉健康課長（伊達君） 各地域で住民の皆さんが自発的にどんなグループがあって、どんな活動をしているのかということを知っていただくというのは大切なことだと思っております。そういう意味ではですね、研修会の内容にもよると思いますが、広くご案内についても検討をしてみたいと、そんなことを考えております。

また、もし必要に応じてですね、各グループでも積極的にそうした機会を設けていただければ、そんなことも各グループの中で検討していただければありがたいなど、そんな思いをしているところでございます。

7番（吉川さん） 先ほど冒頭で話しました「大根の里」ですが、年に1回、おしぼりうどんの日は、区長さんと公民館長さんをお呼びするということで来ていただいて、その状況を知っていただく、また参加している方たちの顔ぶれを知っていただく、これもとても大事なことだと思われました。

今も私もお願いしたわけですが、本当にやっぱり地域で開かれたこのサロンをどうやって増やしていくかということは、やはり今社会福祉協議会さんが本当に頑張っていておりま

すので、つなげていきたいと思います。

超高齢社会の中で、このサロンの存在はますます重要になってまいります。いつかは自分も支えてもらうために、支える側になってくれる人の育成が大きなポイントだと思います。その点、町社会福祉協議会ではここ数年、元気な高齢者づくりのためにさまざまな講座を開設し、手応えのある成果を出していただいていると評価をしております。今後もすぐにはサロン立ち上げには結びつかないかもしれませんが、継続した取り組みの実施をお願いしたいと思います。続きまして、次の質問に移ります。

2. 移住定住促進について

先週12月号の「広報さかき」が来ました。まず見たのは19ページの町の動きです。何と嬉しいことに、11月1日の実態が10月と比較して人口が4人増えて1万5,194人になっていました。男性が5人増え、女性が1人減っていました。このごろはお願いしたとおり、町ホームページにもこのように世帯と人口の前月比を載せていただけるようになりました。感謝しております。人口増に向けて、この小さな取り組みの積み重ねが住民の皆さんと情報を共有できる大事なツールだと思っております。今後もよろしく願いいたします。

さて、町長の招集挨拶の中で、今年度空家活用事業を通し新たに町外から18名が移住されたとありました。また、以前にも今年になって人口の動向が微減にとどまっているとお話されておりました。これは移住定住対策の効果があらわれてきた結果だとしたら、うれしい現象です。そこで移住定住促進事業について、これからお尋ねいたします。

イとして、これまでの取り組みとその成果についてです。移住定住にはそのきっかけとなる場と情報提供が大きなポイントであります。昨年から長野市を中心に長野地域連携中枢都市圏で東京に出向き、移住に関する合同相談会や移住交流イベントなどさまざまな取り組みを行ってきました。そこで、これまで取り組んできた内容とその成果はどうだったのでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

ロとして、銀座NAGANOについてです。

11月初旬に委員会の視察研修で行ってまいりました。多くの方が来店し、入り口のカウンターでは腰をおろし既に気持ちよくいただいている方もいました。2階は日がわりイベント会場になっていまして、その日はそば打ち体験の日でありました。多くのリピーターができ、イベントは早い者勝ちだそうです。27年度は1カ月約3万人が訪れ、去年はイベント参加に制限を設けたことから、1万6千人の来場者だったそうです。そこで、この銀座NAGANOでの坂城町のPRはどのようにされているのでしょうか。その点についてもお尋ねいたします。以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいま吉川議員さんから2番目の質問としまして移住定住促進について、イとロということでご質問がありました。順次答弁させていただきます。

まず、人口増への対策ですけれども、これまでの取り組みと効果、課題について、また最近の人口の推移を踏まえてご説明させていただきます。

坂城町の総人口は、これまで平成14年以降減少が続いてきたところでありすけれども、県の毎月の人口異動調査によりますと、今年3月以降の町への転入者及び町からの転出者の動きを示す、これは社会動態と言いますけれども、これを見ますと転入者が425人、転出者が341人ということで転入超過の状況で、総人口もこの県の統計上では1万4,530名前後の大体横ばい状態となってきたということだと思えます。

この状況につきましては、町の長期総合計画を初め、一昨年に人口減少対策として策定しました「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」などによる町の取り組みの効果が着実にあらわれているものと考えております。

しかしながら、依然として出生数や死亡者数を示します、これは自然動態ですけれども、これは現在も減少が続いているというところでもあります。お子さんがたくさん生まれて、また高齢者の方はいつまでも元気に暮らしていただけるということが重要かと思っております。このような状況でございますので、いわゆる社会動態の転入をいかに増やして、また自然動態の減少をいかに食いとめるかということが課題であると認識しております。

こうした課題に対応するために、これからお答えするさまざまな取り組みを総合的に行っていくことが何より重要であると考えております。

初めに長野地域連携中枢都市圏構想事業の平成28年度からの取り組みの内容と成果についてですが、長野市を中心としました長野地域連携中枢都市圏では、平成28年度から首都圏での移住相談イベントを開催し、各市町村のPRや先輩移住者による体験談を紹介するとともに、市町村職員による個別相談会を実施しております。

また、県外からの移住希望者を対象に、圏域市町村の様子や暮らしぶりなどを実際に見ていただく体験ツアーを実施しております。

寒い信州を体感していただく目的で開催された今年1月には、込山地籍にある空き家バンク登録物件の見学をいただいた後に、昼食時にはびんぐし亭にて、おしぼりうどん食べ放題のバイキング料理を食べながらの移住相談会を開催いたしました。

また、9月には子育て世代の方の参加もあったことから、南条小学校の音楽堂など校舎の見学とあわせ、金管バンド部によるミニコンサートをご覧いただくとともに、先輩移住者でもあるブドウ農家さんを訪問し、移住に関する生の声やアドバイスをお聞きしたり、ブドウの収穫体験を行っていただくなど、限られた時間ではございましたが、坂城町を堪能していただけたことと思っております。

さらに、各市町村の紹介等をまとめた圏域移住パンフレットを作成し、職員が相談会や各種イベントに出向き、配布・紹介をするなどしているところでございます。

町独自では、これまでも首都圏での町内合同企業説明会や大学連携を図っているキャンパスでの説明会の開催、あるいは6次産業化・新規就農者への支援等、安定した雇用の確保と多様な就業機会の拡大を図ってきたことに加えまして、空き家バンクによる空き家の活用、土地開発公社による転入促進助成金の交付等住宅取得に対する支援、さらには、保育料の軽減や高校生までの医療費の助成、子育て支援センターでの子育て相談の充実を初めとした子育て環境の整備等、魅力的で快適なまちづくりに資する取り組みを進めてまいりました。

そして、チャレンジSAKAKIにおいて、一目で町の子育て支援策がわかるよう、若者・子育て世代支援プログラムをパンフレットにまとめ、これもPRに努めているところであります。

これに加えまして、さらなる移住定住の促進を図るため、平成29年度からは町内に新築住宅を取得する方に対する「移住定住促進補助金」を創設したところでございます。

なお、この「移住定住促進補助金」の申請状況は、11月末現在で34件、109名の申請があり、そのうち町外からの申請が8件、25名であります。いずれも子育て世代であり、若い方々の移住定住につながっております。

また、空家活用事業につきましては、今年度の空き家の賃貸及び売買の成約件数が11月末現在で6件、22名の方にご活用いただき、そのうち町外の方は5件、18名となっております。こちらも若い世代の移住につながっている状況でございます。

連携中枢都市圏での取り組みと、これらの町の施策を総合的に推進することにより、町の魅力を高め、町の魅力を発信していきながら、移住定住を促進してまいりたいと考えております。

続きまして、銀座NAGANOでの町のPRでございますが、さきにお答えしましたように、長野地域連携中枢都市圏での取り組みとして、銀座NAGANOでは地域の特産品の展示販売と連携した移住相談会を実施し、坂城町を含む長野地域の魅力の発信に努めているところでございます。

また、銀座NAGANOの1階物産販売スペースでは、町の事業者が製造したドレッシングやお菓子なども並べられており、多くの来場者に町の特産品をご購入いただいているところであります。

今後につきましても、銀座NAGANO等を活用し、特産品のPRイベント等のさまざまな取り組みとも連携しながら地域の魅力を発信し、移住定住の促進を図ってまいりたいと考えております。

7番（吉川さん） 本当に今は手厚く子育て環境の整備をしていただけてきております。今もお聞きした中ですごいですね。10万円の補助が出るということで、11月末現在で子育て世代が8件、25名ということで、すごいことだと思います。

今、話は戻りまして、移住相談会を開催されておりますが、担当の方にお聞きしたいと思い

ます。相談を受けた調査の中では、相談が今までに1件から3件ほどあったとお聞きしております。この相談者とのやりとりの中で感じた今後への課題はどんなことだったでしょうか。

また、2点目として先ほども移住体験ツアーがあったというお話がありました。1月と9月にあったわけですが、9月は台風が来ていたということで本当に二組の3名の方が見えたとお聞きしました。この方たちに来ていただいて、その反響や手応えはどうだったのか。

また、今までの対応の中で、この移住体験ツアーの中で感じた改善点とか感じたことがありましたらお答えください。

企画政策課長（柳澤君） 再質問にお答えをしております。1点目の相談者とのやりとりの中で感じた今後の課題というような部分でございます。町といたしましては、平成28年度から本格的に首都圏での移住相談会に参加をいたしまして、さまざまな移住相談者の相談を受けてきたところでございます。

最近の移住相談者の傾向といたしまして、長野地域連携中枢都市圏の移住相談会も会場として使用しております認定NPO法人ふるさと回帰支援センターの調べにおきましては、20歳代から30歳代の相談が約7割程度と増加傾向にあること、また就労形態につきましては企業等への就職を希望する割合が高く、住まいは賃貸物件を希望する割合が高い傾向となっております。

町といたしましても、これまで受けてきました相談内容を分析をいたしますと、おおむね同様の傾向にあると考えております。就職情報ですとか賃貸等の住宅情報のほか、子育て情報など生活情報全般について、わかりやすく伝えていくことが重要ではないかと考えているところであります。

それから、体験ツアーを通して必要と感じたこと、改善点というようなところでございます。連携中枢都市圏で実施しております移住体験ツアーにつきましては、県外からの移住希望者を対象に、空き家ですとか小学校、あるいは農家などを訪問をいたしまして、町の様子や暮らしぶりなどを実際に見ていただく内容となっております。また、体験ツアーの開催につきましては、夏と冬の時期にそれぞれ地域を分けて実施しているところでございますけれども、それぞれの季節を体験していただくということで、より地域を知っていただくことができるというふうに感じているところであります。

また、ツアーの参加者からでありますけれども、「もう少し移住者ですとか地域住民の方との交流ができればよかった」とか、あるいは「より具体的な就職や住まいの相談がしたい」といった要望も寄せられたところであります。

今後といたしましては、引き続き、長野市を初めとする連携中枢都市圏の市町村とも連携をいたしまして、また、地域の皆様にもご協力をいただきながら、テーマを絞った内容ですとか、参加者のニーズを踏まえた行程といったような部分、移住へつながるようなツアーを企画検討

していく必要があるのではないかと考えております。

7番（吉川さん） 今お話をお聞きいたしました。20代から30代の方たちが、7割の方が本当に移住を考えているということで、本当に今がチャンスかなと思います。

今も生活全般の情報をやはりわかりやすく相手に伝えていくことが大事だというお話がありましたが、その中で1点ですが、9月の移住体験ツアーのお話をお聞きしました。来た方が兵庫の親子だったという話を聞きまして、そしてこの方たちが長野県を選んでいただいたということは何か理由があると思います。そういうことで、このやるときには必ずアンケートみたいなものはとっているのでしょうか。そのアンケートの内容までもし教えていただけたらお願いします。

今もこの地域住民との交流のところまでつなげなかったというお話があったんですが、以前も同僚議員からも体験施設みたいなものが必要ではないかというお話があったんですが、町ではそのような計画はあるのでしょうか。その点についてもお聞きいたします。

企画政策課長（柳澤君） 再質問につきまして、またお答えをしてみたいです。まず、9月の訪問されたきっかけというような部分に興味を持っていただいた部分でございますけれども、主には子育て環境というところで興味を持っていただいて、ご参加をいただいたというようなこととお伺いしているところであります。

それから、アンケートというような部分でございますけれども、移住後につきまして、どういった生活をしていくのかといった部分につきまして、仕事ですとか、あるいはどういった時期ですとか、住まいですとか、移住を考える際の必要な情報といった部分をご記入をいただくようなアンケートを寄せていただいているような状況となっております。

アンケートにつきましては、そのほか長野連携中枢都市圏での主な部分も申しますと、首都圏からのアクセスのよさですとか、子育て環境に適した自然の豊かさといった部分も長野の連携中枢の中では挙げられているような状況となっております。

それから、移住の体験施設という部分でございます。これまで実施をしてきました移住相談会での相談者からの希望等を踏まえまして、移住を検討する方に実際に町内に宿泊をしまして、また町並みや町の雰囲気を感じてもらうとともに、実際に買い物ですとか利用する施設を見てもらうなど、具体的に町で暮らしていただくイメージをしていただくことが必要だろうというような部分で、移住希望者向けの体験施設の整備につきましては現在の検討段階というような状況となっております。

具体的な内容は、まだこれから詰めていくような状況になりますけれども、例えば町内の空き家を活用するようなことも選択肢の一つであろうかというふうには考えております。どういった施設がいいのか、また関係機関等とも相談をしながら、移住につながる施設となるように内容を検討してまいりたいと考えております。

7番（吉川さん） 本当にこの町内にやはり宿泊施設があるかないか、お聞きした話ですと、やはり温泉に泊まっていたで次の日に来ていただくという中で、わずかな時間の中で坂城町を体験していただくという部分では、ぜひこの体験施設というのは早急に考えていただいて、設置をしていただければありがたいと思います。

相談者は住居、就労、支援策とあらゆる角度から自分の理想の移住先を求めて投げかけてくるわけですが、中には晩年を自然豊かな田舎で暮らしたいという方もいらっしゃいます。そんな方のために提案ですが、農家さんに協力していただき、1週間くらいのホームステイを組み、体験をしていただくという手法はいかがでしょうか。この点についてひとつお聞きいたします。

それからもう1点ですが、体験ツアーなども担当課とお話をさせていただく中で、先ほどもあったように途中でバトンタッチをしてですかね、坂城を見ていただく、宿泊施設から来て、前の日に着いていても次の日に坂城に来るところだけ一緒に回るといようなお話をお伺いしました。これはぜひ長野に着いたときから一緒に回って、そして坂城の、要するに坂城をアピールする。そしてもうとにかく相手の思いをしっかりと、この人はどういうことをやっぱり望んでいるのかという思いを知っていただく、そのためにも提案なんですけれども、今は企画でやっていただいておりますが、専属の移住コーディネーターを設けて、しっかりその面倒を見ていく取り組みが相談相手の方の思いにしっかり応えていかれるのではないかと思います。その点についてはどのようにお考えでしょうか。以上、2点についてお伺いいたします。

企画政策課長（柳澤君） ご質問でありました田舎にきた場合の暮らしの体験、あるいは農業体験というような部分でございます。これまでの移住相談会におきましても、農業に関心のあるご相談者もおられました。さまざまな情報とあわせまして、可能な範囲で就農支援等の情報提供も行ってきたところではございます。

引き続き、具体的な住まいの情報ですとか就労、あるいは就農に関する情報等、相談者のニーズに合った内容をわかりやすくお伝えしてまいりたいと思います。

また、担当課とも相談しながら、これは農家さんのご協力が得られないとなかなか難しい状況でございますので、田舎暮らし、あるいは農業体験の実施については研究してまいりたいと考えております。

それから、総合的に回していく移住コーディネーターというようにお話でございました。町におきましては、ホームページで移住定住に関する情報ページを作成いたしまして、さまざまな事業案内、あるいはイベント情報をまとめて掲載をして、PRに努めているところでございます。

そして、役場内でございますけれども、移住を考えている方への町のサービスをワンストップで案内するための相談窓口につきましては、各課窓口を設置をしているところでございます。

移住相談につきましては、やはり全庁を挙げて取り組む課題と考えておりますので、引き続

き関係課が連携をしながら、仕事あるいは住まい、また子育て情報に関するスムーズな助言、支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

7番（吉川さん） 農家のお話ですけれども、私も今年の夏、ホームステイを受け入れました。本当に1日の泊まりというのは、なかなか心がわからないわけですね。そういう中で、やはり農家さんも大変かと思うんですが、本当に1週間とは言わず、3泊4日ぐらいのそういうホームステイをしていただく中で、この坂城町の自然と本当に生活を知っていただく取り組みをぜひ前向きに検討していただけたらと思います。

また、移住コーディネーターであります。これは先ほども言いましたように何というんですかね、相談者がもう気心を許して、全部全てその人に委ねて、この坂城を知るためにつく、つきっきりでやるという、そういう意味合いで私は提案をさせていただいております。もちろん、各課に移住定住という窓口を設けて、しっかりそこで相談をできるようにはなっております。

しかし、動きとして今はどこでもそういう形で設けてやっております。ぜひこの辺もこれから検討課題として、人手がいればいいわけですが、これからやはり、どんどんこれから移住定住につなげていく中では、もっともっと厚い取り組みが必要かと思っております。

最後に、この長野地域連携中枢都市圏で2年間取り組みを行ってきたわけですが、その中で移住を希望されて越されてきた方はいるでしょうか。その点について、いたとしたらどんな理由で越されてきたのでしょうか。

その点とまた銀座NAGANOですけれども、2階にイベント会場がございます。今年も坂城町のPRを行ったとお聞きしておりますが、ぜひこの会場の利用でねずこんも連れて行き、そして、おしぼりうどんづくりの試食会などを行って、移住された方にも参加していただき、そこで坂城のよさを語っていただく、このような企画をしてぜひ移住につなげていかれたらと思っておりますが、この企画の開催についての当局の見解をお伺いしたいと思います。

企画政策課長（柳澤君） 連携中枢都市圏でのこの2年間の取り組みで移住された方というようなところでございます。これも聞き取りというような状況になるんですけれども、これまでの取り組みによりまして、圏域全体で移住された方はおられるというような状況は聞いているところでございます。

当町への移住者の状況につきましては、現在のところは長野地域連携中枢都市圏での取り組みがきっかけとなって移住された方につきましては、ちょっと把握はしておりませんが、引き続き、さまざまな取り組みを総合的に推進することで移住定住の促進を図ってまいりたいと考えております。

それから、銀座NAGANOのイベント会場利用での試食会などのイベントの開催という部分でございます。これまで長野地域連携中枢都市圏での取り組みで銀座NAGANOを活用い

たしまして、地域の特産品の展示販売と連携をしました移住相談会を実施し、当町を含みます長野地域の魅力の発信に努めているところでございます。

銀座NAGANOの物販スペースでは、先ほど町長申しましたけれども、町の事業者が製造いたしましたドレッシング、あるいはお菓子といった部分も並べられておりまして、多くの方にその特産品もご購入をいただいているような状況でございます。

今後につきましても、銀座NAGANO等を初めとします施設を活用いたしまして、特産品のPRイベント等のさまざまな取り組みとも連携をしながら、相談会の機会を捉えまして地域の魅力を発信し、移住定住の促進を図ってまいりたいと考えております。

7番（吉川さん） 答弁の中で、越してきた自治体はどこだったかということをお聞きしたかったわけです、どんな理由で。やはりそこが一番大事なポイントだと思います。当町には越えてきていないからということではなくて、やはり同じ動きをしていて、その中で結果が出た、これはすごいことだと思います。その理由までやはり把握していくことはとても大事なことだと思いますが、その点についてお聞きします。

それと今の銀座NAGANOでのイベントなんですけど、イベントを開催するしないというお話はなかったわけですが、相談会の中でというお話でしたが、私の提案したそれについてはどのような見解でしょうか。2点お願いいたします。

企画政策課長（柳澤君） 先ほどのお話の中でございます。連携中枢都市圏の中で移住に至った方の数という部分に関しましては、長野市で1件、市のほうでございますけれども、千曲市で1件、須坂市で1件といった状況はお伺いしておりますけれども、具体的な部分の理由といったところまではちょっとお聞きできていないといった状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、銀座NAGANOの活用という部分でございます。相談スペースというところまでこれまでは活用してまいりました。そして、かつては試食会といったようなところでの活用も行ってきた経過もございます。そういったところにつきましては、今後の活用も踏まえまして連携中枢都市圏といった部分につきましては、これまでと同様に今、長野のスケールメリットを利用して活用していきたいというふうに考えております。

また、機会があるならば、そういった試食会というような部分と組み合わせができるのであれば、そういったところでの活用につきましては検討してまいりたいと考えております。

7番（吉川さん） この移住してこられた方のどんな理由で引っ越してきたのか、これはとても大切なことだと思います。そんな意味でもっと何というんですかね、神経を使って、ぜひ今3件ですかね、長野市、千曲市、須坂市ということで、3件の方が越されてきたわけですが、本当に期待したいと思います。また銀座NAGANOのイベントもぜひ企画をお願いしたいと思います。

このパンフレットは大変私もいいと思います。これを町内の若い人たちにも、こんないい紙でなくてもいいので、ぜひ配っていただきたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

議長（塩野入君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時56分～再開 午後 1時30分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

3番 小宮山定彦君の質問を許します。

3番（小宮山君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従い一般質問を行います。

1週間ほど前の12月6日、深夜0時13分に長野県中部を震源とするマグニチュード5.2の地震がありました。当町でも震度4を観測し、寝入りばな目を覚ましてしまった人も多くあったと聞いています。今回、通告にはないので質問は控えますが、6月の議会で取り上げた避難誘導用看板の一刻も早い設置を要望します。

さて、今回が11回目の一般質問になります。過去10回ほとんど毎回時間が足りなくなり、前回は先輩議員から相変わらず時間配分が下手ねと言われました。言いわけしようにも事実だから認めるしかないのですが、問題はその結果、聞きたいことが中途半端になったり、漏れてしまったままになっていることです。本年最後の一般質問ですので、その中で越年させたくないこと、放っておくわけにはいかないとされることを二つのテーマに絞って質問します。できれば、先ほどの避難誘導用看板もと思いましたが、限られた時間ですので、それは来年に持ち越します。

節目のワイナリー形成事業から始めます。なぜ節目かと申しますと、ご存じのように開始より5年がたとうとしており、いよいよ来年以降試験圃場から「試験」の文字がとれ、面積的には物足りないものの、それなりの収量が見込めるブドウ畑になり、今まで町が経営していたのが今後はどうなるのか、それを決定しなければならない時期であるからです。

また、このたび「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の事業検証結果も出たばかりでありますし、今までの総括と今後の展開を考えるのにちょうどよい機会だと思われま。イ、ロ、ハの順で、イではこの5年間の総括。ロでは今年のワインの委託醸造、販売予定。ハでは今後の展開について質問します。

イ. この5年間の総括として、2点お聞きします。

第1点、今までこの事業に関連して、ワインぶどう産地化補助金等農林水産業費分も含めてどれだけの費用がかけられたか。それを主な使途とともに示していただきたいと思います。その際、総額だけではなく、事業の流れが理解しやすいように年度ごとでお願いします。

2点目は「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の事業検証結果が出ました。さかきワイナリー形成事業はA、B、C、D、Eの5段階の中でB評価になっています。A評価に至ら

なかった理由は何なのかお聞きします。検証委員会の議事録はないようですので、どんな議論が交わされたか教えていただきたいと思います。

ロ、今年収穫されたブドウを委託醸造に出した量と販売の予定時期、予定本数を巨峰ロゼワイン、巨峰スパークリングワイン、坂城プレミアムワイン、それぞれについてお示してください。これは数字だけで結構です。

ハ、今後の展開については3点お聞きします。

第1点、試験栽培を通じた品種適性の結果と町内のワイン用ブドウ畑及びその候補地の土壌分析の結果はどうであったか。第2点、坂城プレミアムワインは今後も継続して販売していくのか。第3点、今年が最後の試験圃場は来年以降どこが経営主体となるのか。町か5年前に採用した担い手の人たちか、あるいは双方でか。今までも何回か一般質問でお聞きしましたが、その都度未定とのことでした。剪定作業を初め、この冬の作業は6年目の来年に向けてのものです。もう未定というわけにはいかないと思います。

先月末、千曲衛生施設組合の視察があり、昼食でたまたま同席した千曲市の議員さん方から町営ワイナリーは進んでいますかと聞かれました。三セクのことを町営とおっしゃったと思います。ワイナリーの経営主体についても今まで一般質問でお聞きしましたが、答弁はいろいろな形がある、つまり未定ということでした。担い手を募集した5年前に、5年後、つまり来年以降どうするかについての約定というか取り決めはなかったのでしょうか。1回目の質問は以上です。

町長（山村君） ただいま小宮山議員さんからワイナリー形成事業についてということで、イ、ロ、ハと3点ご質問をいただきました。私からは全体の話と今後の展開についてお答えし、ほかにつきましては、担当課長よりお答えいたします。

まず、ワイナリー形成事業につきましては、農業者の高齢化や担い手不足などの影響で、荒廃農地が増加しているという状況の中で、1次産業としての将来的なワイン用ブドウの産地化、そして、ワイン製造という加工を入れることでの2次産業、販売、流通といった3次産業による6次産業化を図るとともに、町の活性化につながることを目的といたしまして、平成23年度に町内企業、商工会、農協、農業生産者、町農業支援センター、長野県など関係の皆さんで構成する検討会を開催し、圃場や担い手、あるいは支援等を検討してまいりました。

平成24年度には農業支援センターとともに、ワイン用ブドウの品種適性の実証と栽培技術の習得などを目的といたしまして、四ツ屋地籍に2カ所の試験圃場を設けました。

当時、県より紹介され、千曲川沿岸地域にて、ワインの産地を調査しておりましたサントリーワインインターナショナル株式会社にご協力をいただき、栽培指導を受けながら、公募により選考した担い手などと連携し、ワイン用ブドウの栽培管理などの事業を進めてまいりました。

ワイン用ブドウが収穫されるまでには3年から5年の月日を要するということから、住民の皆さんとともにワイン文化の浸透を図る目的とし、同年、町の特産である巨峰を使用したロゼワインをまず醸造いたしました。翌年にはスパークリングワインも商品化し、「巨峰ワインシリーズ」として、これまで継続販売を行ってまいりました。

スパークリングワインは、びんの中で発酵させているということで評判が高く、評価も高く、またロゼワインにつきましても毎年改良を加える中で、非常に好評をいただいております。

実証試験の3年目を迎えました平成27年度には、約700kgのワイン用ブドウを収穫する中で、試験醸造を当初より栽培指導を行っていただきましたサントリーに委託いたしました。でき上がった試験ワインについて、醸造元のサントリーから、ブドウ及びワインの分析と品質評価を実施していただき、「まだ若木ではあるけれども、ほかの有名な産地と比較して全く遜色のないレベルで、潜在能力も十分あり、成木になったときに非常に楽しみである」という高い評価をいただいたところであります。

また、実証試験の4年目を迎えた昨年度、平成28年度につきましては、約1,300kgを収穫する中で、引き続きサントリーに醸造をお願いし、赤・白、2種類のワイン、「坂城プレミアムワイン」を商品化し、販売を開始いたしました。

品種の選定ということでもありますけれども、サントリーからのブドウの分析結果及びワインの評価については、赤系の品種であるカベルネ・ソーヴィニオンは、「長野県内でも、坂城町が一番良質なブドウが栽培でき、産地としても有名になることも十分可能である。」という具体的な評価もいただきました。

また、白系の品種であるリースリングにつきましては、「ほかの産地とは違った坂城町の特徴が出ており、独自のブランドとして確立できる要素がある。」という評価もいただいております。

サントリーさんのような国際的にもレベルの高いワインづくりをしておられるメーカーと直接かかわり、国際レベルの視点から特定の品種についての具体的な評価をいただけたことは、今後の産地化、ブランド化に向けた取り組みを含め、ワイナリー形成事業を推進していく上で大きな原動力になるものと考えているところであります。

さて、過日、信濃毎日新聞や日本経済新聞でも報道がありましたが、いよいよ坂城町にもワイナリーが誕生する予定であります。以前にも申し上げましたが、試験圃場の栽培管理に携わってきた担い手を含む、ワイナリー創業を計画する若者たちが法人を設立して、ワイナリーとレストランを整備し、来年、施設のオープンを予定しております。

レストランでは坂城産の食材を積極的に使用するというお話もいただいております、ワイナリーで醸造したワインについては、レストランで提供するほか、広く販売を予定しており、坂城町をPRしていきたいというお話を伺っております。

そして近い将来、坂城町の品種であるリンゴを使ったシードルの製造も予定されており、用途に合わせた設備投資も計画しているということで、ワインのブランド化、6次産業化も含め、町が計画したワイナリー形成事業の中心的存在になると考えております。

また、ラベルの表示ルール改正に伴いまして、来年10月以降に製造するワインにつきましては、坂城産ブドウを85%以上使用し、かつ坂城町にある醸造所を使用した場合でないと、ラベルへの「坂城」の表記ができなくなるということから、町内での新たなワイナリー運営は、町のブランド化推進につながるものと期待しているところでございます。

「坂城プレミアムワイン」は今後も続くのかということでもありますけれども、醸造元のサントリーと相談したいと考えておりますし、ラベル表示に「坂城」の名称を使用した商品でのブランド化ということでは、来年、町内に創業予定のワイナリーとも相談してまいりたいと考えております。

試験圃場につきましては、これまで町が農業支援センターに委託し、担い手とともに栽培管理を行ってまいりましたが、今年で実証試験も5年目となり、サントリーによる分析及び評価も具体的に示されてきたことから、初期の目的が達成され、次のステージへ移行させたいと考えております。

来年以降につきましては、ワイン用ブドウの栽培園としての活用を考えておりますが、来年創業予定のワイナリーのメンバーでもあり、これまで試験圃場で栽培管理に携わってきた若い担い手もおられます。圃場の土地所有者の皆様のご意向も踏まえる中で、農業支援センターとも協議の上、運営主体を決めてまいりたいと考えております。

ワイナリー形成事業につきましては、ワイナリーの運営のあり方について幾つかの方法を考える中で、若者たちの手によるワイナリー創業という、まことに望ましい姿になったのではないかと存じております。

今後のワイナリー形成事業は、ワイン用ブドウの圃場の拡大整備、荒廃農地を活用しての産地化や新たに醸造用ブドウを生産する人材の確保・育成、あるいは良質な原材料をつくる技術支援といった方向にかじを切っていくことになろうかと思っております。

いずれにいたしましても、若者が自分たちの力でワイナリーをつくってやっていこうということは、大変素晴らしいことであり、町のものづくりに大きな期待を寄せるところでもあります。

企画政策課長（柳澤君） ご質問につきまして順次お答えしてまいります。まず、イ. この5年間の総括について、ワイナリー形成事業ほか関連事業につきまして、5年間の費用と主な内容につきましてお答えいたします。

最初の年となります平成24年度につきましては、ワイン用ブドウの苗木や資材費など、2カ所の試験圃場の設置に要する費用や作業員の賃金などの栽培管理費用と、農業支援セン

ターにて国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して第1試験圃場を整備いたしました費用など、約673万円でございます。

平成25年度につきましては、拡張した試験圃場の設置費用としての苗木や資材の購入、また資材倉庫設置費、栽培管理に要した費用など約307万円でございます。

平成26年度につきましては、栽培管理費や原材料費に加え、ワインセミナー開催に伴う講師謝金や町振興公社へ委託したワイン関連イベントへの出展PRの費用などと、この年より制度化いたしましたワインぶどう産地化補助事業での苗木購入に係る補助金などで約166万円でございます。

平成27年度につきましては栽培管理費、原材料費、ワイン関連イベントへの出展PRの委託費のほか、長野大学にお願いをいたしましたビジネスデザイン作成業務委託料などと苗木購入補助金などで約240万円でございます。

平成28年度につきましては、地方創生加速化交付金を活用する中、町農業支援センターへの作業員賃金、原材料費など試験圃場にかかる栽培管理補助のほか、坂城プレミアムワインの商品化開発補助、ワインセミナー・試飲会の開催などを含めた、ワイン文化振興のためのイベント出展等PR事業へのワイン振興補助、また千曲川ワインバレー特区連絡協議会負担金などの費用とワインぶどう産地化補助事業といたしまして、苗木購入及びブドウ棚資材購入補助金などで約446万円でございます。

5年間の総額といたしましては、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金や地方創生加速化交付金も活用する中で、総合計約1,832万円となります。

本事業につきましては、平成27年度に策定いたしました「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点プロジェクトとして位置づけており、重要業績評価指標（KPI）を掲げる中、事業を進めているところでございます。

総合戦略におきましては、PDCAサイクルにより、毎年点検・評価などの検証を行い、検証結果を踏まえる中、事業の修正・改善を行うこととしており、総合戦略検証委員会において、平成28年度事業の実績をもとに、効果検証を行ったところでございます。

検証方法といたしましては、総合戦略策定時に設定いたしました平成31年度のKPIに対しまして、平成28年度時点での達成率を求め、その数値に基づきAからEまでの評価をいただいたところでございます。

さかきワイナリー形成事業では、試験圃場で収穫したブドウによるワインの販売本数、ワイナリー創業者数、さかきワイン開発件数について目標値を定めているところでございますが、そのうちのワインの販売本数につきましては、平成28年度の達成率が設定した基準値に達しなかったことからB評価となったものでございます。

また、ワイナリー形成事業については、記述意見といたしまして、「ワイナリーをいかに多

くの人に利用してもらい、消費してもらえかが課題だと思う。さかきワインの宣伝、販路拡大など、これからが特に大事だと思う」といった意見がございました。

これらの評価や今後の事業などを考慮し、検証委員会での検証結果を踏まえる中、今後も事業展開を図ってまいりたいと存じます。

続きまして、ロ．今年の委託醸造と販売予定についてお答えいたします。

今年収穫された巨峰により醸造いたしました2017年産巨峰ロゼワインにつきましては、11月12日に開催されたねずみ大根まつりにあわせ、町振興公社より既に販売を開始しているところでございます。販売本数につきましては582本と伺っております。

また、2017年産巨峰スパークリングワインにつきましては、町振興公社より約600本の見込みで、来年5月の販売を予定していると伺っております。

町の試験圃場で栽培したワイン用ブドウにつきましては、昨年同様サントリーワインインターナショナル株式会社に醸造をお願いし、町振興公社で赤・白、2種類のワイン「坂城プレミアムワイン」を商品化し、4月ごろの販売を目指しているところでございます。

続きまして、ハ．今後の展開についてのうち、土壌分析につきましては、千曲川ワインバレー特区連絡協議会の平成28年度事業の中で、pH及び窒素、リン等16成分の分析を実施したところでございます。

当町につきましては、主にワイン用ブドウの栽培園や予定地を含め、全22カ所の農地を対象に実施し、全体的にカリウムの値が高い状況の農地が多く、一部の圃場では土壌改良のため追肥改善が必要との報告をいただいたところでございます。この土壌分析結果につきましては、対象農地の所有者の方にもご報告をさせていただいております。

3番（小宮山君） 5年間の流れがよくわかりました。2回目の質問として、まず検証委員会のB評価の根拠なんですけど、目標本数に達していないからBだという今お話がありました。目標本数が700本に対して685本ということで足りないということなんだろうけれども、ここだけ見るんだったらAでもいいんじゃないかというふうには、個人的には思います。

ただ、この28年度目標の700本というのが私は解せないのであります。なぜかといいますと、去年の9月の一般質問で予定本数をお聞きしましたところ、収量1,300kgに対して、赤・白合わせて千本というお答えをいただきました。その後、「広報さかき」においても千本の販売を予定しているというふうに公表されました。だから、28年度目標値は700本じゃなくて千本じゃないかと思います。

そうすると、千本に対して685本だったら、達成率が8割いっていないんだから、それはB評価には当たらない、C評価になると思います。その点いかがでしょうか。

企画政策課長（柳澤君） 当初予定をしておりました目標という部分に関しましては、それくらいの取れ高があるのではないかとこのところでお答えをしたところでございます。

今回の評価シートの算定でございますけれども、この部分につきましては、5年間を見据える中で、最終的な目標が2,800本と設定をさせていただいたところでございます。そういった中で、27年度の実績がゼロ本というような状況の中で、今後4年間で収穫量も増えていこうというところで目標値を算定をいたしましたところ、4年ごとに増やしていこうというところでの目標設定の700本というところで数値を目標設定をしたというところで設定をさせていただいたところでございます。

3番（小宮山君） 28年度目標値の設定はいつされたんでしょうか。

企画政策課長（柳澤君） 28年度の目標値という部分でございますけれども、最終的には総合戦略、31年度という部分でございます。そういったところを目標としているところでございますけれども、毎年度ごとに評価を見やすくするために指標として実績値等をはかるというところで、目標値を出した部分につきましては総合戦略の検証の段階ということでございます。

3番（小宮山君） わかりました。検証値、検証結果を出す間際で28年度の目標値を設定したというのは、どうもちょっと納得いかないところですけども、この件に関してはいいです。

検証委員会というのは総合戦略の63事業でしたか、そのうちの全般を検証するというところでワイナリー形成事業もその一つだと。その評価がBならBと出ました。そこまでいいです。

ですけどもじゃなくて、「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中では、さかきワイナリー形成推進事業検討委員会ですか、それがあんなじゃないでしょうか。その検討委員会、検証委員会と検討委員会は紛らわしいんですけども、検討委員会のほう、さかきワイナリー形成推進検討委員会のほうのPDCAのCのチェック、点検評価、その評価は出たんでしょうか。

企画政策課長（柳澤君） 今回の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の事業検証結果という部分につきましては、全63事業につきまして全体的にやっていた部分であります。その中におきまして、ワイナリー形成事業につきましても評価をいただいているというところでございます。検討委員会を開催しての評価という部分につきましては行っていない状況でございます。

3番（小宮山君） この総合戦略のところの10ページに、「PDCAの点検評価は、ワイナリー形成推進事業検討委員会による検証を行う」とあります。まだこちらのほうの検証結果が出ていないということですが、いつ出るんでしょうか。

企画政策課長（柳澤君） 検討委員会での検証につきましては、今年度の検討委員会を開催する中でお諮りをしてまいりたいと考えております。

3番（小宮山君） 検討委員会の以前会議の内容を知りたいということで一般質問したときに、原則公開だというふうにお答えいただきました。傍聴は無理でも議事録がいただけるかなという感じでしたところ、1回しか議事録をいただけていないんですが、今後いつ開か

れて、この検証結果というのはいつ出るか、もう一度。

企画政策課長（柳澤君） 前回行いましたのが本年の3月というような状況でございました。今回の検討委員会につきましても、年度内に行いたいと考えております。

昨年も公開でというようなお話で行ったところでもございましたけれども、また、時期等につきましては、ホームページ等でお知らせする中で進めてまいりたいと考えております。

3番（小宮山君） そこで検証結果が出るというふうに考えてよろしいでしょうか。それを期待します。

次の質問に移ります。町の実施計画、28年度版と29年度版があります。28年度版のところを見ますと、平成30年にワイナリーの創業支援出資ということで1,330万円が予定されています。坂城特産品のブランド化推進事業に330万円とありますから、その分を引くとワイナリー創業支援出資にちょうど千万円が充てられていると読めるのですが、そういうことでしょうか。

企画政策課長（柳澤君） ご質問いただきました事業費の部分でございます。実施計画につきましては総合計画をもとにいたしまして、3年間の事業計画を進めていくところでございます。そういった中で、現在は町内の若者がワイナリー創業を目指すという方向で進んでいるところが明らかになったところでもございますけれども、当時の段階ではさまざまな運営主体というのが考えられた状況でございます。そういった中で、第三セクターという部分も当時といたしましては、想定をする中で出資が必要になるのではないかとということでも出資という部分を考えて、計上をしたというような経過かと存じます。

3番（小宮山君） 29年度版の実施計画では、平成30年には一挙に4,560万円となっています。ただ、これはふるさと納税の返戻分が含まれているということで、それを引くと、それと坂城特産品のブランド化推進事業、これは360万円。それを引くとふるさと納税分が4,090万円、それから坂城特産品関係が360万円、それを4,560万円から引くと残りは110万円です。ちょうど110万円になりました。この110万円がさかきワイナリー形成事業に充てられることになる、そういうことでしょうか。

それから、ついでに平成31年度のところも計算しましたところ、総額5,970万円、特産品関係420万円、ふるさと納税関係5,440万円、やはり残ったのはワイナリー形成関係では30年と同じ110万円と出ましたが、28年度版で予定していた千万円が30年、31年、ワイナリー形成事業に充てられる金額は110万円、そういうことに計算上なりますが、そういうことでしょうか。

企画政策課長（柳澤君） 今回の実施計画と、それから前回の実施計画という部分でございます。これまでのおおむね1,100万円というような、千万円というような部分につきましては、先ほど申しましたとおり、出資という部分を想定した中で実施計画を組んでまいりました。そ

ういったところが、これまでのいろいろなワイナリーの動きを考えた中で新たに民間での創業が予定されるというような状況の中で、ワイナリーの形成事業としますれば、今後につきましては、ワイン文化の振興、ワインのPRといったところに、ワイナリー形成事業といった中では農林水産業的な部分はちょっと別としまして、いったところを考えますと、ワイン文化振興といったところに重点を置いていくというようなところで、おおむね100万円というようなところでの計上、というような状況となっております。

3番（小宮山君） 三セクから民間にワイナリーそのものは引き渡された、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

企画政策課長（柳澤君） お答えいたします。ワイナリーの目標という部分に関しましては、当町におきましてワイナリーができれば一番望ましいのではないかという考えが根底にございます。そういった中で、手法としますれば第三セクターでの経営というものもありましたでしょうし、今回のように民間の会社を立ち上げてやっていくというような手法もあったかと思えます。

そういった中で、さまざまな手法が考えられる中で第三セクターというような方法もありましたけれども、そういったものを引き渡すということではなくて、新たに若者が会社を興してやるということであれば、そちらのほうをワイナリー形成事業でのワイナリーの位置づけとしてさせていただきたいということがございます。

3番（小宮山君） ワイナリーが若者による民間の会社が坂城町に生まれる予定だと。町としては広報の関係で携わっていくという、そういうことだと理解しました。

現在の試験圃場は、その若者たちにどういうふうに引き継がれるというか引き渡されるというか、払い下げというか、何とっていいかちょっとわからないですが、されるのでしょうか。

企画政策課長（柳澤君） 今後の試験圃場という部分でございますけれども、ワイナリーを創業するというメンバーの中に、現在試験圃場の運営管理をされている方がおられます。そういったところがおられますので、彼らの事業計画等を聞く中で、まだ具体的な交渉というものも、まだ地主さんとのちょっと交渉が全部調っておりませんので、ちょっと進められないわけでありまして、そういったところをお話し合いをしながら考えてまいりたいと思います。

3番（小宮山君） 若者たちの支援として地主さん云々のことはありますけれども、試験圃場に先ほどのあれをすると、ざっと見ても千万円以上はお金が投下されていると思われませんが、それを起業する若者たちへの支援ということで、試験圃場を無償で渡されるというお考えはおありかどうかお聞きします。

企画政策課長（柳澤君） 試験圃場につきましては苗木等の部分につきまして、町あるいは町の農業支援センターというようなところで費用負担をしているような状況がございます。そういった部分につきまして、一旦はどれくらいの資産があるのかというところを算定をいたしま

して考えてまいりたいと思います。

3番（小宮山君） 町が、こういう言い方はちょっと失礼かとも思うんですが、三セクというこの可能性からは方針転換された。先ほどの千曲市の議員さんの話も出しましたが、ほかのところではこれはやはり、町は手を引いたと、ワイナリーに関してですけどね。ワイナリー形成事業全体に関してじゃないですか。そういうふうに見られると思います。

私としては、その若者の実質的な支援ということで、現在の試験圃場は彼らにお渡ししていただきたいと、私個人は思っております。ワイナリー形成事業に関しては、そのことの要望。

それともう一つだけ済みません、あります。試験圃場は今言われたように、試験圃場はその任務を役割を果たして、民間のワイナリーも来年にはオープン予定だと。ただ、それにとどまらず、それ以上に大変な仕事があります。それは何かと申しますと、この「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中にありますが、先ほど町長さんもおっしゃられましたが、事業内容の一つにワイン用ブドウ産地化による耕作放棄地の解消と農業の活性化、町内事業者の参画、醸造機械の開発などによるワイン関連産業の創出と雇用の確保を図る、とあります。これこそが今後骨の折れる事業だと思います。この面での強力な事業推進を要望しまして、次のテーマに移ります。

国民健康保険のテーマです。28年度の重要なデータが大体出そろったと聞いています。ここでお聞きします。イ. 28年度特定健診の受診率と県内順位はどうになりましたか。また、年齢階層別の受診率も教えてください。その結果についてどう評価しているか、課題があればお答えください。

ロ. 28年度特定保健指導について、実施率と県内順位はどうになりましたか。また、具体的な対象人数と実施人数はどうでしたか。

ハ. 医療費については、3点に分けてお聞きします。

第1点、28年度の1人当たり医療費と県内順位は。第2点、当町全体の医療費の総額と65歳から74歳の高齢者の医療費の総額と医療費全体に占める割合はどのくらいですか。最後に医療費を抑える手だてについてはどうお考えかお聞きします。1回目の質問は以上です。

福祉健康課長（伊達君） 国民健康保険について、（イ）の特定健診についてから順次お答えをいたします。

まず、平成28年度の特定健診でございますけれども、受診率及び県内順位についてということで、これについては各市町村では10月に最終の実績値ということで県のほうに報告をし、現在はそれを受けて県から国へ報告を上げているという段階でございます。正式に公表されたものではありませんので、速報値という形で申し上げたいと思います。

当町の28年度特定健診受診率につきましては54.7%で、その前の年、平成27年度の受診率54.1%から0.6ポイント上昇ということで、県内順位は77市町村中24位。そ

の前の年の26位を上回ったという状況でございます。

次に年齢、階層別の受診率でございますけれども、5歳刻みの年齢階層でお答えをいたします。40歳から44歳までが33.1%、45歳から49歳までが35.8%、50歳から54歳が36%、55歳から59歳が34.1%、60歳から64歳が46.3%、65歳から69歳が62.4%、70歳から74歳が63.8%となっております。

当町の特定健診受診率目標は65%としており、これを達成するためには、それぞれの年代において受診率を上げることが必要だというふうに考えているところでございますけれども、特にこの結果からですね、60歳未満の年代については受診率がいずれも30%台と低い状況になっております。60歳未満の方の受診率を上げることが今後の課題ということになるかと考えております。

こうしたことから、当町では40歳の方には40歳スタート健診、また50歳の方には節目健診ということで健診料金の補助を行い、特定健診受診のきっかけづくり、また健康意識の啓発というところを図っているところでございます。

また、平日に受診できない方にも受診していただけるよう、集団健診では夜間健診、休日健診を取り入れ、受診しやすい健診体制づくりを実施するなど、健診の受診勧奨にも努めているところでございます。

次に、(ロ)の特定保健指導についてお答えいたします。

特定保健指導の平成28年度の状況でございます。こちらは対象者143人に対して122人の方に実施をしてございます。実施率は速報値として85.3%ということで、平成27年度の実施率79.7%から5.6ポイントの上昇、県内順位も19位から8位へと大きく上昇をしたところでございます。今後も特定健診の受診率、また特定保健指導の実施率の向上に向け特定健診の受診勧奨と町民の皆さんへの健康意識の啓発、また特定保健指導の対象者につきましては、定期的な面接・指導等を実施し、生活習慣の改善状況を確認しながら継続的な支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、(ハ)の医療費についてお答えいたします。

国民健康保険の1人当たり医療費に関しましては、10月に平成28年度の確定値が公表され、坂城町の国保1人当たり医療費は39万9,814円で、前年度に比べまして7,944円増加ということでございます。県内順位につきましては、27年度については高いほうから8番目でございますけれども、28年度は7位という状況になってございます。

次に、28年度国保の医療費総体という部分でお答えをいたします。国保医療費全体の総額では14億2,613万8千円となっております。このうち65歳から74歳までの高齢者に関する医療費は8億9,849万1千円ということで、全体の約63%ということになっております。

医療費を抑える手だてはという点についてご質問をいただきましたけれども、なかなか即効性のある具体的な方策を生み出すことが難しいというのが現状かと思っておりますけれども、ある程度の長い視点を持って、やはり特定健診あるいは特定保健指導といったものを適切に受診、または実施を粘り強くしていくという必要があると考えております。

28年度におきましては、医療費総額のうち生活習慣病または生活習慣病に起因する疾患の医療費が2割を超えているといったデータもございますので、生活習慣病の予防及び早期発見による重症化予防といったことを図っていくことが重要であると考えているところでございます。

病気の発見が進むことで、一時的には医療機関の受診あるいは医療費の増加ということも予想されますけれども、長期的には病気の治療などが進むことで症状が改善され、医療費の抑制が図られるものと考えているところでございます。

また、生活習慣病に起因する疾患に次いで、がんによる医療費も多いという状況になってございますので、各種がん検診の受診勧奨を行う中で早期発見・早期治療に結びつけることで医療費の抑制を進めてまいりたいと考えているところでございます。

3番（小宮山君） 40歳から60歳までの健診の受診率が30%台、それが課題だということで、私もそう思います。

それとですが、後期高齢者、私もその1人、後期じゃない、前期高齢者、私もその1人ですが、今年なりました。その医療費が65歳から74歳のその10歳のその年齢層、そこが坂城町の全医療費の63%を占めている。これはお聞きしてびっくりしました。ほとんど、ほとんどという語弊がありますが、高齢者が医療費をちょっと言葉は悪いですけども食っていると。そういうことであります。

それについてなんですが、ただびっくりしたのは私個人的経験でびっくりしたんですが、特定保健指導85.3%とすごい数字です。大躍進だと思います。ですが、特定保健指導のそれには動機づけ支援と積極的支援というのがあるというのは以前伺いましたが、65歳になった途端に、より手厚い支援である積極的支援がその対象から外れてしまったんですよね。64歳までは積極的支援を受けていました。健康状態は特に別段変わっていないんですけども、65歳になった途端、特定保健指導の積極的支援の対象からは外されました、私。私に限らず、65歳から74歳の方、皆さんですが。

これはちょっと保健センターの方に伺ったんですけども、何か厚生労働省の特定保健指導の実施ガイドラインにそうなっているということだったんですが、これだけ坂城町の医療費の中の63%は65歳から74歳の人たちが使っていると、そういうことを考えてみたら、もちろん健康問題はありますけれども、健康問題を医療費と絡めた場合には、その年代層に対する国のガイドラインにとらわれることのない積極的な働きかけが必要と思われませんが、その点に

ついてお伺いします。

福祉健康課長（伊達君） お答えいたします。まず、65歳から74歳の方の医療費が国保の医療費のうちの63%ということでございますけれども、この点だけを捉えて、それはすごいじゃないかということですが、そもそも65歳以上の方の国保加入者に占める割合というものがございますので、そちらのほうもお含みをいただきたいと思います。当町においては、これは27年度末のデータでありますけれども、県平均の42.9%というものに比べて、町は50.1%ということで、その部分がかかなり高いこともあるということをお含みいただきたいと思います。

それと積極的支援の関係でありますけれども、確におっしゃるとおりですね、これは厚生労働省令で決められている基準に沿ってやっているということでございますので、65歳未満の方が対象者ということになっています。

しかしながら、今おっしゃったように、やはり65歳以上の方でもですね、生活習慣病等重症化といった観点からは、これは当然持っていかなきゃいけないということでありますので、特定保健指導の判定値よりは少し高い値のところを判定基準を置いて、町でも重症化予防ということで必要な保健指導はやっているということでございますので、そういったことをご理解いただければと考えております。以上でございます。

3番（小宮山君） 国民健康保険の加入者に占める高齢者の割合が52.1%、非常に高いということは前、今年ずっとやってきたところでも存じております。だから医療費が高くなるのはやむを得ない部分もそれは確かにあると思うんですが、ただ、坂城町以上にその割合の高い辰野町でしたか、例えば辰野町ですけれども、その1人当たり医療費というのは坂城町と違って38、済みません、終わります。また失礼しました。

議長（塩野入君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時30分～再開 午後 2時40分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

次に、11番 中嶋登君の質問を許します。

11番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

せんだって町長よりお誘いといいましゅうかお知らせをいただいた、はつらつ健康講演会に参加をさせていただきました。私も3月議会において国保の医療費は1人当たり39万9,814円で、県下で高いほうから7番目であり、後期高齢者医療費は89万2,481円で、高いほうから5番目ということで、まさにワースト入りであり、これから団塊の世代が高齢化を迎える前に、団塊の世代は私らの世代でございます。迎える前に次善策を考えなければ国保がパンクをしてしまうおそれがあるとの思いで、町で行う健康診断の項目にピロリ菌検査

を加えるとともに、ピロリ菌検査を無料にするようご提案をいたしました。そんな一般質問をしており、ピロリ菌は私のまさに関心事でありました。

そんな折、今回の講演会はタイムリーなことに、演題は「ピロリ菌と胃がん」でありました。講師は長野県立信州医療センター、これはもと須坂病院であります。副院長の赤松先生でありました。講演内容はピロリ菌に関するお話を詳細に、また専門的なこと、専門的な事例なども含めたお話でありましたが、私がびっくりしたのは、生まれたときから水道水を飲んでいる世代はピロリ菌はいないとの認識でありました。これは私の認識でありましたが。50代以上の世代で水道がなく、井戸水を飲んだ世代だけかと私は思っておりました。まさか小中学生の子供たちにピロリ菌が感染しているとは思っていませんでした。それでは、質問に入らせていただきます。

①胃がんの原因ピロリ菌について

(イ) ピロリ菌検査を

先ほどの話ではありませんが、井戸水を飲んだ世代は約9割ピロリ菌がいて、胃がんの解剖をすると100%ピロリ菌がいると言われております。先ほど同僚議員であります小宮山君、それから昨日だったかな、同じく同僚議員であります滝沢君もこのことは憂えて、国保の関係であるとか後期高齢、いろいろこれから大変だよというようなお話が噴き出しておるわけです、議員の中ではね。そういう部分を考えてですね、国保のこの医療費を抑制していくためにも、町で行うこの健康診断でピロリ菌検査の項目を加えるとともに、無料にできないかをお尋ねをするものであります。

(ロ) 中学生に集団検診を

千曲医師会が中学生、高校生向けにすばらしい啓蒙のためのパンフレットを作成しております。これはこんな格好でね、テレビに映るようにちょっと。すばらしいパンフレットができております。これの一部を紹介させていただきますと、今申し上げましたように千曲医師会より中学生、高校生の皆様へということで、これは平成29年の10月、刷り立てです。それがその講演会のときに配られておりました。ちょっと一部紹介しますと、なかなかこれはいいことが書いてございます。

「千曲市、坂城町の子供たちの将来へ。未来に向けた胃がん予防プロジェクト。中学生・高校生の皆さん、胃がんという病気を知っていますか？とても怖いがんの一つです。でも、最近胃がんの原因はピロリ菌であることが分かってきました。つまり、ピロリ菌を退治すれば、胃がん対策になるということです。今の中学生・高校生がピロリ菌に感染している割合は約5%といわれており、またピロリ菌に感染している人が一生のうち胃がんになる確率は15%との統計の資料があります。ですから、今、千曲市・坂城町の中学生と高校生約4,000人の友達がいるわけですが、その内約200人がピロリ菌に感染していて、その内15%の約30人

が大人になって、胃がんにかかってしまい、その内12人が胃がんで命を落としてしまう計算です。でも、若いうち、特に10代でピロリ菌を退治してしまうとほとんど胃がんにならないことが分かってきました。また、将来生まれてくるであろう君たちの子どもへのピロリ菌感染を未然に予防することができ、将来にわたり、この市や町から胃がんを予防できることにつながります。医師会では、中学生や高校生にピロリ菌検診を受けてもらい、そして除菌治療を行い、胃がんを予防しようということを考えています。」

これは注意書きもありまして、「学校の先生やPTAの皆さんと協力してぜひ実現したいものです。」ということが、このすばらしいパンフレットに書いてございます。そして千曲医師会の先生より、町で中学生の集団検診を行うよう提言なされておりました。

私も講演会の後、医師と名刺交換をするとともに一般質問をすると約束をし、今日の質問となったわけでありまして。そして、医師よりよろしく、集団検診ができるようお願いをいたしますと、そう私は言われましたので、任せなさいということで今日の質問に至ったわけでありまして。でありますので、これは私が先ほども言いましたように、3月議会でも既にやっているんです、私はね。それは9割だといった大人の世界の話でございました。

とにかくショックを受けたのは何度も言っていけません、井戸水世代、我々の世代だけだと思っていたら、きれいな水道水を飲んだ子供たちの中にもいるんだよということを、このお医者様に教えられまして、おやおやこれはえらいことだぞと。これは坂城町の安心・安全、町長がよく言っています安心・安全にちょっと外れておるなど。ましてや私はよく言いますが、命にかかわることでございます。でありますので、もちろんお医者様にもそんなアドバイスを受けたわけでございますが、それだけでなく私はもう前からピロリ菌にはちょっとこれはきちっとしていかなきゃいけないぞと。胃がんになった人をとにかく解剖をしてみれば、100%ピロリ菌がいるというんですからね。これもびっくりしたんですが、これはもう間違いないということでございますので、中学生になったら、これはもう1年生になったときに3小学校集まりますので、そこでお医者さんに行ってくださいですね、集団検診を行うべきであると私は思いますが、その部分をお尋ねをいたします。以上であります。

町長（山村君） ただいま中嶋議員さんから、1としまして胃がんの原因ピロリ菌についてというところでご質問を受けました。先日11月25日ですけれども、坂城町の文化センターで開催しましたはつらつ健康講演会で、赤松先生からピロリ菌と胃がんについてお話を伺いました。そのときにもいろいろ非常に細かくご説明していただいて、私も大いに勉強したわけでありまして。

また、このピロリ菌を除菌することは重要だけれども、除菌するときに抗生物質を使うために、大きな副作用が出る可能性があるということで、いろいろスライドで全身皮膚病になってしまった中学校の女の子の写真もありました。そういうことを踏まえまして、坂城町の当面の

対応について述べさせていただきます。

まず（イ）のピロリ菌検査をについてでございます。胃がんにつきましては、国立がん研究センターによると多くのリスク要因が指摘されており、中でも塩分の多い食事のとり過ぎや野菜、果物の摂取不足などの食生活、喫煙などの生活習慣、ストレスといったもののほか、ピロリ菌の感染などが発症リスクを高めると言われております。

このうちピロリ菌につきましては、主にまだ免疫力が弱い幼児期にピロリ菌が混入している水や食べ物、または家族間の唾液などから感染すると言われており、感染率は中高年では高く、若年層では近年の衛生環境の向上もあり低下傾向にあると言われております。

ピロリ菌が胃の粘膜に感染すると表層に胃炎が起こり、胃炎によって粘膜が徐々に萎縮していき、この炎症が長い間持続することにより、胃がんを引き起こしやすい状態をつくり出すと考えられております。

ピロリ菌に感染されている方のうち、生涯を通じて胃がんを発症される方はおよそ15%と言われており、感染者の全員が胃がんを発症するわけではありませんし、発症にはいろいろなリスク要因があることから、ピロリ菌の除菌を行った場合でも胃がんにならないということではありません。

また、ピロリ菌検査につきましては、平成25年から慢性胃炎などの症状のある場合は保険診療の適用となっており、検査の結果、ピロリ菌に感染されている場合には除菌治療も保険診療により行われております。

ご質問のピロリ菌検査を町で実施する健康診査の項目に加えることができないかということでございますが、町で行っております健康診査及び各種がん検診を委託しております長野県厚生農業協同組合連合会、長野県厚生連ですね、健康管理センター及び長野県健康づくり事業団が行える健康診断等においては、ピロリ菌検査を単独で行う検査項目がないのが実情でございます。

これにかわるものとしましては、胃がんのリスク検査というピロリ菌に対する抗体と胃炎などの萎縮の度合いを調べ、将来の胃がんの発症リスクを検査するものがございますが、この検査はあくまでもリスクを調べるもので、胃がんを発見できるものではありませんので、胃がんを早期発見するために実施しております胃がん検診を多くの皆さんに受診していただき、早期発見、早期治療につながるよう、引き続き受診勧奨に努めてまいりたいと考えております。

また続きまして、（ロ）の中学生に集団検診をについてお答えいたします。先ほど申し上げました、先月25日に埴科地域包括医療協議会の主催で行われましたはつらつ健康講演会において、長野県立信州医療センターの赤松泰次副院長より「ピロリ菌と胃がん」と題して講演をいただきました。

ピロリ菌への感染は、先ほど申し上げましたように、ピロリ菌が混入している水などから感

染されるとされており、現在は上下水道が整備されたことにより、年代によって感染率は異なり、若年層でのピロリ菌の保菌者は減少していると言われております。

しかしながら、先ほどもお話がありましたけれども、ご講演の中でも平成19年度から赤松先生が行っている県内の高校1年生400人を対象としたピロリ菌検査及び除菌の検査結果から、若年層においても3.8%のピロリ菌の感染者がおり、ピロリ菌の除菌は有効であるとおっしゃっておられた一方、除菌を行うための抗生物質などによるアレルギー症状や下痢、嘔吐などの副作用や薬剤に対する耐性率が成人に比べて高いことについてもあわせて指摘されておられました。

また、日本小児栄養消化器肝臓学会が改訂を進めている「小児期ヘリコバクター・ピロリ感染症の診断、治療及び管理指針2017」には、子供への胃がん予防を実際に証明した根拠がないことを理由に、除菌療法の実施には問題があるとして、「現状では推奨することはできない」とされる予定であり、医師の中でも除菌治療のさまざまな意見があるとお聞きしております。

ピロリ菌検査は検査自体が目的ではなく、将来の胃がん予防のため、ピロリ菌陽性者に対し除菌を行うことを目的としています。特に多感な時期にある中学生に対しての検査実施においては、心身に及ぼす影響にも配慮することが重要で、集団検診でのピロリ菌検査の実施につきましては、除菌療法に対する医療的な見地からの統一的な方向性や国・県などの動向を見きわめながら、慎重に検討する必要があると考えているところでございます。

先ほども千曲、坂城の子供たちに向けてのパンフレットがありましたけれども、先生方とも相談してですね、適切な判断をしていかなきゃいけないというふうに思っております。

11番（中嶋君） 町長いろいろ今お答えをいただいたわけですが、当然あれです、子供たちの部分、またもちろん大人もそうですが、慎重にやっぱりこれは私もやっていかなければいけないとは思っております。ただ、これはあれです、副作用論を言うと、やっぱりこれ医者は見解が分かれるんですよ、どんな場合でも。私も一時期薬品関係に携わっていた時代がございましたので、ドクターと私はよくそんな話をしたことがあるんですが。

例えば風邪薬、腹痛の薬、頭痛薬、これはもうまさに一般の薬で、どこでも買えるような薬なんですけど、ただこういう薬もやはり全国的なところでデータ的に調べると、必ず1年に2人や3人は死んでいるわけです。風邪薬を飲んで死んじゃったなんて皆さんびっくりするかもしれませんが、腹痛のお薬を飲んで死んじゃった、ちょっと頭が痛いから頭痛薬を飲んだら死んじゃったということも、これは副作用として必ずあるんです。ゼロではありません。ただ、それが表へ出てくるかどうかという部分もあります。

それから今申し上げましたように、これもこの場所で私は町長にも協力していただいて何度もやった例のあれです。子供たちを守るための3ワクチン、あれは肺炎球菌であるとか、それ

から小児用の肺炎球菌ですね。それからあとは、あれはよかったなと思っているのはあれですね、子宮頸がんのやつだけは、あれも皆さんもうご存じのとおり、最初はまだ先進国がみんなやっているから日本は何をおくれているんだと。みんな子供たち、しかも不思議な話ですが、子宮頸がんがこの時代やたら増えてきましたね、昔と比べると。それでもって私はもう中沢町長のころから早くやれ早くやれ、ただにしろ、早くしろ、子供を守れなんて言って、ずっとやった中にはあった。

そうしたら突然日本中のことでありますから、いよいよ国もやらなきゃいけないぞなんていうようなことで、もちろん坂城町は私は立派だと思っています。当時、駒ヶ根市が長野県で一番真っ先にやって、その次は坂城町だったと思います。中沢町長の決断がございまして、それから山村町政になっても、例えば3. 1 1で私が心配したのは、日本中あそこへ金を持っていかなきゃいけないから、国からそんな金はないぞと言ったら、坂城町の子供たちは大事だから、町長あときは立派でしたよ。やろうじゃないかと、もう町で金を出すぞと、そんな流れもあったわけです。そうしたら、今申しあげましたように突然降って湧いたごとくで、やっぱり日本中の子供たちがあれしたら、何人か副作用が出てきてしまったと。

この間もちょっとまた保健センター所長にちょっとお尋ね申しあげましたら、坂城町はもうほとんど子宮頸がんの予防接種はおやりになっていないと。これもまた少し角度を変えてみると弱ったことだぞと。もう少しフィードバックして私の話を巻き戻してもらえば、先進国の中で、また子供たちの子宮頸がんが何というの、がんがうんと増えてきちゃうんじゃないかと、子供の。何かこれも困ったなと。でも事実は事実です。

あの当時もざっくりやりましたが、中沢町長に頑張ってください、たしか2千人ぐらいの女の子たちに坂城町はやったと思うんです。私はあときも私は言い出しっぺだから責任があったんですよね。1人でも足が何かうまく動かなくなっちゃったなんて子がいたら困ったなと思ったんですが、安心しました。坂城町は今のあれです、副作用がゼロだったんですよね、1人もいなかった。だからある意味、そこの子供たちの部分の子宮頸がんは100%はありませんがね、それでも99%ぐらいの子供たちは、私は町長たちと一緒にここでもって私らが議論して、それでやったことは私は正解だったなと、えらい守ったぞと。ただ、継続していかなかったのは、これがそうなんです。

それをですね、今のピロリ菌に当てはめると、これはあれです、この間の千曲医師会でやっていただいたやつを勉強させてもらえれば、やっぱり副作用で何といたしますか、あれですか、発疹みたいなものができちゃったとか、それから食べるときに食べ物がまずいか、しょっぱいか何かわからなくなっちゃったとかというような部分もあったようでございます。そういうようなことを考えると、やっぱり私に言わせれば、副作用のない薬なんかはほとんどないと。

これも昔の話ですが、ドクターとお話ししたときに、がんのお話がありましてね、がんに

なっちゃって、このがん、何とかこの患者を助けたいと。そうしたらどういうことでしたら、家中みんな呼んで、このがんによく効く薬なんだけど、両目が見えなくなるよと。それでもいいかいと。これが副作用だった。でもやっぱり、うちのじいちゃんが亡くなるということを考えれば、目がそういう見えなくなったとしても、ひとつ先生助けておくれやと。それで、今の薬を処方したなんていうような時代もありました。今はそんなあれはないんでしょうけれども、私の話というのは、もう若いころ薬品関係を扱ったころは、もう今から三十五、六年前の話でございますが、そんなような部分もありました。

だから、そういう部分を考えてあれです、どんな病気でも今の薬、注射、そういうものも副作用はあるものです。やはり私に言わせれば、副作用はあるけれども、ちょっとこれは100%というのは神様じゃないもんで人間というのは、やっぱり。だから90%から99%のところでもってきて、私らが小さいころはペニシリンなんていうものができてね、あのペニシリンででかく助かったんです、人間が。その延長線上にいろんなお薬が副作用があったんだけれども出てきて、私らが今はもう100年生きようという時代になってきていますよね、これ。80生きて亡くなっちゃったら、ああもったいないななんていうような時代になりましたよね。少なくとも90を超えたら、まあしょうがないかと。100ぐらいいったらよかったなと。というのは皆さん、やっぱり私に言わせればお医者さんたちが一生懸命努力をなされてですね、いろんな薬を開発して、達者に長生きできるようにというところでのご努力だったと私は思うものであります。

ですから、今申し上げましたように、このピロリ菌もいよいよ千曲医師会の先生方が本気になって、これ子供たちみんな読んでいると思うんですよね。そのときにやっぱり我々大人の責任としてですね、ましてや私は町会議員でありますよ。これはもう一にも二にもやはり坂城町の子供たちの命を守ってあげるなんてことは、これは大人の責任。自分自身に言わせれば俺の責任だと思っています。だからやろうじゃないかと、こう思っておるわけであります。

ただ、町長も最後に一言ね、慎重に考えようと言っていただけだったので、私は再質問いたしません。そこを町長はよく肝に銘じてですね、ご自分でよく考えて。もちろん町長、私は知っていますよ。今のアンテナの高い方でありますから。東京からも世界中にお友達がいて、ドクターも山ほどいると私は思います。そういうところで精査する中で、ある程度批准といいましょうか、てんびんにかけてね、ピロリ菌は俺の町でやったほうがいと、こんなようなお気持ちになるようでしたら、もう町長、私は期限は定めませんが、言うなれば最後に一言言っておきますが、明日やれなんてことは言いませんが、できるだけ早くですね、その決断を町長にさせていただいて、坂城町の子供たちの命を守っていただきたい。ここを私はきちっと強調しておきたいと思いますが、よろしく願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

②国土調査について

(イ) 町内の進捗状況は

日本中がバブルで土地が上がり、土地神話が生まれたころ、これは昭和57年より南条の鼠地区から国土調査を我が坂城町は始めました。ざっくり35年ぐらいたっておるわけですが、この実情をお尋ねいたします。

(ロ) といたしまして、筆界未定地はということであります。

最近ニュースになっている全国で誰の土地かわからない土地、これは相続のときに土地登記がなされていない土地かと思いますが、全国の土地を合わせると何と九州と同じ面積となり、この後、四、五年たつと北海道と同じぐらいになるとも言われております。そして今、大変な社会問題となっております。

筆界未定地は近隣トラブルで土地登記が済んでいないところでわからない、これは私に言わせればわからない土地になる予備軍であると思っております。でありますので、坂城町には筆界未定地になっておるところは何カ所ぐらいあるかお聞きをしておきたいと思っております。

それから国調、今申し上げましたように国調が始まってから35年たって、私に言わせると世代交代が始まってきておると思いますが、35年たっておりますのでね。どういうことかという、もう土地神話も消えてきております。というのは、当時は先祖伝来の土地で、これは大事だと。じいやんたちが達者のころはよく言っていました。米をつくる大事な土地だぞというようなことを言っておったんですが、35年もたつてくると、それこそ今のあれですか、インター先線なんかで私のうちも少しひっかかるんですが、中之条の大事なまさに先祖伝来の土地である田んぼでございますよ。これがもうそれこそ35年も前だったら、もう大反対運動。とんでもない話だと。

それが今の時代になってくると、もうそれこそ皆さんお勤めになっちゃっている人が多いから、先ほど一般質問の中でもありましたが、農業をやめていっちゃう人が何人もいるような時代になってきていますと。不思議な話をしますが、土地の執着が少しずつ少しずつ何というか離れますというかね、先祖伝来で俺ら父やん、じいやんがいるころは本気だったなんていうのは、若者たちに言わせたら、買ってもらえたら買ってもらっちゃったほうがいいわなど。買って食べてるわいなんて、百姓やりながらね、百姓が米を買って食べているなんて、そんなような時代になってきてしまったと。

という、と、どういうことかという、今、私に言わせれば土地神話が消えて、筆界未定地を私はなくすチャンスだと思っているんです。じいやんたちが境でもって争って、線を引っ張っていないところが、じいやんたちがもう亡くなってしまっただけで世代交代してきたら、俺はどうでもいいわい。買ってくれれば、買ってもらったほうがいいわい。昔1坪5万もするところが今は幾らだといったら、下手すりゃ1万割るぜなんていって。それでも俺は買ってもらったほうが

いいわいと。俺は工場へ勤めているから百姓なんかやらないわいなんて言って、そういう時代になってきているんですよ。

私に言わせるといいチャンス。それを今のあれです、できれば町のほうから何かいい知恵を絞っていただいてね、それで筆界未定地をなくしていただければいい、タイミング的にいい時期かなと思っております。そんなところをちょっとお尋ね申し上げます。

それから、これは（ハ）としてですね、今後の予定はということです。

これは国調の話でございます。これは大分国調がおくれているとは思いますが、全町、さっき言った南条から始まっておるわけですが、全町調査が終了するのは、大体町としてはいつごろを予定しておるのかもお尋ねをしたいと思います。以上でございます。

建設課長（宮嶋君） 国土調査について、イ．町内の進捗状況はのご質問から順次お答えいたします。

現在、土地の位置や形状等を示す図面として、法務局に備えつけられた地図、公図でございますが、この公図の多くは明治時代初期につくられたものをもとにしているため、国土調査が完了していない地域では、土地の境界や形状、面積などが現実と異なっている場合も多く、大切な財産である土地に関してさまざまな支障が生じている現状があります。

このため地籍を明確化し、土地所有者の権利保護を図り、土地利用を円滑に行えるようにすることを目的に、国土調査法に基づく地籍調査を実施するものでございます。

調査は、公図や地籍測量図をもとに立ち会いのもと現地境界を確認し、新たに測量を行い、現地に即したより正確な図面を作成し、土地所有者による閲覧を経まして、新たな公図として法務局へ登記を行っております。

坂城町の国土調査の実施状況につきましては、昭和57年度から南条地区の鼠区から事業を開始いたしました。平成2年度からは中之条地区を実施し、平成5年度から坂城地区の戊久保、四ツ屋区を実施しまして、平成8年度から村上地区の小網区、平成11年度からは坂城地区の荊屋原区、平成12年度から村上地区の網掛区、平成17年度から再び坂城地区の四ツ屋区に戻り、平成29年度は坂城6区といたしまして、田町、四ツ屋区の山王通りから旧道までの区間を実施しております。

国土調査の進捗状況につきましては、町全体の実施計画面積12.52km²のうち7.8km²が登記済みとなっており、約62.3%の進捗状況となっております。

続きまして、ロ．筆界未定地はのご質問でございますが、筆界未定地は国土調査の調査期間中に境界確認のための立ち会いを計画的に行っていますが、どうしても土地所有者双方の了解が得られず、お互いの境界が確定できていない状況となった場合に、境界が未定のまま処理されてしまった土地のことでございまして、現在、南条地区で8カ所、31筆。中之条地区で5カ所、26筆。坂城地区で4カ所、20筆。村上地区で1カ所、2筆となっており、全体で

は18カ所となっている状況でございます。

これら、筆界未定地が発生する主な原因につきましては、相続した宅地や農地等について、隣接する土地所有者同士が先祖から聞いている境界の位置が相違していたり、境界に植えた樹木等がなくなってしまったり、太くなり境界がわからなくなるなど、以前から何らかの形で境界トラブル等が発生している土地や現地で調査を行った際に土地所有者に立ち会ってもらえなかった場合などがあります。

また、まれに国土調査で境界立ち合いをして測量した結果が台帳面積より少なくなり、土地所有者が納得できないといったケースもございます。

国土調査の結果、筆界未定地になった土地については所有者の権利は残りますが、原則として分筆、合筆ができない、地籍更正、地目変更ができない、売買や抵当権の設定などが非常に難しくなるなど、事実上動かせない土地となってしまいます。

町では、国土調査を実施する際の地元説明会におきまして、土地所有者の皆様には筆界未定地になってしまうと、土地の売買や分筆、合筆ができなくなること、また調査完了後に土地所有者の合意により境界が確定いたしましても、登記については個人の費用負担で土地家屋調査士に依頼し、測量、分筆、登記手続を行っていただくことになるなど、不利益になることなどについても十分説明を行い、さらに最終確認をいただく閲覧の際にも、筆界未定地となった経過などをご説明し、ご納得いただく中で登記事務を進めております。

町といたしましても、国、県の補助金を得て実施している事業でありますので、できるだけ筆界未定地とならないように、境界確定のための立ち合いの機会につきましても、十分に土地所有者に連絡をとり調整を行うなど、調査期間内で解消のための努力を行っております。

筆界未定地を解消するためには、土地所有者間で境界の決定後測量して、法務局へ地図訂正と地籍更正を申請することとなりますので、隣接される所有者と協力して、当事者同士で登記手続をしなければなりません。

そのためには、隣接する土地所有者の方へ境界立ち合いの依頼や、その日程の調整をしたり、専門業者による調査や測量の委託、登記手数料といった経費等の個人負担が生じてまいります。

町の対応はということでございますが、筆界未定地の解消に向けての相談等がある場合につきましては、建設課管理係窓口にて対応しておりますので、町広報やホームページなどでお知らせをしてみたいと考えております。

続きまして、ハ. 今後の予定はのご質問でございますが、今後、国土調査を実施する地区は、坂城地区で完了している戊久保、苜屋原、四ツ屋区の一部以外の地区と、村上地区の月見、上平、上五明、網掛区の一部となり、面積は約4.7km²でございます。

今後実施する面積を単純に現在のペース、約0.15km²ということで実施してまいりますと、あと32年余りかかることとなります。

来年度からは御所沢区を実施していく予定でございますが、一日も早く全町の国土調査が完了できるよう、国、県の補助を活用する中で、計画的に実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

11番（中嶋君） 筆界未定地の数字が出たわけですが、これは多いと捉えるか少ないと捉えるかいろいろお考えがあるでしょうが、私としては結構あるんだな、残念だなと思っております。

ただ今、課長より懇切丁寧にですね、いろいろ教えていただきましたので、よくわかりました。ご苦勞なされているなど。これは国も県もいいかげんでね、今まで30年もかかって半分ちょっとぐらいしか進んでいないということで私もちょっと今立腹しております。

あと課長にお尋ね申し上げれば、32年かかっちゃうと。これはとんでもない話だ、本来ね。差別という言葉は余り使いたくないけれども、今のあれですよ、鼠の、南条、中之条、これからやる坂城町のところが32年なんてえらいことだ、これね、本当は。それも国や県が金を出してくれなけりゃ、坂城町でやるというわけにいかないですから、これは当然。よくわかりました、そのからくりが。

ただ、さっきも言ったように、この土地神話が消えちゃっているから、またこれね。そんな流れもあると思います。これ土地神話、それこそあれですよ、1cmでも違っちゃったらとんでもないなんて時代があったですからね。今のさっきの話じゃないけど、のり下、のり上でもってけんかしたなんてことがしょっちゅうありました、坂城町中に。

そういう中で考えると、さっき私が申し上げましたように土地神話が消えて、それでもってできれば俺は畑なんか要らないわと。田んぼなんかやったって、もうかりゃしないから、今の工場へ勤めていたほうがよっぽど銭になるんだから、そんなものやりたかないと。それで今、土日やっと休みになったと思ったら、そのときに農業やってよくよく嫌だわいななんていうような人たちが増えてきているから、こんなことでね。

本来これはあれですよ。今のじいちゃんたちが生きていころだったら、でか騒ぎですよ、坂城町中。30年かかるなんておかしいじゃないかというのが、これトータルだと60年かからなけりゃ坂城町中は、今の平衡を保てないよ。こっちきりいい思いをして、俺らのところは、60年もたってからだなんて話ですよ。

それこそ私らはひどい目に遭っても、皆さんあれですよ。私も何度もやったけど下水道も同じだ。下水道だって、下のほうからやってこなけりゃしようがないなんていってね。だから、ここでもって中沢町長はどのくらいいじめられたか。鼠のもんちに。何をやっているだ、早くやれなんていって。今の下水道をね。いい流れになってきて、やっと下水道のほうは見えてまいりましたので、もう今そんなことを言う鼠の人たちはいません。よかったと思って、早く来ればいいなと思っています。

ただし、今のあれです、国調の関係はそういうような部分を考えれば、まあまあそこそこ

んなものかと思いますが、ただ、そうは言いましてもね、早くやるようなご努力だけはしてくださいや。そこだけしか私も言いようがない。私らは多少知っている国会議員もいますのでね、それから県議員もいますので、彼らには私は個人的にはこの話をしますよ。国もいいかげんだぞと。おまえら何をやっているんだと。それを私は言おうと思っております、それは。

ただ、町の内情がよくわかりました。今、課長にいろいろなお知らせをいただきましてね。ましていにご答弁いただきましたので、よくわかりました。

ただ、筆界未定地の部分だけは何カ所かあったようですが、これは今、課長もおっしゃっておりますが、広報でお知らせをしていくとか、ホームページでお知らせをしていくとか、ここはよろしく頼みますよ、このところは。じいちゃんたちがやったようなところだからね、実際あれですよ、どんなふうになっているかなんて、あれですよ。いろいろ私も幾つか調べたんですが、隣の人が線を引っ張ってなくて真っ白になっているんですよ。例えば番地が1番から8番まであれば、こことこことこの1番、2番、3番は俺の土地で、4番、5番が隣で、6番、7番が何ていうように書いてあるのが普通のところですが、真っ白になっていて、その真っ白の一番上から1、2、3、4、5、6、7、8と書いてありますよね。これは何だっっていったら、誰の土地でもないし、今、課長がおっしゃったように売りたいといっても売れないし、それから場合によっては、3番目の息子がやっとなりに帰ってきたから、あそこの畑を農転かけて、うちを建ててあげたいわなんていうのも、これもできない。えらいことだなど。

だから、さっき今申し上げましたのは、国調のところはともかくといたしまして、お願いしておきたいことは広報へ1回載せたからいいかわいと。ホームページへ今月載せたからいいかわいじゃなくて、少なくとも3年ぐらいかけてですね、いろんなところで、こういうところを今の若い人たちに教えてあげて、おいの家のところはじいちゃんたちいろいろ何があったか知らないが、筆界未定になっているぞと。これが行く行くはさっき私が申し上げましたように、どこのうちの土地だかわからなくなっちゃうぞと。自分たちでもって隣のうちと仲よくして、線を引っ張っていけよと。これは町でやってあげなきゃ私はいけないと思う。ほったらかしちゃいけません。ぜひやっていただきたいと思います。

また私あれですよ。また何年か後に、ここの場に立つ状況であれば、これをまたやりますよ。どうなったと。減っていなかったら、多少またあれですよ。また辛口なことを私は言うかもしれませんので、その辺は心しておいていただきたく思います。とにかく早目にひとつ筆界未定、お願いをしておいてですね、第2質問はよろしゅうございます。そこを肝に銘じておいて、課長いただきたい。

そういうことであれです。今回は二つの一般質問をしたわけですが、まとめではありませんが、一言言わせていただきます。

さて、今年も年賀状を書く季節となり、振り返ってみると今年一番のニュースは、国内外に

おいても我が坂城町においても、私は北朝鮮の核ミサイル問題であったと思っております。来年はJアラートが鳴らない年にしたいものですね。

うれしいニュースでは、ノーベル平和賞がカナダ在住の被爆者であるサーロー節子さん、それから長野県人でございます藤森事務局次長も名を連ねる国際的NGOの連合体である核兵器廃絶国際キャンペーン、何か英語はこれは町長にまた聞かなきゃわからないんですが、私なりにローマ字読みをすれば、ICANですかね、この団体は。ここが受賞したということであります。とても私は日本人としてうれしく思っております。

そして、この全地球の平和を考えると、核保有国、そして核の傘に入る我々日本もそうでございますが、この国々が一刻も早く核禁止条約に加盟してですね、来年こそ核廃絶元年となつて、人類、地球の存続を守りたいものであります。

最後に世界平和を願い、昭和60年9月27日に非核平和宣言をした坂城町より愛を込めて。トランプさん、金正恩さん、習近平さん、プーチンさん、そして安倍さんと、世界の指導者に一句添えます。

指導者よ地球にまなべよ丸くなる 指導者よ地球にまなべよ丸くなる

これで今年最後の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（塩野入君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日13日は、午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時26分)

1 2 月 1 3 日 本 会 議 再 開 (第 4 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 塩野入 猛 君 | 8 番議員 | 塩 入 弘 文 君 |
| 2 〃 | 西 沢 悦 子 君 | 9 〃 | 塚 田 正 平 君 |
| 3 〃 | 小宮山 定 彦 君 | 10 〃 | 山 崎 正 志 君 |
| 4 〃 | 朝 倉 国 勝 君 | 11 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 5 〃 | 柳 沢 収 君 | 12 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 6 〃 | 滝 沢 幸 映 君 | 13 〃 | 入 日 時 子 君 |
| 7 〃 | 吉川 まゆみ 君 | 14 〃 | 塚 田 忠 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者 | 塚 田 陽 一 君 |
| 総 務 課 長 | 青 木 知 之 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 崎 金 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 保 育 園 振 興 幹 | 小宮山 浩 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 大 井 裕 君 |
| 建 設 課 長 | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 池 上 浩 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 関 貞 巳 君 |
| 総 務 係 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 堀 内 弘 達 君 |
| 財 政 係 長 | 長 崎 麻 子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 白 井 洋 一 君 |
| 議 会 書 記 | 竹 内 優 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 勉強しやすい環境づくりをほか | 入日 時子 議員 |
| (2) どの子にも学力と生きる力をほか | 塩入 弘文 議員 |
| (3) 明るいまちにほか | 柳沢 収 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塩野入君） おはようございます。ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、本日小学生の傍聴について申し出があり、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（塩野入君） 初めに13番 入日時子さんの質問を許します。

13番（入日さん） おはようございます。今日は村上小学校の6年生が、議会の傍聴に来てくれました。町の行政や議会の様子を勉強し、将来町長や議員、職員などになって坂城町のために活躍してほしいと思います。私もできる限りわかりやすい言葉で質問したいと思います。

12月議会は、来年度の予算編成の時期なので、来年度予算に盛り込んでもらいたい施策を取り上げました。

1. 勉強しやすい環境づくりを

イ. 小中学校の教室にクーラーを

平成22年9月議会で、私は保育園、学校の暑さ対策の一般質問をしました。そのときは、村上保育園は1歳児の保育室だけ、坂城保育園は未満児室と年長児室しかクーラーがありませんでした。夏は30度を超す真夏日もあり、とてもお昼寝などできないし、熱中症になったらどうするのかとただしました。その後、山村町長になり、子供たちを思いやる町長の決断と、保育士さんたちの強い要望もあり、今では全ての保育室にクーラーが入りました。そのとき、小学校と中学校のクーラーの設置についても質問しました。そのときの答弁は、クーラー設置率は平成20年度の調査で、長野県の小学校は3%、中学校は2%未満だし、夏の一番暑い時期は休みにしているとのことでした。平成23年9月の議会でも小中学校の設備について質問し、3小学校とも、パソコン室と音楽室しかクーラーはついていませんでした。保健室にはついていないので、ぐあいが悪くなって保健室に行くのに、夏の暑い時期にクーラーがなければ余計にぐあい悪くなると質問し、その後、町長初め担当課の努力で、保健室にクーラーが入り

ました。中学校は保健室とパソコン室しかなく、音楽室には高価な楽器が置いてあるのにクーラーがなくてよいのかとただし、その後すぐクーラーがつけました。今回初めてエアコンの設置状況を確認したところ、新築した南条小学校は校長室、事務室、職員室、保健室、図書室、パソコン室、音楽室、会議室、放送室、外国語教室にクーラーがついていました。坂城小学校、村上小学校は23年の質問以後、保健室、図書室にクーラーがつけました。中学校は図書室、音楽室に入りました。

地球温暖化の影響か異常気象が続いています。今年は梅雨明けから長雨が続き、例年より猛暑日は少なかった気がします。坂城町は気象庁のデータがないので、上田市のデータで今年の気温を調べてみました。土日や5月の連休、夏休みの期間を抜かした登校日の夏日以上の日数です。ご承知と思いますが、夏日は25度以上、真夏日は30度以上、猛暑日は35度以上です。5月は夏日が8日、真夏日が3日、6月は夏日が10日、真夏日が3日、猛暑日が1日でした。7月は夏日が2日、真夏日が8日、猛暑日が4日、8月は夏日が5日、真夏日が5日、9月は夏日が15日、10月は夏日が3日ありました。長雨が続き今年でさえ、30度を超す日が19日もありました。しかも夏休みや土日を除いたデータです。ちなみに2016年は30度以上の真夏日が53日、2015年は真夏日が42日、35度以上の猛暑日が11日ありました。以上のデータを見ると、今までの答弁のように、夏休みがあるからでは済まされなれないと思います。35度以上の暑さの中で、子供たちは勉強に集中できるでしょうか。夏の季節、子供たちは水筒を持って汗びしょりかいて下校してきます。国の学校環境衛生基準では、教室の温度は10度以上30度以下が望ましいとあります。今日は村上小学校の6年生も傍聴に来ています。子供たちが勉強しやすい環境をぜひつくってほしいと思います。教室にクーラーの設置ができないか、子供たちを大切に思う町長の答弁を求めます。

教育文化課長（宮下君） 小中学校の教室にクーラーをについてお答えいたします。町では町の第5次長期総合計画に基づき策定した教育大綱により、生きる力や感性豊かな子供を育むため、さまざまな施策を展開しております。施設、設備面におきましても、南条小学校の改築を初め、小中学校体育館の耐震改修、プールの改修など、計画的に整備を行っているところであります。小中学校の普通教室にクーラーの設置をというご質問ですが、現在町内の小中学校の保有教室は、小学校が124室、中学校が56室となっており、その中でそれぞれ教室の使用法により、エアコン等空調設備が必要な教室、例えば児童・生徒が急な病気等で休むことがある保健室や、パソコン等精密な機器の性質上、温度管理が必要なパソコン教室、楽器の演奏で使用する事が多い音楽室等の特別教室については、議員さんのご質問のとおり、計画的に順次エアコンを設置してきたところでございます。また近年、涼しいと言われる長野県においても真夏日や猛暑日が観測されるなど、夏休み前後の児童・生徒の健康管理も必要なことから、町において小中学校の全ての普通教室に扇風機を設置して対応しているところであります。先ほども

申し上げましたが、町では教育大綱によりまして、各学校の校舎、施設、教育設備の改修、更新や、教育環境の整備を計画的に進めており、今後も施設の整備を初め、情報化、国際化時代へ対応した教育機器、ICTなどの導入やセキュリティー環境、防犯にかかわる設備の設置など、児童・生徒の学力の向上と、安全な教育環境の確保に努めていきたいと考えております。

ご質問のクーラーの設置につきましては、確かに昨今の夏の暑さは理解するところではありますが、高温により健康面で懸念がある場合には、児童・生徒へ水分補給を奨励するなど、熱中症予防に関する注意喚起を行うとともに、窓の開放や扇風機による通風の確保や、植物を活用したグリーンカーテンの設置など、教室を涼しくする効果的な方法を検討する中で暑さ対策を講じ、児童・生徒の健康管理に努めてまいります。今後も児童・生徒の健康管理に十分配慮するとともに、子供たちが安全で快適な学校生活を送れるよう、計画的に教育環境の整備に努めてまいります。

13番（入日さん） ただいまの課長の答弁は、窓の開閉だとかグリーンカーテンだとかということで、暑さ対策を何とかしたいと。だけど実際に30度以上のところを窓あけたら、余計に熱風が入ってくるわけですね。平成29年4月1日に、文部科学省が全国の学校を調査した集計が6月にまとまったんですが、そのまとまりのデータを見てみますと、小中学校の普通教室におけるエアコンの設置率ですが、設置率の高い順から言うと、東京都が99.9%、香川県が97.7%、福井県が86.5%、群馬県が85.7%、京都が84%、滋賀県が82.8%、沖縄が79.6%、神奈川が79%、大阪が77.3%、埼玉が76%、栃木が73.3%、山梨が65.5%、福岡が65.5%、福島が65.1%、兵庫県が58.8%、岐阜は55.2%、茨城は50.8%、佐賀県は47.2%、広島は45.2%、石川県は44.6%、千葉県と和歌山県は44.5%、徳島県は38.9%、鹿児島県は35.8%、愛知県は35.7%、大分県は33.8%、三重県は32.8%、熊本県は32.4%、富山県は27.6%、島根県は27.4%、宮崎県は26.7%、岡山県が26%、鳥取県が23.6%、高知県が19%、山口県が17.6%、山形が17.4%、新潟が12.9%、長崎が8.6%、静岡は7.9%、奈良が7.4%、愛媛県が5.9%、宮城県が4.1%、そしてやっと長野県の3.7%です。長野県以下は青森、秋田、岩手、北海道しかありません。47都道府県の中で、下から5番目です。全国平均は49.6%の設置率です。

私も30度を超えると冷房をつけなくてはなりません。ましてや子供たちに30度を超す暑さの中で勉強しろというほうが無理だと思います。基礎学力をつける大切な時期に、勉強に集中できるよう、ぜひ普通教室にエアコン設置を計画的に進められないか、町長の答弁を求めます。

町長（山村君） 今、各都道府県の資料まで教えていただき、ありがとうございます。あれが実態を示していると思いますね。東京じゃあもうとにかく99.9%、ほぼ100%なければ授

業できないという状況だと思います。長野県3.7%でしたっけ、それが実態を示していると思うんですけども、先ほど入日議員さんがおっしゃられたように、過去においても段階的にいろんなところ、本当に必要なところに手を打ってきたわけでありまして。それから全国の、長野県もそうですけれども、普通教室にクーラーを入れるということについても、全学一遍にやるというのは少なく、例えば坂城町、さっきお話あったように200教室ぐらいあるわけですから、つけるにしても例えば低学年からつけていくとか、いろんなやり方があると思います。先ほど課長も申しあげましたけれども、実態をよく把握しながら計画的に進めていくということは考えなければいけないというふうに思っておりますけれども、一挙にというのはなかなか難しいかなというふうに思っております。以上です。

13番（入日さん） 先ほど町長の答弁にありましたが、私も一挙にやれということは言っておりません。予算がどうしてもね、限られているので、徐々に今年はどこどこをつけるというようなね、徐々に計画をしてほしいということをおっしゃっているんです。

この間、伊藤千尋さんの「凜とした小国」を読みました。その中でコスタリカの教育について書いてありました。コスタリカは日本に続いて世界で2番目に平和憲法を持った国です。軍隊があり武器があれば武力で問題を解決しようとし、それは社会を破滅させるということを目の当たりにして、内戦で思い知りました。内戦では2千人が亡くなりました。トラクターは戦車より役に立つ、兵舎を博物館にしようをスローガンに、国民の意思で軍隊をなくし、国家予算の3割を占めていた軍事費は教育と医療に回し、教育費と医療費を無料にしました。子供たちが学校に入って最初に教わることは、あなたは政府や社会から愛される権利を持っている、愛されていないと感じたら、いつでも違憲訴訟ができるということです。ある小学校では、校長先生が校庭に車をとめていたので、子供たちの遊ぶ場所が狭くなってしまった、そこで子供たちは憲法裁判所に、校長先生の車を校庭にとめさせないように訴えました。憲法裁判所は、校長は校庭に車をとめてはいけないという判決を出しました。小さいときから基本的人権、個人が大切にされる社会の仕組みを教えるコスタリカの教育に感銘を受けました。

そういう視点からすれば、30度を超す暑さの教室を改善することは急務だと思います。もし教室にクーラーがついていたら、子供たちは町から愛されている、大切にされていると実感すると思います。そして町の大勢の人から、たくさんの愛をもらって育った子供たちは、大きくなっても坂城町を大切に思い、町に愛着を感じ、住み続けてくれると思います。そんな子供たちに育ってもらうために教育に力を入れている山村町長が、この任期中に普通教室にクーラーを設置することを期待して、次の質問に入ります。

2. 和平開墾の歴史伝承を

イ、開墾の歴史説明板を

7月に行った議会報告会のアンケートに、和平開墾に苦勞した歴史を伝える碑を建設してほ

しいとありました。和平は標高千mの高原にあり、町民の憩いの場所として四季折々に利用されています。特に夏はキャンプ場としてにぎわいます。和平がここまで整備されたのは、戦後和平を開墾し、原野を切り開いた人たちがいたからです。私の小学校のクラスにも和平の子供が3人いました。低学年のときは和平の分校で勉強し、5年生になると本校の坂城小学校に通いました。車のない時代だったので、夏は和平から歩いて通い、冬は麓の親戚の家から通っていました。私も和平の友達の家に行って、畑でつくっていたイチゴを食べさせてもらった思い出があります。坂城町誌や坂城合併50周年記念誌の特集に、和平の開墾の歴史が載っています。戦後の食糧難の時代、国策として各地で開墾が進められ、和平もその一つです。町議会も開拓を推進し、国有地と町有地を開墾することになり、昭和21年、1946年9月にくわ入れ式を行いました。15戸が和平に入植しました。機械がない時代、手作業で木を切り倒し、根のはった株を掘り起こす苦労はとても大変だったと思います。最初は3本の丸太を組み、その上に麦わらやカヤ、モロコシなどで屋根をつくった粗末な家で、ちゃんとした家ができるまで下から通った人もいました。当時は電気もなく、ランプの生活でした。十分な睡眠時間もなく、暗いうちから起きて開墾し、暗くなっても木や草の根を掘り起こす仕事や、畑にする仕事など、寝る間も惜しんで開拓しました。開墾帰農組合をつくり、営農指導や地元の青年会や農家の助けも借り道路や開墾が進み、入植者も30人に増えました。入植者の大半は海外からの引き揚げ者です。入植者1戸当たり畑は2町歩、宅地は200坪を目標にし開墾し、畑60町歩、道路1町5反歩、宅地1町6反歩が開墾されました。当時は10月には霜がおろる厳しい寒さで、わずかな期間しか農作業ができませんでした。そんな厳しい条件の中で、ジャガイモ、大豆、小豆、麦などの栽培に取り組み、1954年に乳牛の飼育を始めましたが、1956年に乳価が下落し経営が破綻しました。これがきっかけとなり、和平を離れる人が多く、分校も1976年に廃校になったと載っています。

今、開墾で苦労した人は数名になってしまいました。傍陽も和平と一緒に開拓が進められたところですが、森なども当時の開拓地ですが、開拓の歴史を碑にして残しているそうです。山の家がありますが、その入り口に和平の開墾の歴史を記した説明板を立て、先人たちの苦労の歴史を学び、自分の生き方を見詰める機会にしてほしいと思います。開墾の説明板設置について答弁を求めます。

町長（山村君） ただいま入日議員さんから、2番目としまして和平開墾の歴史伝承をというお話を伺いました。せっかくの機会でありますし、村上小学校の6年生の子供たちも来ていますので、少し歴史的な経緯も、今お話もありましたけれども、整理してお話し申し上げたいと思っております。

和平開墾の歴史伝承についてのご質問であります。初めに、歴史等について若干ご説明させていただきますと思っております。和平地区は標高千mの地にあり、遠く北アルプスも眺望で

きる自然環境豊かな坂城町を代表する高原で、道路の整備がなされており、市街地から20分程度で行くことができる身近な高原となっています。当町ではここに収容人数100人の和平高原山の家を初め、バンガロー、キャンプ場、アスレチック遊具などを整備し、町内3小学校の皆さんのキャンプを初め、保育園あるいは各種団体、家族、グループなどに貴重な自然体験ができる場としてご活用いただいております。また、和平周辺の農地では、大根、白菜などの高原野菜の栽培や、深い部分まで耕作に適した土質であることを活用し長芋の栽培を行うなど、付加価値の高い農業経営が行われております。このように風光明媚な高原でございますが、その起源には先ほどお話ありましたけれども、大変なご苦労があったということでございます。

町の歴史等、あるいは町誌によりますと、終戦後食糧不足が深刻で海外から引き揚げた方や疎開者、あるいは非農家の方、食糧の調達に困窮していた人々で、昭和21年に帰農組合がつくられ、町有地の開放の請願がなされました。この請願は国の施策に合っていたということから、昭和21年8月12日に1回目の坂城町開拓委員会が開催され、以後7回の委員会を重ねて、同年9月12日にくわ入れ式を行い、和平開拓に着手したというところでございます。昭和22年5月までに30戸が入植し、人口は104名となりました。入植した人たちは開拓帰農組合を設立し、開墾を進めました。当初はジャガイモと黒パンを主食にし、3本の丸太を組んで、麦わら、カヤ、モロコシなどで屋根をふいて風雨をしのぎ、夜はランプの明かりで住宅づくりを行い、十分な睡眠時間もとれない大変過酷な条件の下で開墾を進めてきました。昭和23年には和平分教場が開設され、昭和30年代に入って電気や有線放送を整備し近代化を進め、市街地の生活に近づきつつありましたが、自然条件に制約された農業経営は相変わらず大変厳しく、昭和37年の調査では、入植した全世帯の70%で冬期の出稼ぎを余儀なくされていたという状況であります。農作物は当初バレイショを主に栽培し、昭和29年からは国の指導もあり酪農を試みましたが、乳価の、ミルクですね、値段の下落もあって失敗に終わって、ここを機に開拓地を離れる人も出て、昭和37年には17世帯66人と、入植時の半分程度になっております。

また、坂城町の工業化の進展は、和平地区の青年を次第に農業から離れさせるということになり、市街地におりる人が増え、昭和47年には8戸を残すのみとなりました。さらに追い打ちをかけるように、高速交通時代を見込んで、東京の不動産会社が観光開発計画を持ちかけ、昭和48年には土地買収を見込んで6戸が市街地へ移住してしまい、ここに和平開拓は事実上の終えんを迎えることになりましたが、この和平観光開発計画は、住民有志の反対運動により、これも中止に至ってしまったというところであります。

現在は和平に居住されている3世帯と、市街地から通われている農家の皆さんで農業が営まれているというところであります。このように和平の開拓は厳しい自然条件と、時代の荒波に翻弄された先人たちの大変なご苦労があって、今日の高原としての利活用があることを思えば、

その歴史を後世に伝えていくということは大切だろうと考えております。和平の開拓の歴史については、町誌のほか、坂城町合併50周年を記念して編さんされた「ふるさと探訪」で紹介されておりますが、現地を訪れてもその歴史をしのぶものがございませんので、子供たちの目にも触れることができるように、和平高原山の家にて、資料を整理してパネルによる展示を行って傳承してまいりたいと考えております。資料が整理でき次第、すぐにやりたいというように思っております。以上です。

13番（入日さん） ただいま、町長の答弁で資料を整理して、山の家パネルをつけるという答弁がありました。国際交流の場所としても多くの人が和平に集まります。和平が開拓地として開かれた歴史を知ってもらうよい機会になると思います。「坂城小学校百年誌」に、当時の開墾に最初から参加した人の手記が載っていました。開拓地の生活は大変厳しく、全て自力で開き、家事のほかに部落建設のための共同作業もあり、暗いうちから起きて働き、暗くなっても働いた、寝食を忘れなりふり構わず働いた、どんなに苦しくても夢を忘れず、知恵と努力の連続だった、しかし、病気で倒れたり災害に遭ったり、なかなか理想どおりにはいかない年が多かった、水源池には土器も出土したとありました。土器が出たということは、古代から人が住んでいたということです。和平は春の山菜とりや夏の避暑地、そして多くの人たちが利用しています。千曲川や坂城町が一望でき、とてもすばらしい場所です。開拓のおかげで和平で農業をしている人もいます。苦勞して開墾した場所を荒廢地にしないためにも、歴史に学び、歴史を残すことが重要だと思います。

今は便利な社会になり、お金さえあれば何でも手に入る時代になりました。私の子供時代は薪を山へとりに行き、お風呂を沸かしたりご飯を炊いたりしました。学校のストーブをつけるために、山に「さで」、と言ってもわからないと思いますが、松の落ち葉を拾いに行ったものです。学校でも先生も子供たちと一緒に遊ぶ時間のゆとりがありました。天気がよいと授業を中止して、招魂社や土井ノ入の池によく遊びに行きました。そんなのどかでおおらかな小学校時代を過ごしたので、今の先生や子供たちを見ていると、ゆとりがなくてかわいそうになります。自分が何をしたいのかわからない、いらいらを抑えられない、友達をいじめて自分の不安や鬱憤を晴らす、そんな子供を社会が生み出しているのではないのでしょうか。学ぶことが楽しい、知的好奇心を育てる教育こそ必要だと思います。学ぶとは希望を語ることであり、希望を持って生き抜いた先人たちの苦難の歴史を学び、残す大切さは、次世代のためにも必要だと思いますので、パネルの設置について大いに期待しています。

親の開墾の苦勞を見て育った世代の中には、森や他の地域にあるような記念碑が欲しいという声もあります。碑の設立に賛同する人たちの寄附を集めて、不足分は町で出してもらい、小さな碑でも建てられたら親たちも喜ぶのではないかと考えていました。碑の裏に開墾者の名前を書き込めば、後世まで残ると思います。開墾碑の建設も視野に入れてほしいと思います。

それでは次の質問に入ります。

3. 下水道接続推進のために

イ. 水洗化にリフォーム補助金を

住宅リフォーム問題は、大森議員が何度も質問し、やっと平成25年度から実施されましたが、3年間で終わってしまいました。国の補助制度が25年から27年度、3年で終わった、町もそれにあわせて住宅リフォーム補助金をなくしたという答弁が11日にありました。3年間のリフォーム件数は131件で、そのうち水洗トイレの工事は47件ありました。やっと下水道管の埋設が終わったので水洗トイレにできると喜んだ人から、水洗化にはお金がかかるけど補助金はあるのと聞かれました。リフォーム補助金が27年度で終わったと言うと、25年度から27年度の方は補助金が出たのに、町の下水道工事がおくれたところは補助金が出ないのは不公平だと言われました。確かにこれから水洗トイレの工事をする人はリフォーム補助金が無くなって不公平だと感じると思います。トイレの水洗化は衛生的で快適な生活を送る上でも重要だと思います。下水道処理区域内でまだ未接続の家庭や事業所が19.2%あります。下水道の未接続が多いと、下水道会計を圧迫します。11日に町長はこれから水洗化工事をする人への配慮も必要だとして、状況を見て判断したいと前向きな答弁がありましたので、下水道接続を推進するためにも水洗化工事について、水洗化促進のリフォーム補助金制度ができないか答弁を求めます。

建設課長（宮嶋君） 下水道接続推進のために水洗化にリフォーム補助金をについてお答えいたします。町では国の社会資本整備総合交付金を活用し、町営住宅の横尾団地下水道接続工事を実施することにより、効果促進事業として国から補助を受けて、平成25年度から27年度までの3年間、住宅リフォーム補助事業を実施いたしました。この事業は緊急経済対策として町内の経済の活性化を図るとともに、町民の住環境の向上に資することを目的に、町内に在住の方が町内の施工業者が工事を施工する条件で、トイレ、キッチンや浴室など内装工事、屋根や外壁などの外装工事など、20万円以上の対象工事費に要した費用の20%以内で10万円を上限として補助を行うものでございました。実施した3年間の実績は131件の申請をいただき、総額1,261万8千円の補助金を交付いたしましたところでございます。

平成27年度において、交付対象の基幹事業である町横尾団地下水道接続工事が完了したことにより効果促進事業も完了し、国からの補助が終了することから、27年度をもって住宅リフォーム補助事業を終了したところでございます。下水道接続を進めるために水洗化リフォーム補助金ができないかということですが、公共下水道に接続の推進を図るため、新たな水洗化リフォーム補助は有効と考えるところでございますが、先ほど申し上げましたが、横尾団地下水道接続工事という基幹事業が完了し、セット事業として実施いたしました効果促進事業も完了となり住宅リフォーム補助金も終了した中で、新たに水洗化リフォーム補助金の創

設につきましては、国の交付金が得られないことから、大変難しい状況でございますが、商業店舗リフォーム助成制度にも取り組んでいるというような状況もございますので、今後検討していかなければならないと考えおります。

町では公共下水道の整備された地域の皆さんに、一日も早く下水道に接続していただけるよう宅内排水設備工事の費用についての融資あっせん及び利子補給を行っております。融資あっせんを利用できる方は、公共下水道の供用開始の日から3年以内に排水設備工事等を行い、公共下水道に接続されている方、また供用開始区域内の建物所有者、または建物所有者の同意を得た方など、幾つかの条件がございますが、融資あっせん額1世帯20万円以上100万円以下、融資の利率は平成29年度は保証料込みで3.45%、利子補給は最高2.5%を限度として融資利子の2分の1相当額を補給いたしますので、宅内排水設備工事の際にご利用いただきたいと考えております。

13番（入日さん） リフォームの補助金については今後検討するという答弁がありました。今までの住宅リフォーム補助金については、3年間で先ほど課長も答弁ありましたように、131件、1,271万9千円の補助金に対して1億7,959万5千円の経済効果がありました。28年度から始まった空き家バンクの改修補助金や商店リフォームの補助金は、28年度が7件、29年度は12月1日時点で8件です。576万6千円の補助金に対して、経済効果は2,442万1千円でした。住宅リフォームと比べれば、経済効果はかなり低いと思います。

ふるさと寄附金が好調に伸びています。そのお金を町の街灯のLED化や道路整備に回し、それに充てる分をリフォーム補助金として使えば、財源は確保できるのではないのでしょうか。どんな施策を優先するかは首長の判断で決まることが大きいので、山村町長が決断すれば、リフォーム補助金の復活は可能だと思います。国の補助金がなくなったのでやめたでは自治体の独自性がないと思います。町内の建設業者や土木業者の仕事を増やし、町のお金が町で循環するためにも、リフォーム補助金は費用対効果が非常に大きい施策です。28年度から実施している商店リフォームや空き家のリフォームも町単独事業です。11日の町長答弁をより進める上でも、水洗化リフォーム補助金制度を実施するという確約をいただきたいので、再度町長の答弁を求めます。

町長（山村君） 下水道の事業につきましては、長年皆様方と一緒に協力いただいて進めてきたわけですが、平成32年で住宅分については完了するという非常に大きなプロジェクトが終わるということでもあります。これから残り3年ということで、実施計画も30年からの3年間でそういう達成するというふうに記述させていただいております。先ほど課長から答弁しましたように、いろんな総合的に考えていく必要があると思っております。住宅リフォームもすぐご要望があつてそれは始めているわけですから。それから3年間住宅リフォームを国

の助成金もあってやったわけですが、それ以前はなかったわけですね。その3年間は何かというか推進ということで3年間やったわけですが、今のようなお話もあると思いますので、平成32年度に下水が完了するというのにあわせてですね、何か新たな施策を当然考えていかなければいけないと思っておりますので、どんな形でやるか、今ここでは即答できませんけど、担当課を含めてですね、検討していきたいと思っておりますし、下水道の基幹的な工事が終わっても住宅の接続ができていないというんじや、これは全く意味がありませんので、総合的に判断していきたいと思っております。

13番（入日さん） 町長のほうから総合的に判断して検討していきたいという答弁がありましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。下水道は近代社会ではなくてはならないものです。くみ取りトイレから合併浄化槽へ、そして下水道へ、時代とともに清潔で便利になり、業者への連絡の手間もなくなり、管理も楽になりました。私は旅行が好きで各地に行きますが、まずトイレが清潔でないとだめです。洗浄機付きの便座でないとつい愚痴りたくなります。今はどこに行っても洗浄機付きの便座が普及し、日本人の清潔好きは海外でも有名です。外国でも洗浄機付きの便座を購入する人が増えてきました。下水道が通ったら、トイレを直して快適なトイレにしたいと思ひている人は多いと思ひます。下水道接続で千曲川などの河川もきれいになり、自然環境も守れるようになります。町民の期待に答えて、リフォーム補助金制度ができることを期待しています。

最後にここにいる全ての皆さんに、私の好きな永六輔さんの歌を贈ります。

「生きているということは、誰かに借りをつくること。生きていくということは、その借りを返してゆくこと。誰かに借りたら、誰かに返そう。誰かにそうして貰ったように、誰かにそうしてあげよう。生きているということは、誰かと手をつなぐこと。つないだ手の温もりを、忘れないでいること。めぐり逢い愛しあい、やがて別れの日。その時に悔やまないように、今日を明日を生きよう。」以上で私の一般質問を終わります。

議長（塩野入君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時43分～再開 午前10時54分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

次に、8番 塩入弘文君の質問を許します。

8番（塩入君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、これから一般質問をします。たまたま村上小学校の6年生の皆さんが引き続き時間のある限り聞きたいということで、本当にうれしく思っております。

今日は教育問題を中心に一般質問をしたいと思ひます。現代の日本社会の現状は、子供たちの未来にとって大変悪影響を及ぼす問題が次から次と出てきて心配しております。森友学園に見られるように、8億円もの国の税金がどう使われたか、国民の疑惑にも十分説明

のないまま過ぎ去ろうとしています。また、名立たる大企業の不正が次から次と発覚し、日本の企業への信用が丸つぶれになっています。このように政治でも経済でも不正がはびこり、正義がなくなっているのではないのでしょうか。いよいよ国民が正義のウルトラマンになって、不正を許さない社会をつくっていかねばならないと、そんなふうにも感じております。企業が不正をして損害のツケを従業員のリストラで乗り切ろうとしている。弱者がいつも犠牲になる社会でよいのでしょうか。労働時間も過酷で過労死ラインを超えるブラック企業も増えています。過労死は日本にだけあります。アメリカやヨーロッパでは考えられません。国が法律できちんと決め、働く時間が守られているからです。私たちはこの過労死、若者の自殺などをなくすために、これから考えていかねばならないことがたくさんあります。このような現代の社会状況の中で負の問題を考えていく必要があるわけですが、特にゆとりがなくストレスがたまりやすい社会になっていることも否めません。自分で悩み、相談する人もなく、ネットで死にたいと相談をした結果、若い男女9人が殺害された痛ましい事件が発生しました。このような社会は異常です。未来のある子供や若者が悲惨な目に遭う社会を一刻も早く変え、子供たちが希望を持ち、一人一人の子供が尊重される社会に変えていく必要があるのではないのでしょうか。

先日、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会有り、そのときにドリアン助川さんの「私たちはなぜ生まれてきたのか」の講演は非常にすばらしかったと思います。その中で日本の自殺者は年間で3万人になり、世界でワーストワン、最近では2万5千人ぐらいになったけど、そのかわり10代、20代の若者の自殺が多くなったと、若者たちの精神面に問題があると話されました。自分は1人ではないんだよ、社会の人との関係の中で存在しているんだというメッセージがまだまだ少ない、自分探しに出て自分の価値を見つけること、自分が生きる意味を見つけることが大切なんだよと話されました。大変意義深い講演でした。

そこで具体的に質問に入ります。初めに1の、どの子にも学力と生きる力をのイの子どもたちのよさと課題はについて質問します。

坂城の子は坂城で育てるという目標で、各小中学校が取り組まれております。それぞれの学校の特色を生かし、子供たちが目標に向かって一丸となって取り組んでいる姿は大変感動を与えます。南条小学校では音楽を通して自己表現できる子供、坂城小学校では学有林活動を通して自然観察力や自然に働きかけることができる子、村上小学校ではこどもの森、どんぐりの森、ビオトープやホタル川など、自然を生かした活動に取り組んでいます。坂城中学校はみずからつくった新アタリマエ憲章の実現のために、クラスや全校を挙げて取り組み、きずなを強め、豊かな人間関係を目指しています。これらの取り組みを通して、友人関係や社会性、学習意欲が高められているのではないかと思います。

一方、全国的にもそうですが、発達障がいを持つ子が増えてくる中で、その子供たちにどう

かかわっていくのか、いじめの状況も心配になります。また、アレルギー症状や好き嫌いなど偏食の子供も心配になります。食育教育も大切に考えなければならないと思います。

以上、坂城の子供のよさと課題についてお尋ねします。

次に、ロの子どもにどんな力をつけるのかについて質問します。昔から三つ子の魂百までと言われ、乳幼児の知的好奇心はすばらしいものがあります。また高齢者になっても、新しいことに次々にチャレンジする人は、脳を活性化され、ぼけないで人生を楽しく送ることができます。このように知的好奇心を持ち、チャレンジする力は人が生きていく上で大切な力です。

また、コミュニケーション力や集団生活に積極的にかかわる力も現代社会では特に求められているのではないのでしょうか。ゲームやスマホなどの影響で、人と直接話したり遊んだりする経験がなくなっている今、人間にとって大切なコミュニケーション能力や挨拶が欠けてきているんじゃないかと思います。

第3に、自己肯定を高め自分を好きになれる力を。今のストレス社会を乗り切るためには、自分のよさを自覚し、今の自分でいいんだという自己肯定感を育てる力が重要だと思います。

以上、私が考えているつけたい学力ですが、どう考えていらっしゃるでしょうか。

次に、ハの地域住民による支援の現状と課題はについて質問します。さきに同僚議員も質問されているので、答弁は簡単をお願いします。私も下関市のコミュニティ・スクールを視察してきました。学校、保護者、地域が一体となって子供たちを育てていく仕組みができ上がりつつあります。坂城町でも信州型コミュニティスクールを早くから取り組まれ、私は下関市より学校ごとに主体的に取り組んでいると思っております。そこで3点質問します。

第1に、各小学校で行われている住民による主な支援はどんなものがあるか。

第2に、坂城中学校での放課後学習の取り組み状況と課題は。

第3に、今後の課題をどのように考えているか。学校側の体制と住民側の体制について。特にコーディネーターはどんな考え方をしているか。

次に、ニの教職員の働き方改革について質問します。子供たちの教育の主体は教職員です。先生たちがゆとりを持ち、子供たちと元気いっぱいかわれる環境がどうしても必要です。今、全国的に教職員の超勤が大きな問題になり、文部科学省や県教委は学校における働き方改革推進のための基本方針を作成し、県教委、市町村教委、PTAの3者で構成する推進協議会を本年度中に立ち上げる方針です。また、長野県教職員組合でも29年度の勤務実態調査では、月平均の超勤時間が83時間20分、過労死ラインの80時間を超えています。とりわけ中学校では、過労死ラインを超える平均100時間24分となり、学校現場はもう限界に来ているのではないのでしょうか。私も時々小中学校の様子を外から見ますが、多くの学校は夜9時過ぎまで電灯がついていることもあります。そこで質問します。

第1に、小中学校の勤務の現状と課題は。

第2に、超勤になる主な原因は。

第3に、今後の取り組みは。安全衛生委員会などを初め、どんな取り組みをしていくのか。

以上で第1回目の質問とします。

町長（山村君） 塩入議員さんから質問いただきました。イからニにつきまして4項目ありましたけれども、私のほうからイとロについてご説明申し上げます。子供たちが帰りつつあるので、ちょっと残念ですけれども、2時限まで聞いていただきまして、ありがとうございます。

先ほどお話ありましたように、坂城の子は坂城で育てるということでありますけれども、じゃあ具体的にどういう考え方でやっているのかということ、この質問の意図に合わせまして答えたいと思っております。

まず平成27年4月1日に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を、首長が教育大綱として定めることとされたことから、町では第5次長期総合計画に基づき、坂城町教育大綱を平成28年3月に策定し、この大綱に沿って町と教育委員会が教育行政を共有し、一体となった教育行政に取り組んでいるところであります。

学校教育におきましては、坂城町の教育グランドデザインにより、「坂城の子は坂城で育てる」をスローガンに、目指す子供の姿を「坂城のよさに気づき 坂城を愛し 坂城を誇れる元気な子どもたち」とし、各学校と連携を図る中で、さまざまな施策を展開しております。子供たちのよさと課題ということですが、ご案内のとおり各学校では、町の教育グランドデザインに基づきまして、各学校の特色を生かしたおのおのがグランドデザインを策定し、学校教育目標に沿った教育に取り組んでおられます。

坂城中学校では、「自分を好きになる学校」、南条小学校では「一人のかがやき みんなのかがやき」、坂城小学校では「支え合う子 輝く子 鍛える子」、それから村上小学校では「生きる力を高め自立する子」を学校教育目標に、それぞれの地域の特性を生かしながら、子供たちのよさを引き出すよう、町の施策や地域の皆さんと連携して積極的に取り組んでいるところであります。

ご質問の各項目について、数値的にはなかなかあわせないところでありますけれども、友達関係や社会性を育むという観点からは、平成26年度からキャリア教育を推進し、社会的自立、職業的自立に向けて必要な基盤となる態度や能力を育てております。また、友達関係やいじめなどの問題に早期に対応するべく、学級満足度調査（Q-Uテスト）を年3回実施し、クラスでの人間関係や自己肯定感を図る中で、学級運営を行っております。

また発達支援等の問題に関しては、今年度から国のインクルーシブ教育推進事業を導入し取り組んでいるところであります。これは特別な支援を必要とする子供への、就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制の充実を図ることを目的とし、教育コーディネーター、

教育・心理カウンセラーが中心となり、教育・福祉・医療等が一体となって、一貫した支援体制の整備を進めております。

また、全国大会で金賞を受賞した南条小学校の金管バンド部、陸上を初めスポーツ少年団や部活動の活躍、また学有林活動や合唱部の活動など、目標に向かって頑張る子供の姿、それと一緒にあって応援する子供の姿は、坂城町の子供たちのよさであると感じるところであります。

このように、それぞれの施策や結果を踏まえる中で、子供たち一人一人の持っている力を高め、優しく、賢く、たくましい子供に育ててまいりたいと考えております。

今後におきましても、「坂城の子は坂城で育てる」をスローガンに、ふるさと坂城を愛し高めようとする心を育てるため、各校の特色を生かした教育活動を推進するとともに、町の歴史、産業、伝統文化など豊かな資源を活用したものづくり教育も推進してまいりたいと考えております。

続きまして（ロ）子どもにどんな力をつけるかでございます。先ほど申し上げましたとおり、現在坂城町教育大綱に沿って、町と教育委員会が教育政策を共有し、一体となって教育行政に取り組んでいるところであります。町の教育グランドデザインでは、坂城町の子供育成のために、1番として、生きる力と基礎学力の向上、2としてものづくりを基本とした人づくり、3として国際化社会を生き抜く子の育成、4として幼保・小・中・高の交流連携、5として気になる子へのニーズに応じた支援を五つの柱として設定し、「坂城のよさに気づき 坂城を愛し 坂城を誇れる元気な子どもたち」を目指す子供の姿としております。

具体的には金沢工業大学の白木教授を講師に、キャリア教育を推進し、学ぶこと、生きること、働くことの尊さを実感し、学ぶ意欲を高めております。各学校においては、キャリア教育を全ての教育活動の底辺と捉え、総合的な学習の中で、また各教科の中で実践をしているところであります。

また、坂城中学校では、信州型コミュニティスクールにより、この10月より坂城中学校で地域の企業の皆さんや教員OBの方々の支援により中学3年生の放課後学習への取り組みや、産学官共同による小中学校のものづくり体験授業の実施、地域特産物の栽培など、ものづくりにかかわる人々の生き方等に触れることによって、働くことや、働くことに対して、自分の考えを深めております。

また国際化社会への対応に関しましては、町内小学校と中国上海市実験小学校との交流事業、中学生の英語体験活動として、和平国際村の実施、英語教育コーディネーターを配置しての英語教育やALTを増員しての保育園から一貫した英語学習によりグローバルな子供たちの育成とコミュニケーション能力の向上を図っております。

さらに、幼保・小・中・高の交流連携としての子供たちの職場体験学習、国のインクルーシブ補助事業を導入し、特別な支援を必要とする子供への、就学前から学齢期、社会参加までの

切れ目のない支援体制の充実等に取り組んでおります。新学習指導要領に対応すべく、時代の変化に対応したICT教育の充実を計画しているところでもあります。

このようないろいろな事業を展開しながら、郷土坂城を愛し、一人一人が輝き、生きる力や感性豊かな子供たちを育むことを目的に、家庭、地域、学校の連携をさらに一層進め、教育施策を推進してまいりたいと考えております。

教育文化課長（宮下君） 私からは、地域住民による支援の現状と課題は、二の教職員の働き方改革についてお考えいたします。

初めに地域住民による支援の現状と課題はについてお答えいたします。各小学校で行われている地域住民による主な支援としましては、特色ある学校づくり事業や、クラブ活動実施の際の学校支援ボランティアでございますが、そのほかにも社会科の授業では地域の特色や歴史、産業、特産品などを学ぶ際の学習支援、児童の安全確保のための登下校時の見守りや、安全の家、交通安全指導等の安全支援、学校行事支援として遠足の引率補助など、大勢の地域の皆様のご支援をいただいているところであります。

続いて、放課後学習の取り組みについてですが、今年の10月から坂城中学校において放課後の学習支援として、毎週水曜日の放課後学習の講師に、地元企業の若手社員の皆さんや、地域の教員OBの皆さんをお願いをして、学習会を開催しているところであります。まだ、この学習会は始まったばかりであり、受験が目の前にある3年生が最も学習会の必要があるという考えから、対象を3年生に絞りましたが、47名が参加し、生徒たちは集中して学習に取り組んでいるところです。まだ始まったばかりの事業であります。今後状況を見ながら、放課後学習を1学期1年生を対象に実施することにより、中1ギャップの解消などにつながればと期待するところであります。

今後の課題をどう考えているかということですが、町におきましては、それぞれの学校で以前から地域の皆さんが積極的に学校支援ボランティアに携わっていただいておりますが、教科、クラブ活動など学校支援ボランティアの発掘等の人材確保が難しくなってきていると、コーディネーターからお聞きしているところでもあります。

このような現状を踏まえ、教育委員会としましても、引き続き各学校のコミュニティスクール事業の支援を行うとともに、学校とコーディネーターとの連携がより図れるよう、コーディネーターの研修会の開催や、情報交換の場を計画していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、これまで学校と地域とが築き上げてきた取り組みを土台として、地域や保護者と学校が協働して、開かれた学校づくりを進めてまいります。

続きまして、教職員の働き方改革についてお答えいたします。まず、現在の教職員の超過勤務の状況ですが、文部科学省が4月28日に公表した公立小中学校教員の勤務実態調査によりますと、平成28年度の小学校教諭の1週間当たりの平均勤務時間は57時間25分となって

おり、10年前より約4時間増えていることが明らかとなりました。また、中学校教諭の1週間当たりの平均勤務時間も63時間18分となっており、10年前より約5時間増えていることが明らかとなっております。これは10年前の前回調査と比べて、平日、土日ともに勤務時間が増加し、1カ月の時間外勤務が週20時間以上を超える教員が、小学校で3割強、中学校では6割近くになるなどの勤務実態が明らかになったところです。

また、長野県が実施した平成28年4月・5月の教職員の勤務時間等の調査でも、小中学校の教員の1人当たり時間外勤務時間の平均が、小学校が約47時間、中学校が約53時間となっており、全体の平均が約50時間となっている状況にあります。

このようなことから、県でも今年11月の長野県定例教育委員会において、長時間勤務となっている教育の働き方を改善し、子供たちにとって最も大切である授業の質を高め充実させるために、学校における働き方改革推進のための基本方針を策定し、この取り組みを進めるために、長野県教育委員会、長野県市町村教育委員会連絡協議会、長野県PTA連合会の3者で共同メッセージを発表したところです。

この方針により、学校における働き方改革を推進していくために、「学校業務の削減や分業化、協業化」「業務の効率化、合理化」「勤務時間を意識した働き方」の視点から、統合型校務支援システムの活用や、タイムカードの活用等、具体的な取り組みを示しています。

坂城町においても、平成28年度4月・5月の教職員1人当たりの1カ月平均の時間外勤務時間は小学校が約51時間、中学校が約48時間となっており、長野県の平均とほぼ同じ状況であります。この時間外勤務時間の原因としましては、小学校では担任の拘束時間が長く、授業の準備や児童の保護者相談など、時間外に行わなければならない要因が挙げられます。また、中学校におきましては、この時間外勤務時間のほかに、休日の勤務時間が月20時間ほどあり、部活動の指導や教材研究、生徒指導など、小学校に比べて多い傾向があります。

こうした状況を踏まえ、各学校におきましては、安全衛生委員会などが中心となって、毎週水曜日と金曜日を定時退勤日とし、そのどちらかの日については、早く帰るように管理職からの声かけを積極的に行い、中学校では時間外勤務時間の削減に向けて、毎週水曜日を、ノ一部活動日とし、あわせて定時退庁日として定時退勤に努め、「質は落とさず負担を減らす、アタリマエの見直し」を合い言葉に、シンプル、スリムに業務の見直しや改善を図っているところです。

また、町では事務の効率化を図るため、先行して平成28年度から校務支援システムを導入し、教員の負担軽減に向け出勤簿の管理や、通知票の作成、文書様式の共通化など、時間外勤務時間の削減に向けて取り組んでいるところです。

なお、時間外勤務時間の削減には、教職員を増やして一人一人の負担を削減することが大切ですので、小中学校の教職員増に向けて、市町村教育委員会連合会を通じて、国等へ要望等を

行っている状況でございます。

学校における働き方改革推進のための基本方針の取り組みにつきましては、今後県教委から示される具体的な内容を十分検討していく中で、各学校と協議をし、町の基本方針を作成していきたいと考えております。

8番（塩入君） ただいま、町長や課長から非常に懇切丁寧な答弁がありました。特に坂城町の子供たち、僕もこの質問に当たって調べたわけですが、信州型コミュニティスクールづくりについて、本当に地域と一体となって取り組まれていると。そういう点で坂城町の子供は本当に幸せだというふうにも感じております。先ほど町長からも、子供につけたい力として、生きる力とか、特に国際化社会になっていく中で国際交流に必要な力などなど、幾つか答弁がありました。

また、課長からは具体的にですね、特に教職員の働き方改革についても、具体的な答弁があったわけですが、そこで簡単に2回目の質問をしたいと思います。一つは、今、地域住民と一体となって本当に特色ある学校づくりに取り組まれているわけですが、一つ、こんな点も考えていただけたらどうかということですが、昨日も同僚議員から地域支援グループのサロンについて質問がありました。私もですね、今、こども食堂とかいろいろな全国的な取り組みの中で、子供たちの居場所づくり、高齢者の居場所づくり、これは本当に重要な課題になってきていると思うんです。そこでそれをセッティングして、子供と高齢者が交流できるような場をつくってもらえないか、地域ごとに育成会などを中心に、地域の中には本当にもものづくりにたけている人がたくさんいます。また、昔の遊び、昔話をしてくれる高齢者もたくさんいます。そういう人と子供たちが気軽に交流できる場を設定できないか。これが第1点。

それから第2点ですが、教職員の関係で、先ほど答弁で非常に詳しく答弁していただいたのですが、一つ、今度は県教委が働き方改革ということで、県教委と地教委と、それからPTAが一緒になって、今年度中に幾つかの方針を打ち出しています。その中で特にですね、部活動の指導に専門的スタッフの活用をというのがあります。これは早急に直ちに取り組むことの一つとして挙げているわけです。中学校の部活の状況を見ると、本当に大変です。坂城中の部活もだんだん減ってはいますけれども、一生懸命やっている。そういう中で地域の人たちの支援ができないかどうか、それが一つ。

それから職員の、先ほども答弁にありましたけれども、職員のいわゆる定時退勤日、いわゆるノー残業デーですね、今日はノー残業デーで帰ろうと。坂城町役場も水曜日はノー残業デーになっているわけですが、学校もそういうノー残業デーみたいなことが設定できないか、これは全県で取り組む課題として提起されているわけですが、以上2点、お願いします。

教育文化課長（宮下君） 再質問にお答えいたします。まず初めにご提案のありました地域の育

成会等での子供たちと高齢者との交流についてでありますけれども、学校行事というよりは各地区の育成会等での、その地区のさまざまな行事の中で機会を設けるほうが実効性が上がるというか、今失われております地域での子育てにつながるように思います。今後青少年を育む町民会議の育成部会等にお話をしていきたいと考えております。

続きまして、部活動の専門スタッフ等の活用はできないかということでございますけれども、千曲市と共同で、更埴地区中学校部活動検討委員会の開催をしております。人材確保の問題や運営上の課題、保護者からの意見等取りまとめる中で、部活動支援員の導入に向けて検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

続きましてノー残業デーの指導でございます。先ほどもご答弁をしましたがけれども、各学校の安全衛生委員会などが中心となって、毎週水曜日と金曜日を定時退勤日とし、そのどちらかの日については、早く帰るように管理職からの声掛けを積極的に行い、中学校では時間外勤務時間の削減に向けて、毎週水曜日をノー部活動日とし、あわせて定時退庁日として定時退勤に努めているところでございます。

8番（塩入君） 今、答弁いただいた中で、特に県教委がこれから地教委、それからPTAと一緒にあって、これから十分検討していく課題ではあるわけですがけれども、既に取り組みされている部分もあります。ただ現実問題としてね、やっぱり役場の職員もそうだと思いますけれども、ノー残業デーを決めても、なかなかその日ができないと。学校現場も同じようだと思うんですね。だからその辺、せっかく決めても実際にはとれないという実態が結構あるわけです。そこで、どこを切り詰めて教員のやる仕事を減らしていくのか。一つはやっぱり今、学校現場見ますと、研究体制、本当に大変だし、英語教育も入ってくる。また、プログラム教育もある、キャリア教育もある。本当に次から次と入ってきているわけですね。だからそういうことも含めてどういうふうにすれば、ノー残業デーがきちっととれるのか、その辺もやっぱりきちっと論議してですね、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

では、次のテーマに入りたいと思います。

2の安全な生活道路をについて質問します。イの産業道路の拡幅と舗装をについてお尋ねします。

現在坂城町の交通状況は、国道はラッシュ時には渋滞になり、先日の日曜日は鼠区の神社の近くで大きな事故がありました。それで渋滞がずっと続いていたわけですがけれども、本当にこの18号線は坂城町ではよく事故が、特に中之条、南条地区ですがけれども、非常に多いわけです。そのたびに、産業道路の利用者が急増しています。朝夕は国道並みに自動車が走っています。小学生の通学路もあり、危険なところもあって、PTAからもっと早く対応してほしいという要望も出されています。またカーブもあり、横断も危険です。金井区や四ツ屋区がまだまだ拡幅されておらず、30km制限になっているにもかかわらず、多くの車は40km以上で

走っていますので、大変危険です。

このような交通量が国道並みになり、通学路にもなっている産業道路を、一刻も早く拡幅や舗装をしてほしいというのが、町民の切なる願いです。議員の一般質問でも毎回のように取り上げられています。要望が強いのは、工事がなかなか進まず、もう10年以上かかっていますけれども、なかなか進んでいません。最近5年間の予算額の推移を見ますと、平成25年は4,500万、26年は3千万、27年は7,500万、28年は5,500万、29年の予算は1億2,500万。これはまだ12月補正の時点です。まだ確定はしていません。このように額はまちまちですけれども、相手のあることだから仕方がないと思うわけですが、そこで具体的に質問したいと思います。

第1に29年度に行った事業内容はどこまで進んだのか。第2に今後の完成予定は。何年度を目指しているのか。第3に今後の舗装計画は。第4に財政調整基金などを利用して、もっと早く完成できないのか。

以上、4点質問します。

次に口ですけれども、生活道路の舗装をについて質問します。第1に生活道路で早急に舗装の必要な路線と地区はどこか。下水道工事を早期に行ったところは、舗装が大変傷んできています。例えば四ツ屋とか田町、坂城小学校へ行く通りとか昭和通りなど、僕もよく通っていますけれども、傷んできております。そういうことで、どこを中心にやっていくのか。

第2に、今後の舗装計画はどこを中心にやっていくのかお願いします。

それから第3に、生活道路にもっと予算をつけてもらえないのかと。この3年間、各年度舗装にかかった金額はどのくらいでしょうか。生活道路は町民の命がかかっています。また、議会報告会の折にも、各区から要望が出され、議会としても議会の意思として要望した次第です。新年度予算でも十分検討してもらいたいと思います。

以上で第1回の質問とします。

建設課長（宮嶋君） 2. 安全な生活道路をについて、イ. 産業道路の拡幅と舗装をから順次お答えいたします。

町道A01号線産業道路の拡幅につきましては、南条鼠、新地地区から北へ向け、国の交付金事業により道路改良事業に取り組んでおり、また中之条逆木通り、文化センターグラウンド北の交差点から南に向け、街路事業により道路改良事業に取り組んでまいりました。

現在は平成19年度から事業着手しております南条小学校東側の金井工区と、平成25年度より事業着手している若草橋以南の酒玉工区の2工区につきましては、国の交付金事業により、車道幅員9m、両側歩道幅員3.5mの全幅16mの道路改良事業を進めているところでございます。

今年度の事業内容でございますが、金井工区につきましては、道路用地が整った箇所から道

路改良工事を実施し、工事費約1,040万円、用地・建物補償約1,050万円、登記申請書類作成や用地測量業務などの委託業務110万円で、計2,200万円の事業費で完成に向け進めているところでございます。

酒玉工区につきましては、若草橋かけかえに伴う河川協議を県と進めており、その河川法申請資料作成及び仮設橋資料作成などに伴う委託業務350万円、用地・建物補償約1,300万円、計1,650万円の事業費となっており、河川協議が整い次第、若草橋のかけかえ工事などの発注を行う予定となっております。

今後の完成予定はについてでございますが、金井工区につきましては、道路用地のご協力が得られますよう用地買収に向け取り組み、道路改良工事完成を目指してまいりたいと考えております。

酒玉工区につきましては、若草橋のかけかえ工事をできるだけ早期に発注し、完成を目指し工事を進めてまいりたいと考えております。

国の交付金の状況にもよりますが、両工区ともに事業を完成するにはあと数年かかる見込みとなっており、両工区の完成のめどがつかましたら、金井工区と酒玉工区間の保地地区の約350mの未整備区間につきまして事業認可を受け、事業着手する予定となっております。

町道A01号線の道路拡幅箇所は、ご自宅の玄関先や駐車場になっている箇所などが道路拡幅用地となっていることが多く、地権者の皆様には、駐車場用地など隣接した代替地を要望されている場合が多いことありまして、なかなか契約に至らない状況もございます。道路用地と代替用地につきましては、今後も引き続きご協力いただきますよう粘り強く交渉を進め、道路用地がお願いできた段階で工事に着手し、完成してまいりたいと考えております。

また、町道A01号線産業道路の四ツ屋地区につきましては、文化センター以北が未整備区間となっており、南条地区が全線完了した後、四ツ屋地区について事業着手する予定でございますので、事業開始年度につきましては、今のところ計画が立たないことから不明な状況でございます。

町道A01号線の今後の舗装計画はでございますが、平成26年度道路ストック総点検を実施し、傷みの激しい主要幹線道路から、国の交付金を受け、平成27年度より文化センター北交差点から戌久保、四ツ屋地区の舗装修繕工事を継続して実施してきております。平成30年度以降も引き続き町道A01号線産業道路の四ツ屋地区から御所沢、込山地区方面へ舗装修繕箇所を延長して実施していきたいと考えております。

また、財政調整基金の利用についてでございますが、財政調整基金は年度間の財源の不均衡を調整し、町財政の健全な運営を図るための積立金であります。使途につきましては、地方財政法及び基金条例において、経済事情の著しい変動により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費、災害により生じた経費、または災害により生じた減収を埋め

るための経費、緊急に実施することが必要となった大規模な建設事業の経費、そのほか必要やむを得ない理由により生じた経費などに活用すると定められております。

産業道路の舗装や拡幅につきましては、国の交付金や起債を活用する中で計画的に進めてきております。今後も長期にわたり継続的に実施される事業であるため、財政調整基金を利用するという事は、基金の設置目的や使途に照らしてもそぐわないことから、引き続き国の交付金の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ロ．生活道路の舗装をについてお答えいたします。町道の舗装につきましては、平成26年度に国の交付金を活用いたしまして、町道の主要幹線道路について、道路ストック総点検を実施し、舗装の点検を行いました。その道路ストック総点検の結果に基づき、交通量なども勘案しながら、傷みの激しい主要幹線道路を中心に、平成27年度から舗装修繕事業に着手をしております。

道路ストック総点検の結果による傷みの激しい町道でございますが、町道A05号線鼠橋通り、町道A01号線新地地区産業道路、町道B033号線上平出浦地区、町道A03号線田町十王堂交差点から産業道路まで、町道A01号線四ツ屋、戊久保地区となっております。これまでの舗装修繕箇所につきましては、平成27年度に町道A05号線鼠橋通りと、上平出浦地区の町道B033号線、また文化センター北交差点より町道A01号線産業道路の戊久保、四ツ屋地区の舗装修繕工事を、平成27年度、28年度と実施しております。

今年度につきましては、町道A03号線の田町十王堂信号交差点より坂城高校方面、町道A01号線産業道路までの約280mの舗装修繕工事を事業費約1,580万円で実施いたしました。

今後の舗装計画でございますが、今までと同様に道路ストック総点検の結果と交通量や安全性などを考慮いたしまして、先ほどもご答弁申し上げましたが、平成30年度以降は町道A01号線産業道路の四ツ屋地区から御所沢、込山地区方面へ舗装修繕箇所を延長し、主要幹線道路である産業道路の舗装修繕工事を優先に施工し、より安心・安全な道路を目指していきたいと考えております。

また、過去の舗装修繕工事の支出状況でございますが、平成27年度、約2,110万円、平成28年度、約2,180万円となっており、そのほか小規模な舗装修繕につきましては、道路維持工事等で対応している状況でございます。

引き続き国の交付金を活用し、舗装修繕工事が実施できるよう、予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

8番（塩入君） 今、課長から答弁がありました。特に産業道路の拡幅と舗装について、2回目の質問をしたいと思っております。一つはですね、今の説明にあったとおり、金井区、酒玉区これからも時間はかかると。その上、保地地区ですね、ここもやらなきゃいけないということになる

と、四ツ屋のほうの狭い産業道路は、何年先になるかわからないという状況があるわけですね。質問は、一つはですね、もう十何年、10年以上続いてきているわけで、しかも現在の道路状況は本当に産業道路を必要としているという状況の中で、一刻も早くやってほしいというのが町民の願いです。だから一つは、土地買収。これ大変だと思うし、代替地を用意するのよね。でもやっぱり職員の熱意がどれだけ伝わるかによっても決まってくるんじゃないかと思います。ぜひそういう意味で、これから熱意を込めて、精力的に働きかけていただきたいと、これは要望です。

それから舗装の問題ですけれども、産業道路の舗装ですね、さっき答弁の中で、国の交付金がないとなかなかできないと。いわゆる国の交付金待ちですね。今までの議員の質問にも国との関係で、なかなか独自にやるというのは大変だという答弁が多かったわけですけれども、やっぱり緊急で必要なところは、町独自でやるのがなければ、町民の期待に応えられないのではないのでしょうか。そういう意味でですね、財政調整基金の使い方ですけれども、平成28年度の決算書では、財政調整基金が23億8,400万ありました。約24億円あるわけです。今年の12月補正の時点では、1億7千万を使って、残り22億1千万あります。以前の答弁見ましても、町としては20億程度の財政調整基金は必要だということを答弁されています、過去にも。それは町の事情で僕もそう思いますけれども、しかし1億や2億ぐらいの前後の使い道は自由にできるんじゃないかと。1億使わなくてもですね、数千万でやれば自由にできると僕は思うんです。何が何でも交付金待ちでは、町としての主体性がなくなっていくんじゃないかというふうに思うんです。そういう意味でね、来年度の産業道路の舗装、今までやった文化センターの交差点北側、少しやりました。その続きですね、坂城高校まで。僕もはかってみたんです、どのぐらいあるか、まだ舗装していない。約600mあります。だから、たった600mですから、狭くてしかも道が傷んでいる、そういう状況を一刻も早くやる必要があるんじゃないかと。先ほどの答弁の中に、1年の舗装が大体2千万ぐらいだという答弁がありました。だからそこへプラス2千万、3千万やれば、一気にできるんじゃないかと。役場の職員の皆さんも、産業道路利用されている方もたくさんあって、大変な状況おわかりだと思っんです。町民も本当に大変な状況だと思っています。何とかしてもらいたいと、そういう意味で、来年度、特に四ツ屋地区は拡幅はいつになるのか全くわからない状況の中で、せめて舗装だけでもですね、ぜひ実現できないかということです。2回目の質問です。

建設課長（宮嶋君） 再質問にお答えいたしたいと思います。財政調整基金の利用についてということでございますが、先ほどもご答弁いたしましたけれども、基金の設置目的や使途に照らし合わせということになりますと、そぐわないということもございますので、引き続き国の交付金の確保に努めてまいりたいと、早期に舗装ができるように努めてまいりたいと考えております。また、町道A01号線、産業道路の四ツ屋地区から坂城高校入り口付近までの舗装修繕

が来年度実施できないかということでございますが、先ほどもご答弁申し上げましたが、今後町道A01号線、産業道路の四ツ屋地区から御所沢、込山地区方面へ舗装修繕工事を実施していくという予定でございます。ただ、延長600mの区間を単年度で実施するということは大変難しい状況でございます。A01号線、産業道路につきましては、表面のアスファルト舗装の傷みだけでなく、アスファルト舗装の下の路盤が非常に薄く、舗装の打ちかえだけでなく路盤の入れかえも必要となってくる状況でございます。そのため、舗装工事単価も高いということから、延長が伸びないといった状況もございます。例年、国からの交付金の状況から申し上げますと、3年ほどかかるのではないかとこのように思っております。できる限り早期に施工できるよう、引き続き交付金の確保に努めてまいりたいと考えております。

8番（塩入君） 今、課長から答弁がありましたけれども、課長としてはこれ以上の答弁はできないんじゃないかというふうに思うわけですが、やはり財政調整基金の使い方ですね、先ほど僕も具体的に申し上げました。現在のところ22億1千万あるわけですが、このように余裕はあるわけですよ。それで何でも国待ちじゃなくてですね、町独自に必要なところへはお金を出していくという姿勢がないと、いつもこういう答弁になってしまうんじゃないかと僕は思うんです。やっぱりこの舗装というのは、相手があるわけじゃない、金さえあればできるわけですよ。さっき言ったように、今までも大体200m、2千万かかっている。600mだったら6千万という計算になるわけですが、6千万は捻出できるんじゃないでしょうか。そういう意味でね、これは町長じゃなきゃ判断できないと思うので、ぜひ拡幅工事と違い、予算さえつければ実現できる課題ですから、その点、町長答弁を求めます。

総務課長（青木君） 道路舗装に財政調整基金を充てたらということでございますが、財政調整基金、これは同じような答弁になってしまうんですけれども、単年度で賄えない、一般財源が不足したり、緊急の場合、災害等、どうしても必要な場合に置いておくということで、20億を最低限度として持ちたいということはくれぐれ、今までも答弁しているところでございます。財政調整基金につきましては、先ほど議員さんのほうからもご指摘もございましたように、今年度現在で約22億ございます。まだ来年度のこれから予算編成をしていくわけでございますけれども、そういう中において、来年度の税収見込みというものがどの程度になるか、まだ確定していない状況でもございます。こうした中で、財政調整基金というものにつきましては、今後広域的なごみ処理施設の建設ですとか、既存のインフラ施設、施設等の老朽化に伴うそういうものの経費というものも、今後見込んでいかなければいけないという中であっては、国、県の補助事業が見込めるものについては、極力それを優先してやっていきたいということで考えているところでございます。

8番（塩入君） 時間ももうなくなってきておりますので、一応今、全く同じような答弁でしたけれども、やはり財政調整基金をどういうふうにするか、今後十分検討していただき、町民と

ともにこれも考えていく大きな課題だというふうに思います。

まとめに入りたいと思いますが、信州型コミュニティスクールが本当に積極的に取り組まれてきているということで、大変心強く感じています。そして、一番大事なのは、今日も質問したけれども、やはり中心になる教職員が、先日の同僚議員に教育長が答弁したように、子供も明日も元気で学校へ行くと、こういう魅力がある学校。教職員も明日も元気で学校へ行けるような、これもつけ加えて両方セットで、ぜひこれから学校づくりを目指していただきたいというふうに思います。以上で私の一般質問を終わります。

議長（塩野入君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時54分～再開 午後 1時30分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

次に5番 柳沢収君の質問を許します。

5番（柳沢君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回で11回目の一般質問になります。あと何回できるかわかりませんが、寂しくもあります。

前回のときに南条小学校のあいさつ歌声委員会をご紹介させていただきました。今までは校舎の中であいさつ運動をされていた児童たちが、外に出てしかも自分たちがつくったたすきをつけて、「大人からのあいさつ運動」に参加してくれるようになったとの話です。金管バンドの「ハッピーブラス」で見覚えのある顔もありましたから、ここでも頑張っているんだなとつくづく感心したとのご紹介をさせていただきました。ところが、前回ご紹介させていただいた金管バンドの「ハッピーブラス」の皆さんが、何と全国大会で見事金賞に輝いたというんです。昨日で「大人からのあいさつ運動」も30回を数えましたが、「ハッピーブラス」の皆さんの頑張りは相当なものです。「大人からのあいさつ運動」がなかったら、子供たちに接する機会もなかったのかもしれない住民の皆様も「ハッピーブラス」の快挙を身近に感じ、喜んでおります。「ありがとうコンサート」では南条小学校を代表して、胸を張って元気な挨拶をしますというような決意を述べてくれておりました。非常にうれしいことでした。

ところで坂城町には、南条小学校のほかに二つの小学校がございます。坂城小学校は学有林で有名です。坂城小学校のみどりの少年団は、長野県下で最初にできた組織だと伺っています。また、村上小学校は高浜虚子の「学校が真ん中にあり稲の村」を実践しておられ、俳句づくりに挑戦したり、ニラの薄焼きづくりなどもやっておられたということで、敬服しております。

このように町内3小学校はすばらしい取り組みをされておられますが、もしも3小学校がそれぞれ他の小学校のよいところをほんの少しでも取り入れたら、さらによくなるのかななんて想像しております。「大人からのあいさつ運動」では、日ごとに3小学校を回って見させていただいておりますが、先般、学校教育に携わっておられた参加者の中に、同様の動きが見られ

るようになりました。先日、同僚議員が言っておられました。町内の全ての学校を見渡せる地域コーディネーターを依頼できる素地がこの町にもできつつあるなとうれしくなっております。

さて町議会の社会文教常任委員会では、去る10月に山口県の下関を訪問し、コミュニティ・スクールについて勉強させていただきました。地域コーディネーターが学校運営協議会をサポートする仕組みで、地域とともにある学校を目指す取り組みであります。山口県は全国的に見てもコミュニティ・スクールにおいては先進的な存在であります。県内全ての公立小中学校が、コミュニティ・スクールに指定され、指定率は全国1位とのことですが、取り組みはすばらしいのでありますが、その取り組みによって、どのような子供に育てようとしているのでしょうか。その辺を下関市では、目指す子供像と表現していました。

ところで坂城町には、「坂城の子は坂城で育てる」というかなり知れ渡ったスローガンがあるわけですが、そうして育った子供たちはどんな子になるのでしょうか。明るいまちにというテーマでお尋ねします。ご答弁をお願いいたします。

教育長（宮崎君） 私から明るいまちにに關しまして、どんな子に育てるのかというご質問についてお答え申し上げます。

現在町では長期総合計画に基づいて教育大綱を整備してございます。この大綱に基づきまして、先ほど言われましたように、「坂城の子は坂城で育てる」というスローガンのもとに、町の教育グランドデザインを設定いたしまして、「坂城のよさに気づき 坂城を愛し 坂城を誇れる元気な子どもたち」を目指す子供の姿として取り組んでいるところでございます。そしてこの町の教育のグランドデザインを基本に、各学校ごとにグランドデザインを定めて、特色ある教育を実践しているところでございます。

どんな子に育てるのかというご質問でございますけれども、坂城町教育グランドデザインに基づく子供を育てる五つの柱がございまして、それをご紹介申し上げますと、最初の柱が、生きる力と基礎学力の向上でございます。これはキャリア教育の一環として、子供たちの自己肯定感の向上を目標に、子供たちの基礎的・基本的な知識・技能の習得と、学習意欲の向上や学習習慣の確立を目指して、学校で学習することと、家庭での宿題や自主学習を上手に関連させて、継続的な学習活動をサポートすることによって、子供たちにみずから学ぶ力、学び続けようとする意欲を育てるということでございます。

2番目が、ものづくりを基本とした人づくりでございます。町は企業の町、ものづくりの町でございます。先人の築き上げてきた、常に相手を意識したものづくりの活動を通して、人づくりが行われてきております。このような地域の人たちと学校が連携する中で、信州型コミュニティスクールを推進し、さらに創造的にものをつくり出す人を育てていきます。

3番目が国際社会の中で生き抜く子の育成です。これは今年度から英語教育コーディネーターを配置し、3人のALTとの英語学習を推進する中で、世界的な視点でさまざまな問題を

捉え広い視野に立ち、異文化を理解するとともに相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現することのできるグローバルな子供の育成を目指して、コミュニケーション能力、あるいは外国語の習得を図っていきます。

4番目が幼保・小・中・高の交流連携でございます。町には幼稚園1園、保育園3園、小学校3校、中学校1校、高等学校1校があり、コンパクトにまとまりやすい環境です。特に3小学校の子供たちの大半は坂城中学校へ行きます。小学校は違っても中学は一つでございます。各小学校の教育環境を整えて、中1ギャップですとか、そういうものを克服してキャリア教育を中核に交流連携のあり方をさらに検討してまいります。

そして最後5番目でございますが、気になる子のニーズに応じた支援でございます。当町では平成25年から就学相談委員会、現在は教育支援委員会でございますが、単独で開催しております、地元に基づいた教育相談を展開しています。その子のニーズに応じたインクルーシブ教育をさらに展開してまいります。

この五つの柱を軸に、「坂城のよさに気づき 坂城を愛し 坂城を誇れる元気な子どもたち」を育てていければと考えているところでございます。以上でございます。

5番（柳沢君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。しっかりした教育方針のもとご指導されておるといことで、心強く思った次第でございます。

さきにご紹介しました下関では、コミュニティ・スクールを実施しておられますが、目指す子供像については悩ましいとのことでした。下関は小学校が49校、中学校が22校あるわけですから、目指す子供像を統一することは難しいところがあるのでしょうか。ただそういう中でも、学校運営協議会で話し合うテーマの第一は、挨拶をしっかりとる子供の育成とのことでした。下関のある校区では、毎月11日に「おほピカDay」と称する挨拶運動とごみ拾い活動を小中学校で展開しているとのことでした。

「坂城のよさに気づき 坂城を愛し 坂城を誇れる元気な子どもたち」を坂城町は掲げているとのことですが、何となくわかるようですが、外見から坂城のよさに気づいているかということとはよくわからないところもございます。子供像を統一することは難しいけれど、挨拶をしっかりとる子供でいいんじゃないですかという下関市に共感を覚えるのであります。町民感覚に合った子供像が、坂城町にも求められるのではないのでしょうか。理想像、とてもよいのですが、少し取っつきづらさ感もございます。町民との距離を感じさせないような子供像もまたご提示いただきたいと思っております。

11月に開催された「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき2017」の活動発表で、発表者のお一人が、既に子育ては終わってしまったが、挨拶はさせるようにしていたと言っておられましたのが記憶に残っております。自分で判断して行動できる子供、課題を主体的に解決していく子供は一つの目標であります。自分たちでつくったたすきをつけ、「大人からのあ

いさつ運動」に参加してくる小学生は、まさにその具体例であります。具体例があって初めて町民は、親近感を覚え、行動に移るのではないのでしょうか。

登下校の見守りは学校以外が担うべきだとの方針がこの9月に文部科学省から出されたとのことです。学校の負担を軽くするために、子供たちの登下校の見守りは地域でやってくださいませかというようなことを文部科学省が言い出したとのことですが、坂城町では対応できるのでしょうか。今月は年末の交通安全運動月間ということで、各種団体の方が活躍されております。今の坂城町の課題は地域力の向上だと思います。

次の質問に移ります。仕事と暮らしのまちなをテーマにお尋ねします。かつて勤めていた大手保険会社では転勤族でした。市長会個人年金などを担当していたときは、市役所をちょくちょく訪問し教えをいただきました。佐久市役所、上田市役所、千曲市役所や長野市役所は特によく行かせていただきました。保険料の給与引き去りの件で町村役場の多くもたびたび訪問してお世話になりました。国民年金基金を担当したときは県庁なども頻繁に出入りし教えを請いました。そんなこんなで方々の行政に携わる方とは、いまだに親しくさせていただいております。たしか山村町長さんと名刺交換をさせていただいたのも、県庁ロビーでありましたが、同行されていた当時の課長さんは記憶にないとのことでありました。

先日2日間にわたり東京で自治体病院経営のセミナーを受講してまいりました。坂城町には病院がないのでありますが、そのことの是非をうまく説明できません。総合病院はもとより、一般病院もございません。しかし、かつてのように町民の中から病院を渴望する声が上がってこないとも限りません。そのようなときのために自治体は備えておかなければなりません。民間がやらないから町もやりませんでは営利団体になってしまいます。セミナーの講師も総合病院は無理だが一般病院なら可能ではないか。医師5人、病床50床、老健100床を、指定管理制度を利用してやれば、多くの問題点も解消できるとのアドバイスをいただきました。このセミナーには軽井沢町から社会常任委員長さんを筆頭に、議員が3人と議会事務局から1名、そして軽井沢病院の事務局長の計5名の皆さんが受講されておりました。やはり病院を持っている市町村は、町も議会も真剣であります。軽井沢町役場も何度となく訪問させていただいたので、親しみを持ってお話を伺うことができました。以前お話を伺ったときに、町に病院があるので役場職員は大変だが、町民は安心ですよとっておられたのを思い出しました。

11月には浅間南麓こもろ医療センターの内覧式がございました。ここでも軽井沢町の知り合いの人に会い、びっくりしました。町民の医療に対する関心が高いのでしょうか。こもろ医療センターは佐久病院の分院として、救急医療と予防医療を中心に、小諸のまちづくりにも貢献したいとのことでした。すぐ近くには品質のよさで有名なスーパーも出店しておりました。

坂城町は病院にもスーパーにも関心がなくなってしまったようではありますが、見ようとしな

くとも端に寄せようとも、そのことを悔やむ日が来るかもしれません。よく緊急医療が問題になりますが、国道18号バイパスによって、国は緊急医療機関へのアクセス性の向上による致命率の改善を図ってくれるとのこと。通報から病院収容所要時間が34分から30分になれば、出血性多量出血時の救命率が約12%改善されるとのこと。先日も、病院が近くにあったらお父さんも助かっていたかもしれないという女性の方にお会いしました。ちなみに最近発売された雑誌では、がん、脳梗塞、心筋梗塞で助かりやすい町は、東京23区では杉並区が一番安心とのことでした。

29年度の予算に工業団地造成設計委託費が計上されたときから、いよいよかなと期待しておりましたが、去る11月の経済地域懇談会の席上で工業団地造成のお話があり、企業の皆様が大変喜んでおられたとお話を伺いました。かつて定年後の仕事として、「おくるみ」などを提唱したこともございます。しかし、昨今の世の中の動きを見ますと、定年そのものがなくなりつつあるようです。定年がなくなれば、定年後の仕事もなくなります。専業農家の方でクルミをつくってみたいという方も出てきておりますが、定年後の仕事としての「おくるみ」は、時代の外に置かれることになりそうです。高齢者や女性がメインで働く時代を迎えようとしています。今まで工業団地の造成といっても、従業員の皆さんが安心し、暮らしやすく、働きやすいまちづくりには物足りなさを感じていたわけです。高齢者や女性がメインで働くとなれば、今まで以上に福利厚生に力を入れなければなりません。一つの企業でできなければ、町が取り組まなければなりません。社会資本の充実です。ぜひそのような面でもお力を入れていただきたいと思えます。

そんなわけで、仕事と暮らしは町政の両輪であって、バランスをとって進むものと考えますが、とりあえず片方だけでも進むことには意義がございます。そこで工業団地事業の進捗状況についてご答弁をお願いいたします。

産業振興課長（大井君） 工業団地造成事業についてお答えをいたします。

初めに町内企業の状況について申し上げますと、町内企業の状況は全般的に好調な傾向にあり、工業統計調査などによります町内企業の製造出荷額の推移は、リーマンショック前の平成19年は1,918億でありましたが、平成21年はリーマンショックの影響を受け877億円と、平成19年の3分の1近くまで落ち込んでおります。その後徐々に回復し、平成27年は1,961億円とリーマンショック前を上回るまでに回復し、本年は2千億以上になるのではないかと予測をしております。また、町内企業の多くは増産体制に入っており、新たに工場用地を取得したり、自社敷地内に工場を増設するなど、工場用地のニーズは高まっております。

このような状況において、当町の工業団地の状況を申し上げますと、テクノさかき工業団地、坂城インター工業団地、前田工業団地の3カ所の工業団地のほか、上五明地区に東河原工業適地がございますが、分譲できる工業団地は坂城インター工業団地の2区画、約3km²のみと

なっております。現状では工場や事務所の拡大を希望する企業のニーズにお応えできない現状でありますので、新たな工業用地を確保するため、昨年町内企業にアンケート調査を行い、工業団地の需要状況などをお伺いする中で、今年度より工業団地の造成事業に取り組むことといたしました。

今年度進めております工業団地整備事業は、測量設計業者に業務委託をする中で、基本設計を行っております。具体的な内容といたしましては、先ほど申し上げました既存の工業団地の拡張も含め、一定の面積を確保できる候補地について、18号バイパスや坂城インター先線などの整備も念頭に置き、都市計画や農業振興地域整備計画などを考慮し、施工性、経済性、主要道路へのアクセスなどを踏まえ、それぞれの概算工事費用を算出して、工場団地の建設に適した箇所の比較検討を行い、造成箇所の絞り込みを行いますが、現在は委託業者において基本設計の作成を行っている状況でございます。

また、今後の予定として来年度は地元及び地権者の皆様への説明会を開催し、また工事などを進めるために必要な実施計画業務及び不動産鑑定業務を行い、31年度は農振農用地の除外申請及び都市計画法の開発行為の申請と用地交渉に着手し、翌平成32年度までの2カ年で用地買収が完了できればと考えております。

また用地買収の完了後は、農地転用許可などの必要な手続を行った上で、工業団地の造成工事に着手し、分譲開始の目標年度を平成34年度として、工業団地の整備を進めてまいりたいと考えております。

5番（柳沢君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。工業団地整備を早急にと同僚議員からも一般質問でございました。私も同感であります。担当、そして関係の各課には非常にご苦労をおかけするわけではありますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

葛尾組合焼却施設の稼働関連問題も、今後どのような問題が起こるか、これは先のことでありますので、わかりません。事業はやってみないとわからない部分もたくさんございます。そういうことで、工業団地造成事業についても、果敢に取り組むよう期待しています。

では次の問題に移ります。寄り添うまちにということで、今回は特殊詐欺対策についてお尋ねします。今まで寄り添う自治ということで、近隣における共助を取り上げてまいりました。課題解決に向けて地域がその役割を果たすことが一番望ましい方法だと思われる課題が幾つかあります。特殊詐欺対策もその一つであります。本人も気をつけている、ご家族が注意している、それでもわなにはまってしまう、そんなときに力を発揮するのが、地域団体です。

区や公民館もありますが、老人クラブや婦人会、さらには青年団などがあります。議員になる前から地域団体をつくることによって、その持っている力を発揮できないかと工夫してまいりました。金井区の下部組織は組合となっております。現在所属しているところは12組合というところですか。ここにNEXT12という次世代のリーダーを育てる組織が立ち上がりまし

た。坂城どんどんでは入賞したりした集団で、ご記憶の方もおられると思います。その力を発揮したのは、大雪のときでした。独居老人宅の除雪を皆で実施し、通学路に張った氷を割って除去しました。役場の職員さんも参加してくれました。そんなすばらしい組織もありますが、現在はその活動を停止しております。

今の時代、ご自分の好みにあった活動をしたり、組織をつくったりすることはよく見られる現象でございますが、地域でまとまることは敬遠される傾向にあります。坂城町においては、青年団は既になくなってしまったようですが、老人クラブや婦人会も人数が減って、単位団体もその数を減らしております。これらの団体の活動を活性させる方法もありますが、当町では結果の出る方法にまだ至っていないようであります。

先般、鹿児島県の南九州市で一つのやり方を教わってきました。当町では語られなくなった青年団も、沖縄県では343団体が、少し前まで数えられたとのこと。やり方によっては、老人クラブも婦人会も青年団さえも活発に活動し始めます。人による見守りが理想だと考えております。しかし、センサーを使った見守りがはやっており、冷たい感じがいたします。ぬくもりを感じません。これだけ豊かになったのですから、今度はぬくもりを求めてもよろしいのではないのでしょうか。いろいろなお考えがございましょうが、都会にないぬくもりが、坂城町のよさになっていってほしいものです。

最近では特殊詐欺が坂城町で多発しているとのことですが、特殊詐欺の実態と寄り添う町としての対策についてお尋ねします。ご答弁をお願いいたします。

町長（山村君） ただいま柳沢議員さんから、寄り添うまちにということで、特殊詐欺対策についてご質問ありました。お答えしたいと思っております。

特殊詐欺には主なものとして、電話で息子や孫をかたり、時には上司や同僚に成り済まして、現金やカードをなくしたとか、借金等のトラブル解決のために現金を要求して振り込ませたりするオレオレ詐欺、役場や年金事務所、税務署の職員を装い、税金や保険料の過払い分を返還するなど偽ってATMに誘い出して、実際には犯人の口座へ現金を送り込むように誘導する還付金等詐欺、近年増加傾向にあると言われているインターネットの有料サイト利用料や情報料の未払いがある旨のはがき、あるいは電子メールを送りつけ、振り込み等を要求する架空請求詐欺などがあります。

長野県の特殊詐欺被害の実態は、昨年が合計で215件、被害総額は約4億9千万円にも上りました。今年は11月現在、合計約200件、被害総額は約2億4千万円と、被害額は約2分の1に減少している状況でありますけれども、発生件数は横ばいの状況にあるということでもあります。

また千曲警察署管内の状況は、昨年が合計13件、被害総額は約2,300万円、このうち坂城町内での被害は、オレオレ詐欺1件で被害額は約300万円でございます。

しかしながら今年は11月末現在、管内では合計8件、被害総額は約947万円ですが、坂城町内での被害はオレオレ詐欺2件、還付金等詐欺1件の計3件で被害総額は約376万円と、千曲警察署管内では被害件数、被害額ともに減少傾向にある中で、坂城町は件数が増加しており、加えてこの3件は10月以降に連続して発生したものでございます。

また特殊詐欺の前兆電話と思われる不審電話の相談も、千曲警察署に11月現在で千曲市、坂城町合わせて60件寄せられており、特に10月以降に前兆電話の相談が増えているとお聞きしております。

このような状況の中で対策を講じないと、年末などにかけてさらなる詐欺被害の発生が考えられることから、千曲警察署と協議の上、11月24日に高橋千曲警察署長立ち会いのもと、私が、特殊詐欺非常事態宣言を発令し、マスコミ等も通じて広く被害防止を呼びかけました。

10月以降に発生した特殊詐欺3件の被害者はいずれも65歳以上の方であることから、現在高齢者の方はもとより、全ての町民の皆さんを対象に、千曲警察署、防犯協会、防犯指導委員会等との連携を強化し、集中的な被害防止活動に努めております。

有線放送、さかきまちすぐメール、町ホームページによる注意喚起をし、広報車による街頭広報、12月の広報配布にあわせて啓発チラシの世帯回覧を行い、周知を図っております。また文化センター、夢の湯、駅、びんぐし湯さん館など、高齢者ほか町民の皆さんが集まる施設への注意喚起表示やポスターの掲示、チラシの配置を行いました。

街頭啓発として、12月1日には町内のスーパー店頭において、警察、防犯団体と連携しまして、被害防止のチラシ配布を行うとともに、9月9日には防犯指導員さんによる各地区防犯パトロールの際に、全戸に啓発チラシの配布をしていただいたところでございます。

さらに昨日の民生児童委員協議会において、担当課から特殊詐欺被害の現状をお話ししたところ、民生児童委員協議会独自の啓発チラシを作成し、各地域の高齢者やひとり暮らし世帯の方への啓発をしていただけるということで、大変ありがたく思っております。

15日には銀行と郵便局のご協力をいただき、訪れた方に啓発チラシを配布し、特殊詐欺に対する注意を呼びかける予定でございます。また、年末に警察、防犯指導員さんが町内金融機関を回り、防犯対策の取り組み強化をお願いしている金融機関防犯診断と、新たにコンビニの巡回箇所に加えて、チラシ配布及びポスター掲示のほか、ATM利用者に対する注意喚起をしていただくなど、特殊詐欺被害防止に向けた協力を依頼しております。

被害に遭われた方は大切な財産を失うばかりか、その精神的な苦痛というのは、はかり知れないものがございます。町民の皆さん一人一人が特殊詐欺の手口に関心を持ち、他人事ではないという危機感を持っていただければと思います。

「払い過ぎた医療費を返します」「ATMで手続きをします」「風邪をひいた、携帯をかえた」などは、特殊詐欺かもしれないと考えとともに、他人にはキャッシュカード等の貴重品

を絶対に渡さないようにし、不審電話があったときに確認できる家族の電話番号の再確認や、家族間での合い言葉を決めておくなどの対策を講じるようお願いしたいと思っております。

また、ご近所の高齢者やひとり暮らし世帯に、一言声をかけていただくなど、家族はもちろん地域の力で特殊詐欺犯罪を防ぎ、犯罪のないまちづくりにご協力をお願いしたいと思っております。

先日滝沢議員のお話の中でも、これから坂城町のビッグプロジェクトとして、全家庭に防災行政無線の端末を配布すると、これ無償で配布するわけですがけれども、全家庭に配布をしまするので、その際にも注意喚起をしたり、無償ですよと、これお金払っちゃいけませんよというようにことをですね、いい機会ですから、全戸に対してPRすることも進めていきたいというふうに思っております。

5番（柳沢君） 今、町長からご答弁がございました。先頭に立ってですね、今後被害を拡大させないようにということで、非常にご努力されているということで、心強く感じました。詐欺にですね、遭われた方は被害者であります。これだけ全国的にですね、被害が発生していながら、国は何をやっているのか、そういう思いを私は持っております。

非通知電話というものがございしますが、私はあれはやめるべきではないかと思えます。犯人の多くは番号を非通知でかけてくるそうです。自分の電話番号も教えずに一方向的に電話をするというのは、非礼でもあります。非通知電話の必要性を挙げる理由も幾つか知っております。しかし納得させるようなものはありません。詐欺に遭われた方は被害者であります。特殊詐欺に遭われた方が非難されることがあってはなりません。

以上で質問を終わります。

議長（塩野入君） 以上で通告にありました11名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから明日14日までの2日間は委員会審査等のため、休会にいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塩野入君） 異議なしと認めます。よって、ただいまから明日14日までの2日間は委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は12月15日、午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時08分）

1 2 月 1 5 日 本 会 議 再 開 (第 5 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 塩野入 猛 君 | 8 番議員 | 塩 入 弘 文 君 |
| 2 〃 | 西 沢 悦 子 君 | 9 〃 | 塚 田 正 平 君 |
| 3 〃 | 小宮山 定 彦 君 | 10 〃 | 山 崎 正 志 君 |
| 4 〃 | 朝 倉 国 勝 君 | 11 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 5 〃 | 柳 沢 収 君 | 12 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 6 〃 | 滝 沢 幸 映 君 | 13 〃 | 入 日 時 子 君 |
| 7 〃 | 吉川 まゆみ 君 | 14 〃 | 塚 田 忠 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者 | 塚 田 陽 一 君 |
| 総 務 課 長 | 青 木 知 之 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 崎 金 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 保 育 園 振 興 幹 | 小宮山 浩 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 大 井 裕 君 |
| 建 設 課 長 | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 池 上 浩 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 関 貞 巳 君 |
| 総 務 係 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 堀 内 弘 達 君 |
| 財 政 係 長 | 長 崎 麻 子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 白 井 洋 一 君 |
| 議 会 書 記 | 竹 内 優 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 請願について

第 2 議案第 5 1 号 上田地域広域連合規約の変更について

第 3 議案第 5 2 号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 5 3 号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について

第 5 議案第 5 4 号 平成 2 9 年度坂城町一般会計補正予算（第 8 号）について

第 6 議案第 5 5 号 平成 2 9 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

追加第 1 議案第 5 6 号 平成 2 9 年度坂城町一般会計補正予算（第 9 号）について

追加第 2 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塩野入君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塩野入君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第 1 「請願について」

議長（塩野入君） 常任委員会に審査を付託いたしました請願について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

議長（塩野入君） 日程第 2 「議案第 5 1 号」以下、日程に掲げた議案につきましては、全て去る 1 2 月 4 日の議会において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第51号 上田地域広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第52号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第53号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第54号 平成29年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」

議長（塩野入君） これより質疑に入ります。

8番（塩入君） 12ページになりますけれども、款10の教育費、項2小学校費の中で、一番右側にありますけれども、就学援助費ですね、28万5千円計上されていますけれども、多分これは入学前に入学に必要な費用を前倒しして出すということで予算つけられたと思います。19市あるわけですが、全部前倒しになっていると。町村でも行われているわけですが、坂城町としては小学校、中学校入学に当たっての就学援助費、何人分でいつごろ配布されるのか。それと次のページの同じ中学校の就学援助費も42万7千円計上されています。中学校入学するには制服が大体四、五万かかると。たくさんかかるわけで、10万近くかかるということいろいろ問題になって、文科省も前倒しということで来ているわけですがけれども、これも同じように何人分でいつごろ配布されるのか。以上です。

教育文化課長（宮下君） 款10教育費、項2小学校費の就学援助費、13ページの款10教育費、項3中学校費の就学援助費等でございますけれども、ご質問のとおり、これまで就学援助の支給につきましては、7月、11月、3月に支給していたところでございますけれども、国の要綱が改正されまして、就学前の者も対象となったことから、町においても入学準備金にかかわる就学援助費の支給について、就学前に支給することとしたこととさせていただきます。

今回その補正でございますけれども、人数的には現在、来年の入学者保護者説明会等で周知をいたしまして、申請を受け付けているところでございます。現在のところ何人というまだ人数は確定していないところでございますけれども、予算的には昨年度の実績を考慮いたしまして、小学校入学7名、中学校入学9名を予定ということで、予算計上をさせていただいております。何月に支給かということでございますけれども、今後申請をまとめまして、1月の教育委員会で審議をいたしまして、2月末に支給する方向で進めているところでございます。

12番（大森君） 2点ちょっとお願いしたいんですが、一つはページ6ページの款2、項3戸

籍住民基本台帳費のところのシステムの改修等で、電算委託は220万ということですが、どんな内容なのか。

それから今、塩入議員から出ました、この支給の2月末めどということですが、この間中学のいろんな制服等の注文等受け付けたと思うんですが、その販売といいますか、引き渡しのときに間に合うのかどうか。その点についてお尋ねします。

住民環境課長（山崎君） 6ページ、戸籍住民基本台帳費の電算委託220万についてご答弁申し上げます。これにつきましては、マイナンバーカードの関係でございまして、婚姻等で姓が変わった方で、希望する方のマイナンバーカードにつきましては、氏名とともに旧姓を併記するためのシステム改修に係る経費でございまして。

教育文化課長（宮下君） 入学前の就学援助費の支給でございまして。その中で議員さんのご質問のとおり、先般12月10日に制服等の受け付け等行いました。そうした中で、制服等の引き渡しにつきましては、2月末とお聞きしてございまして、就学援助費、入学前の支給調整してそれに合わせて支給したいと考えているところでございまして。

12番（大森君） 就学援助費についてはわかりました。

住民基本台帳の件ですけれども、マイナンバーは生まれてから亡くなるまで同一番号で行われるというのは原則で、その間には結婚したり離婚したりという、あるいは養子縁組とかいろんな姓は当然変わるわけですよね。それは当然もう最初にそれは用意されているべき内容じゃないでしょうか。それについていかがでしょうか。

住民環境課長（山崎君） 2回目の質問にお答えいたします。マイナンバーカードでございまして、当然番号については変わることはございませぬ。今回の変更でございまして、マイナンバーカードの重要な機能の一つとして、本人確認等の身分証としての利用がございまして。婚姻等をされても会社での勤務などは旧姓のまま社会活動されている方は相当数いると考えられますけれども、現在は戸籍しか旧姓を確認する手段がございませぬ。マイナンバーカードに旧姓併記がされると、その都度戸籍を取得しなくても、マイナンバーカードを提示することで公的証明として旧姓が確認できるようになりまして、住民の方の利便性が向上するものと考えております。国民一人一人が活躍できる社会づくりの基盤として、希望する方の申請により、マイナンバーカードへの旧姓の併記を可能とすると、そのようにするというものでございまして。

議長（塩野入君） ほかにありませんか。

9番（塚田君） ページ10の款6農林水産業費ですが、この説明の中で直売所拠点機能向上対策事業施設等工事255万がありますが、これは「あいさい」の増築工事の、またこの「あいさい」の工事が6月議会で承認されていましたが、それが大分おくれおくれになっています、そのおくれの原因と、この工事の内容をお伺いします。

産業振興課長（大井君） 10ページの直売所拠点整備機能向上対策事業費のご質問についてお答えを申し上げます。

初めに6月補正で計上したものについて、今までの経過についてご説明をさせていただきたいと思います。直売所拠点整備機能向上対策事業として今年度事業化をいたしました農産物直売所の農産物の物販スペースなどの増築の工事の経過でございますけれども、まず増設工事などを行うための財源として、国へ地方創生拠点整備交付金の申請を29年3月に行い、本年5月に国の28年度からの繰越予算において、交付決定がなされました。

また、この交付金は国の28年度の補正予算において創設された事業でありますので、交付申請の締め切りまでの期間が非常に短かったため、概算での事業費の交付申請を行ってまいった状況でございます。町から3月に交付申請をいたしまして、この事業に対して国は5月に交付決定という形で事業認可をしていただきました。事業認可をしていただきましたので、6月議会において補正をお願いしまして、国への交付対象時の概算事業費で予算を計上させていただいて、お認めをいただいたところでございます。

その後設計業者に増設工事などの設計を委託して具体的な工事費などが決定いたしましたので、改めて国に補正予算の変更届を提出して、この10月に変更が承認されたところでございます。こういった経過で時間を要したという部分がございます。

この交付対象経費として変更が承認されました交付申請額について、町の一般会計においても同様の額の予算とするため、11月に開催されました臨時議会において、補正予算を計上してお認めをいただいております。

また、この交付決定された地方創生拠点整備交付金は国の繰越予算でありますので、今年度中に施工業者などへの支払いまで完了させなければなりませんので、少しでも工期の期間を長くとりといったところから、すぐ入札をして3月9日までの工期で事業着手をしているというところで、工期をとるために臨時会をお願いをしたところでございます。

次に今回の補正予算でございますけれども、国と協議を重ねる中で交付金の対象とならなかった工事などについて、補正をお願いするものでございます。今年で7年が経過しメンテナンスが必要となっており、また新設する建物との外観を統一するために既存の直売所の外壁の塗装や、外部に衛生管理上も必要な農産物等を搬入する際や、食堂を利用される方の手洗いや靴についた泥などを洗い流す独立した給排水設備、それから既存の建物の下屋にシャッターを設置する経費などがございます。この工事につきましても、交付対象となっております増設工事とあわせて完了させるために、今回補正をお願いしたところでございます。

9番（塚田君） 11月のねずみ大根まつりに間に合わせるという当初の予定から、大変おくれたということでもありますけれども、今、答弁の中で交付金の対象外の工事というんですが、私たち総務産業常任委員会でも、この「あいさい」に閉会中の調査で行きました。そのときに図

面をもらいました。そのときには図面では、新しい増築部門と既存の部門との間があいているわけです。つながっていないと。これはどういうことだということなんですけれども、これは今説明がありました交付税の対象にならないというのは、既存の建物と新たに拡張する建物との接点はどのようになっているのかと。ですから離れていては、外へ出てまた食堂部門のほうへ入るということで、大変不思議に思ったんですが、その辺の詳細な工事の内容はどうなんでしょう。そしてこの255万円の追加ということですが、これは相当の工事だと思うんですが、我々素人が思うと、ただくっつけば、そんなに255万もかからないというふうに思うんですけれども、その辺はどうなんでしょう。

産業振興課長（大井君） 既存の建物と新設する建屋のほうとの接続に関しましては、それぞれの建屋独立しておりますけれども、外壁をつなぎまして、正面の入り口、出入り口については1カ所として同一の出入り口から入って、食堂部分と直売所、農産物の販売部門と、左右に分かれるような形状としておりますので、建物全体としては一体の建物というような形になってまいります。

それから工事の今回補正をお願いしております255万円の内容につきましては、先ほど申し上げました既存の現在の直売所の外壁の塗装、それと独立して設置いたします給排水設備、水道の設備、それから既存の建物の下屋にシャッターを設置するといった工事の内容でございます。

10番（山崎君） 今の塚田議員の質問の関連ですけれども、我々も「あいさい」のときに、図面は見ているんですけれども、変更になってどんなものができるのか、我々全くわかっていないものですから図面の提供を求めますけれども、それはいかがでしょうか。図面の提供はできますか。

産業振興課長（大井君） 工事図面につきましては、もう既に工事も着手しておりますので、図面も完成しておりますので、後ほどお渡ししたいというか、ご提示したいと思います。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第55号 平成29年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（塩野入君） 続いて追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第56号 平成29年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長(塩野入君) 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長(山村君) それでは、議案第56号「平成29年度坂城町一般会計補正予算(第9号)」について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億1,396万9千円とするものであります。

歳入の内容につきましては、寄附金5万円、基金繰入金113万3千円をそれぞれ増額するものでございます。

一方歳出の内容につきましては、食育・学校給食センターの配送用コンテナ車修理90万円、坂城保育園備品購入費16万3千円、農産物加工施設備品修理7万円、小・中学校図書購入費5万円をそれぞれ増額するものでございます。以上よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長(塩野入君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時24分～再開 午前10時34分)

議長(塩野入君) 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第56号 平成29年度坂城町一般会計補正予算(第9号)について」
「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第2「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長(塩野入君) 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(塩野入君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長(塩野入君) 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長(山村君) 平成29年第4回坂城町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げ

げます。

12月4日に開会されました本定例会は、本日までの12日間ご審議をいただきました。提案をいたしました専決報告、協定の変更、条例の一部改正、一般会計及び特別会計補正予算、全ての議案につきまして原案どおりご決定を賜り、まことにありがとうございました。

さて、6日午前0時13分ごろ、長野県中部を震源地とした地震があり、当町におきましても役場に設置した地震計で震度4を観測いたしました。

今回の地震が発生した際、気象庁から各携帯会社を通じての緊急地震速報のほかに、町にJアラートによる地震情報が伝達されたことにより、すぐメール及びUCV（上田ケーブルビジョン）のL字放送での地震発生による注意喚起を行いました。

また、地震発生後、午前0時半過ぎに副町長以下、防災担当職員が参集し、被害情報の収集を行うとともに、8時半から課長会議を開催し、町施設等の被害状況について調査を実施いたしました。他市町村では瓦が落ちるなどの被害がありましたが、当町におきましては大きな被害はありませんでした。地震が発生しても慌てず落ち着いて、まず自分の身を守り、揺れがおさまったら火の始末をして安全な場所に避難するよう、日ごろから心がけることが大切で、今後さらなる啓発に努めてまいります。

次に、現在施工中の役場庁舎太陽光設備設置工事につきましては、前庭駐車場屋根にパネルの設置が終了し、今後、蓄電池及びグリッド管理装置等の設置を予定しております。年内には試験運転を実施し供用開始となる計画で、庁舎で使用する電力使用量の約7%に当たる発電量を予定し、平常時は庁舎内の照明のLED化の推進などとあわせ、省エネルギー化を推進するとともに、災害時には防災拠点となる役場庁舎の非常用電源として運用してまいります。

トータルメディアコミュニケーション施設整備事業につきましては、屋外拡声子局の設置工事が進みつつあり、来年の1月下旬より試験運用を開始するとともに、全戸、全事業所へ戸別受信機を無償貸与として配布を行ってまいります。受信機本体はもちろんのこと、電波の状況によりましては屋内や屋外にダイポールアンテナを設置する工事が必要となりますが、この工事につきましても費用は町負担で行いますので、金銭の請求やお振り込みをお願いすることはありません。町では広報1月号でお知らせするとともに、配布事業者には身分証を携帯させるほか、配布事業者が訪問する時期をご案内する事前通知をして、あわせて詐欺に関する注意喚起事項について掲載し、住民の皆さんへ周知を図ってまいります。

さて、医療機関にお聞きすると、インフルエンザワクチンが全国的に不足しており、予防接種が受けづらい状況となっております。12月中旬以降、順次ワクチンの供給がされるということでございますが、町ではこういった状況に鑑み、65歳以上の方を対象として実施しておりますインフルエンザ予防接種の接種費用の助成期間を1カ月延長し、1月末までといたしました。これからインフルエンザの流行シーズンを迎えます。インフルエンザウイルスに「かか

らない」「うつさない」ためにも、外出後の手洗いやうがい、またバランスのよい食事と十分な休養に心がけていただくようお願い申し上げます。

さて、12月20日に第2回坂城経営フォーラムを坂城テクノセンター研修室において、上平出身で宇宙航空研究開発機構（JAXA）名誉教授であり、NPO法人「子ども宇宙未来の会」理事に就任されております平林久さんを講師にお招きして、「千曲の谷から広い宇宙へ」と題しまして、講演をいただきます。またとない機会でありますので、大勢の皆様にご聴講いただきたいと思います。

また、12月22日、南条小学校5年生が町内企業と信州大学のファブラボ長野の学生と一緒に、「ねずこん回路 光るキーホルダーを作ろう」をテーマとしたものづくり授業を行います。

以前、テックショップ東京などで行われました新しいねずこんグッズを製作するイベントの中から出されたアイデアの一つを利用して、ものづくりの楽しさと魅力をわかってもらい、将来の技術者を育てる取り組みの一貫として行われるものであります。子供たちにとりましては、よいクリスマスプレゼントになればと考えております。

さて、これから新年度に向けましての当初予算編成作業が本格化してまいります。歳入の見通しにおきましては、法人町民税や地方交付税など、一般財源を含む歳入の確保は容易ではないと考えているところであります。こうした厳しい状況ではありますが、事務事業の一層の効率化を図る中で、将来のまちづくりに向けた施策展開が図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

何かと慌ただしい季節でもあります。12月1日から31日までの1カ月間は、年末特別警戒期間として、警察、防犯指導員、千曲交通安全協会、交通指導員などの皆様と連携し、防犯・交通安全の啓発を強化しております。年末年始は犯罪や交通事故が増加する時期でもあります。招集挨拶でも申し上げましたが、11月24日には「特殊詐欺非常事態宣言」を発令したところであり、特殊詐欺被害の防止を重点目標の一つに掲げる中で、犯罪被害や交通事故、飲酒運転の防止に向け、さらなる啓発活動に取り組んでまいります。町民の皆様には、犯罪や交通事故の被害に遭わぬよう、一層のご注意をお願い申し上げます。

また、12月27日から30日までの4日間は、町消防団による歳末特別警戒が行われます。消防団員には夜間の警戒に対し敬意と感謝を申し上げるとともに、住民の皆様におかれましては、大切な生命、財産を守るため、火の取り扱いには十分注意されますよう重ねてお願い申し上げます。

さて、来年平成30年は、「戊戌（つちのえ・いぬ ぼじゅつ）」の年であります。中国の古い思想によれば、「戌」・「戌」ともに「土」の性質を持つ「比和」とされ、同じ性質が組み合わさり勢いが増すとと言われております。「土」は「万物を育成し保護する性質」とされ、

さらには「四季の移り変わりの象徴」とされておりますが、「戌」「戌」とも「茂る」という意味があり、余り茂り過ぎないように「剪定」をすることも必要とされており、しっかりコントロールすることが大切な年だと言われております。

年が明けますと、元旦には1年間の健康を願う元旦マラソン、1月4日には新年の願いを込めて書き初めを行う席書大会、新春賀詞交歓会が開催されます。

また、1月13日には、坂城テクノセンターで「ライフ・ステージエコー2018」が開催されます。今回はフラメンコ、ラテン、クラシック、ポップスのフィールドで活躍する演奏家4人が新たなフラメンコ音楽の世界をお届けします。

また、1月21日は町消防団の出初式が挙行されます。街頭行進等、大勢の皆様のご観覧をお願いいたします。

このように年末年始には盛りだくさんの行事がございます。また、1月には、各区の新年総会も予定されております。

議員各位におかれましても健康に十分留意され、新しい年をお迎えいただきますようお祈り申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（塩野入君） これにて平成29年第4回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時45分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 塩野入 猛

坂城町議会議員 入 日 時 子

坂城町議会議員 塚 田 忠

坂城町議会議員 西 沢 悦 子